

生物多様性の保全と 持続可能な利用について

- COP10 における主要課題 -

平成 22 年 10 月

衆議院調査局環境調査室

「衆議院ホームページ」の「調査局作成資料」にて本資料の電子ファイル（PDFファイル）を閲覧することができます。

<電子ファイルへのアクセス方法>

「衆議院ホームページ（<http://www.shugiin.go.jp/>）」 「調査局作成資料（http://www.shugiin.go.jp/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/index.htm）」をクリック 「各調査室作成資料」をクリック 資料名を選択してクリック 電子ファイルが開きます。

本資料は、平成 22 年 10 月 1 日時点の各種資料等に基づき、作成したものである。

本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。

Tel 03-3581-5111（代）
（内線） 68606、68607、68611、68619
03-3581-6733（直通）
Fax 03-3581-7700

担当：那須、大友、後藤、森川、原

発刊に当たって

我々が住んでいる地球上には、既に知られている生物種が約 174 万種以上、未知の生物も含めると約 3,000 万種が生息しているものと推測されています。我々人類は、これらの生物の多様性がもたらしてくれる恵沢（生態系サービス）なしでは、豊かな暮らしの営みはもとより、生きることすら出来ないと言えます。すなわち、人類の生活や文化は、この生物多様性からの食料、薬及び木材等の供給等によって、維持・形成されてきています。

しかし、現在、地球上の至る所で、熱帯林の減少、外来種侵入による在来種の減少、サンゴ礁の劣化等の事案が多数起こっており、生物多様性の急速な減少・喪失が世界的に懸念されております。

ところで、「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）が平成 4 年（1992 年）に採択され、その翌年に我が国も批准しました。これを受けて、我が国は平成 7 年（1995 年）に初の「生物多様性国家戦略」を策定し、その後、平成 14 年及び 19 年の改定を経て、今年 3 月には現在の「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定されました。また、この間の平成 20 年には、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることでその恵沢を将来世代も享受しうる社会を形成するための、自然環境関連各法の上位に位置する法律となる「生物多様性基本法」が議員立法により制定されました。

今月いよいよ、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が、愛知県名古屋市において、我が国が議長国となって開催されます。そこでは、「ポスト 2010 年目標」や「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」等、生物多様性に係る今後の国際的動向を左右する極めて重要な諸課題についての議論等が行われる予定であり、議長国である我が国に課せられた責務は大きいと言えます。

本資料は、委員会審査の参考に供することを主な目的に、生物多様性の保全等に関する国内外の現状や主な課題について、簡明に取りまとめたものです。

本資料が議員の立法調査活動の上での一助となれば、誠に幸いです。

平成 22 年 10 月

衆議院調査局環境調査室長
専門員 高梨金也

調 査 担 当 者

衆議院調査局環境調査室

専門員（室長） 高 梨 金 也

首席調査員 花 房 久 美

次席調査員 関 武 志

調 査 員 那 須 茂

調 査 員 大 友 裕 之

調 査 員 後 藤 一 平

調 査 員 森 川 友 紀 子

調 査 員 原 拓 史

目 次

生物多様性をめぐる状況

1 生物多様性とは	1
(1) 生物多様性の定義	1
(2) 生態系サービスの機能	3
2 生物多様性の現状	5
(1) 世界の生物多様性の現状	5
(2) 日本の生物多様性の現状	8
(3) 生態系サービスの劣化による経済的損失	11
3 生物多様性の保全に向けた取組	13
(1) 国際的な取組	13
(2) 国内における取組	20

生物多様性条約第 10 回締結国会議 (COP10) における主要課題

1 生物多様性条約第 10 回締結国会議 (COP10) の概要	37
2 ポスト 2010 年目標	40
(1) 2010 年目標の未達成	40
(2) ポスト 2010 年目標の策定に向けた国際交渉の経緯	43
(3) COP10 におけるポスト 2010 年目標の課題	50

3 遺伝資源アクセスと利益配分 (A B S)	52
(1) 遺伝資源アクセスと利益配分 (A B S) とは	52
(2) A B S に係る国際交渉の経緯	56
(3) A B S 交渉に係る論点と議論の状況	58
(4) 団体等からの主な意見等	64
(5) C O P 10 における A B S 交渉の課題	66
4 その他の主な議論のポイント	68
(1) S A T O Y A M A イニシアティブ	68
(2) ビジネスと生物多様性	70
(3) 気候変動と生物多様性	72
(4) 資金メカニズム	74
5 カルタヘナ議定書第5回締約国会議 (M O P 5) における国際交渉 ..	79
(1) カルタヘナ議定書の概要	79
(2) カルタヘナ議定書「責任と救済」	80
(3) M O P 5 における国際交渉の課題	82

(参考資料)

生物の多様性に関する条約 (平成 5 年条約第 9 号)	85
--------------------------------------	----

生物多様性をめぐる状況

1 生物多様性とは

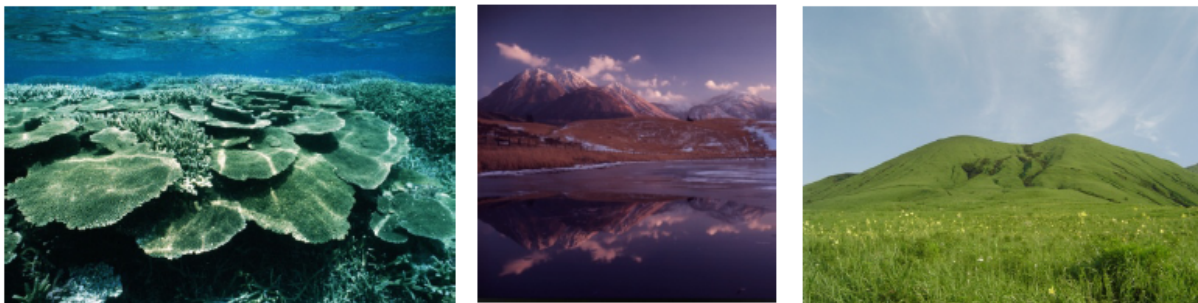
(1) 生物多様性の定義

地球上には未知の生物も含めると 3,000 万種ともいわれる多種多様な生きものが森や川、海でお互いにつながり合いながら生きている。これが「生物多様性」である。

「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」(平成5年条約第9号)第2条において、「『生物の多様性』とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」とされているように、生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルの多様性がある。

の「生態系の多様性」とは、森林、湿原、干潟、サンゴ礁、河川など様々なタイプの生態系があることである(図 - 1 - 1 参照)。

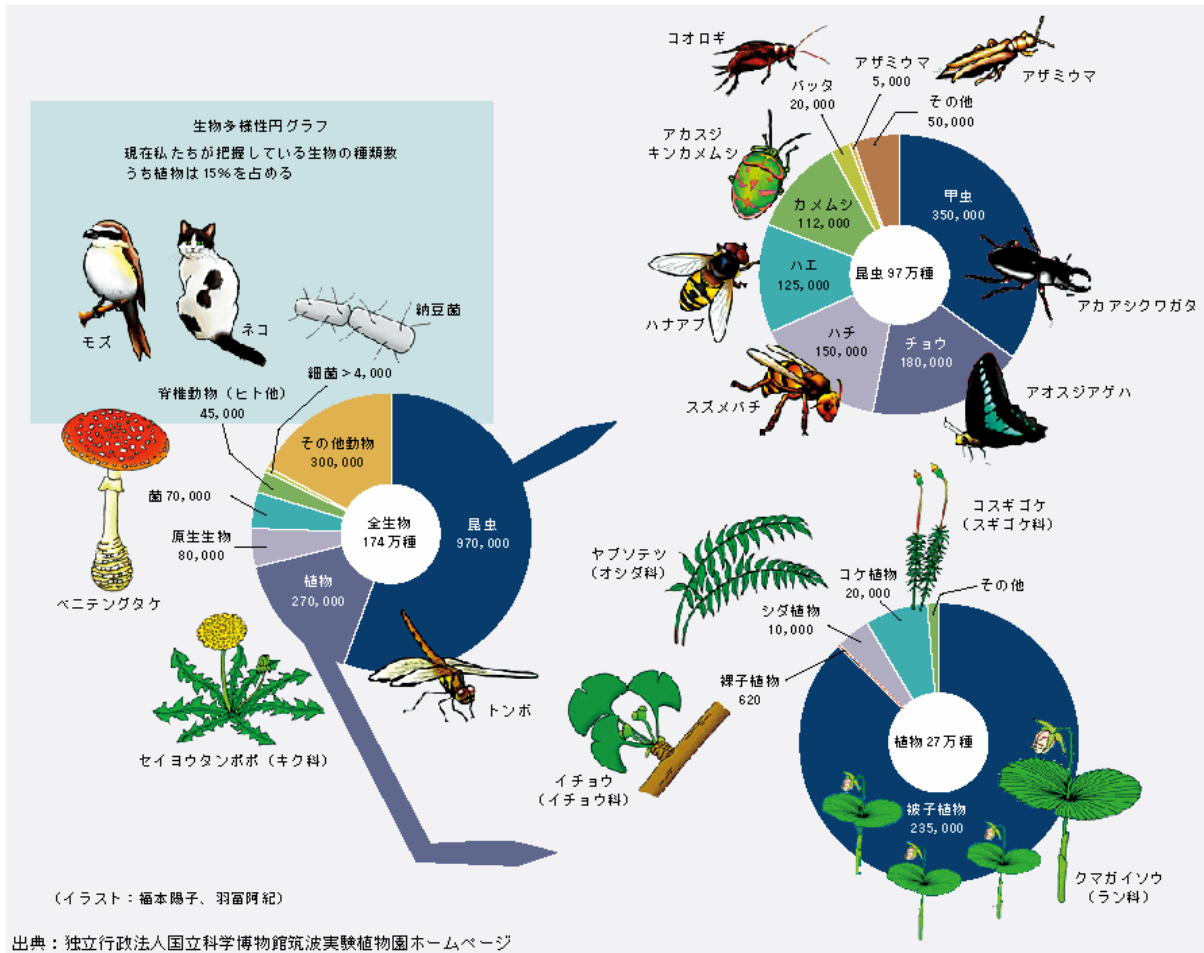
図 - 1 - 1 : 生態系の多様性



(出所：環境省資料)

の「種の多様性」(種間の多様性)とは、動植物から細菌に至るまで様々な種類の生物が生息・生育していることである。我々の既知の種の数でも約 174 万種(図 - 1 - 2 参照)、未知のものを含めると 3,000 万種とも推定される多くの生物が存在している(図 - 1 - 3 参照)。それぞれの動植物は、例えば、植物を草食動物が食べ、その草食動物を肉食動物が食べるという食物連鎖などでつながり合っている。

図 - 1 - 2 : 既知の生物の種類数



(出所：平成 22 年度環境白書)

図 - 1 - 3 : 種の多様性



(出所：環境省資料)

の「遺伝子の多様性」(種内の多様性)とは、同じ種でも異なる遺伝子を持ち、形や模様、生態などに多様な個性があることである。例えば、ゲンジボタルの発光周期は中部山岳地帯の西側と東側とで異なることや、千差万別なアサリの貝殻の色や模様は遺伝によるものと考えられていることなどが挙げられる(図 - 1 - 4 参照)。

図 - 1 - 4 : 遺伝子の多様性 (千差万別なアサリの貝殻の色や模様)



(出所 : 環境省資料)

(2) 生態系サービスの機能

我々は生物多様性から多くの様々な恩恵を受けて生活している。例えば、毎日食べている肉や魚、果物などの食料品、家の建築や紙の製造に使われる木材など、生物多様性なしには我々の生活は成り立たない。

このように生物多様性を基盤とする生態系から我々が受ける恩恵は「生態系サービス」と呼ばれ、上記のようなサービスを含め、4つのサービスに分類される。その4つとは、供給サービス、調整サービス、文化的サービス、基盤サービス、の4つのサービスである。

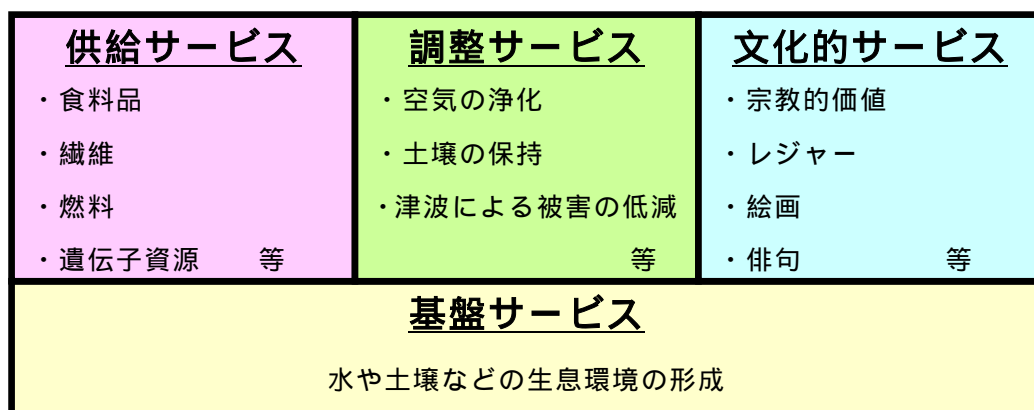
の「供給サービス」は、我々に生産物を与えてくれる機能のことである。我々は、動物・植物・微生物から、食料品をはじめとして、綿・麻・絹などの繊維、燃料、さらにはバイオテクノロジーに用いられる遺伝子資源を得ることができる。

の「調整サービス」は、人間社会に対する環境の影響の変化を緩和してくれる機能のことである。例えば、森林は、空気を浄化したり、樹木等が根を張ることで土壌を保持したりし、また沿岸のマングローブやサンゴ礁は、ハリケーンや津波等による被害を低減する。

の「文化的サービス」は、生態系が存在することで、精神的な豊かさを与えてくれる機能のことである。我々は自然に対して畏敬の念を抱き、自然の中に宗教的価値を見出したり、自然の中でレジャーを楽しんだり、自然物を対象として絵画や俳句を創作したりする。

の「基盤サービス」は、これら から の各サービスの基盤となるもので、水や土壌などの生息環境を形成することである (図 - 1 - 5 参照)。

図 - 1 - 5 : 4つの生態系サービス



(当室作成)

このように我々の生活は生物多様性とそれを基盤とする生態系サービスの上に成り立っていると見える。

2 生物多様性の現状

(1) 世界の生物多様性の現状

我々にすでに知られている生物種の数約 174 万種であり、その内訳は、動物が約 132 万種、植物が約 27 万種、原生生物(アメーバ等)が約 8 万種、菌類が約 7 万種とされている。国連が行った「ミレニアム生態系評価」¹においては、人間活動による生物多様性の喪失と生態系サービス(人々が生態系から得ることのできる便益)の劣化(表 - 2 - 1 参照)や現在の生物の絶滅速度が過去と比較して 100 ~ 1,000 倍に加速している現実が示され、21 世紀前半にはさらに生物多様性に加速度的かつ不可逆的な変化が生じるリスクも増加すると指摘されており、これに貧困の悪化が加わり、生物多様性の喪失等が改善されない場合は将来世代が受ける利益が大幅に減少するとしている。

表 - 2 - 1 : 生物多様性の喪失と生態系サービスの劣化

項目	内容
土地利用	1700 ~ 1850 年の 150 年間よりも 1950 年以降の 30 年間の方が農耕地に転用された土地面積が多く、現在の農耕地面積は陸地表面の約 4 分の 1 を占めている。
サンゴ礁	20 世紀末の数十年間で、世界のサンゴ礁の約 20% が失われ、さらに 20% が劣化した。
二酸化炭素	1750 年以来、主として化石燃料の燃焼と土地利用を起因として、大気中の二酸化炭素濃度が約 32% (280ppm から 376ppm (2003 年)) 増加し、その増加の約 6 割は 1959 年以降に生じた。
生物種数	多くの分類群において、大半の種の個体数や生息域のいずれか、または両方が現在衰退し続けている。過去数百年にわたり、地球の歴史上の平均的絶滅速度の 1000 倍ほどに生物種の絶滅速度が増加した。
生物種分布	地球上の生物種の分布は均一化が進んでいる。旅行や輸送の増加に関連する生物種の移動の結果として、生物種の種類相が似てきている地域が増えている。

(出所: Millennium Ecosystem Assessment, 2007)

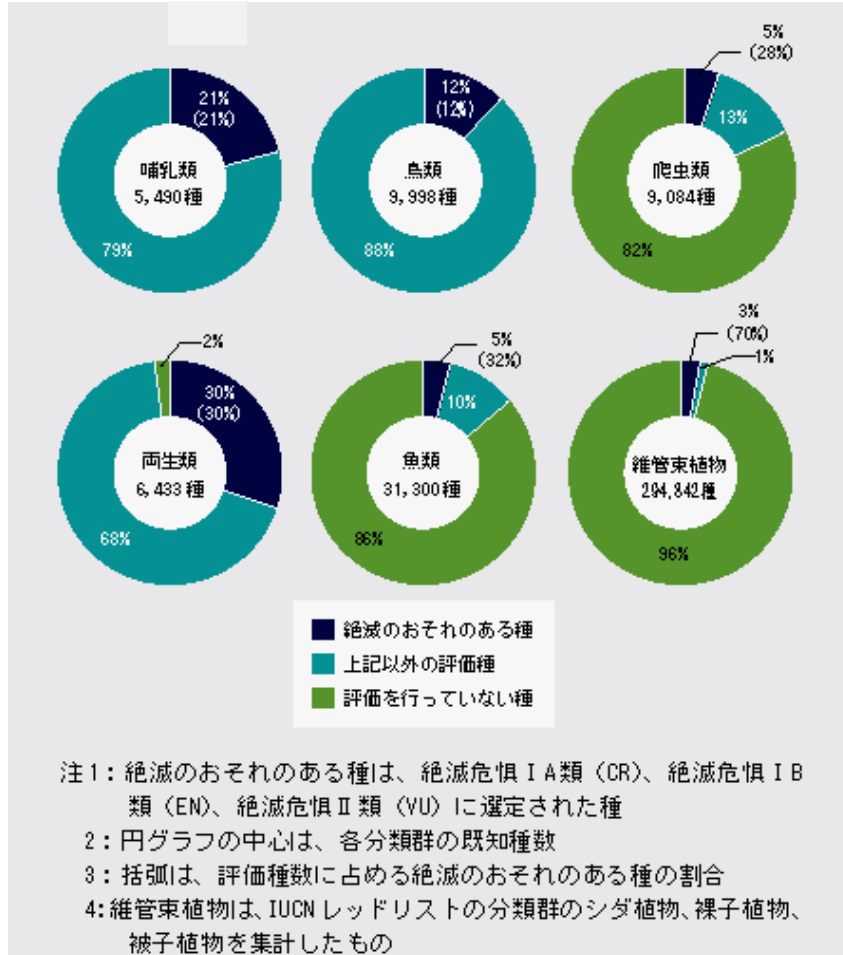
世界の政府機関や N G O、科学者で構成される国際自然保護連合(I U C N)が 2009 年 11 月に発表した絶滅危惧種リスト(レッドリスト)では、評価対象の 47,677 種の野生生物のうち絶滅危惧種は前年より 363 種増えて 17,291 種とされ、評価対象種全体の約 36% となった。絶滅危惧の原因は、生息地の破壊、狩猟や採集、外来種の持込み、水・土壌汚染などが挙げられている。また、既に絶滅もしくは野生では絶滅したとされる生物もタンザニアに生息していたキハンシヒキガエルなど 6 種増え、計 875 種となっ

¹ アナン前国連事務総長の呼びかけに基づき、2001 年から 2005 年にかけて世界の 1,360 人以上の科学者により実施された世界初の総合的な地球規模の生態系評価をいう。

た。

評価対象種のうち絶滅危惧種の占める割合は、哺乳類 21%、両生類 30%、鳥類 12%、爬虫類 28%、魚類 32%、維管束植物（シダ・裸子・被子植物）70%、無脊椎動物 35%となっている（図 - 2 - 1 参照）。

図 - 2 - 1 : 世界の絶滅のおそれのある野生生物の種の割合



(出所 : 平成 22 年度環境白書)

また、2010 年 5 月に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第 3 版 (G B O 3)」では、世界の生物多様性の現状評価を行った結果、2002 年にオランダのハーグで開催された生物多様性条約第 6 回締約国会議 (C O P 6) において採択された「締約国は現在の生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減少させる」という、いわゆる「2010 年目標」は達成されなかったと結論付けられた (図 - 2 - 3 参照)。

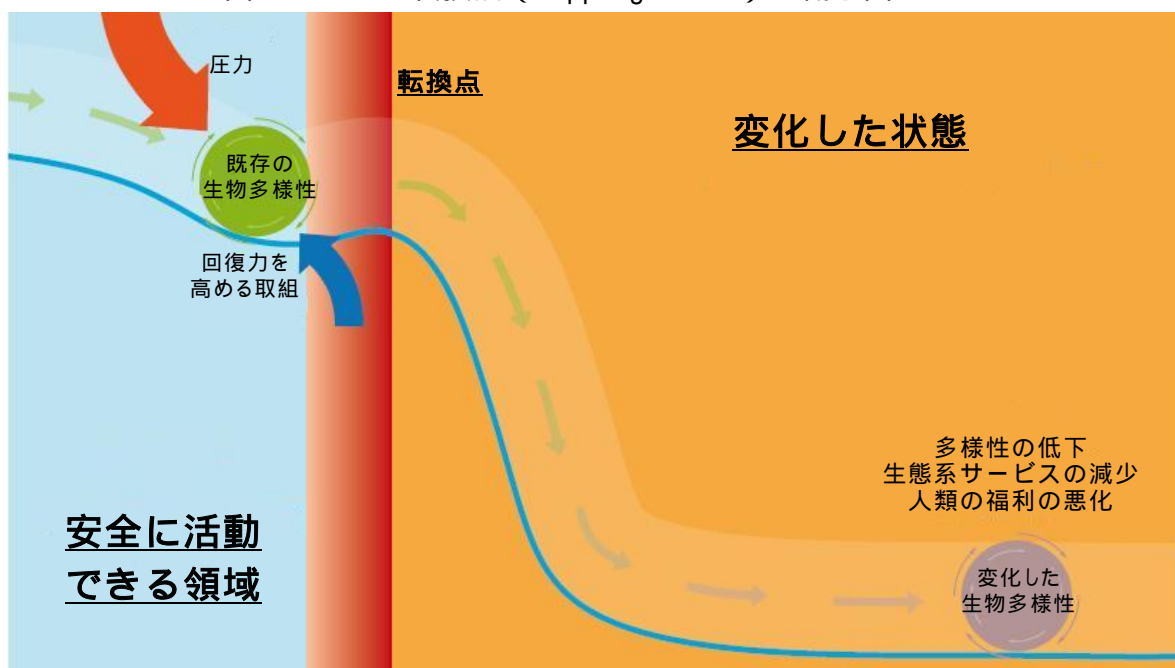
G B O 3 は、現状評価で、遺伝子、種、生態系という生物多様性を構成するすべての要素で損失が継続していると指摘している。絶滅危惧種をめぐる状況は悪化しているとし、とりわけ両生類やサンゴに絶滅の危機があるとしている。また、1970 年から 2006 年までの間に野生の脊椎動物の約

3分の1が失われ、その減少が続いており、このような状況は熱帯地域や淡水生態系で特に深刻であるとしている。生態系を育む湿地、海水域、藻場、サンゴ礁が急速に減少し、森林や河川等の生態系も広範囲に分断と劣化が起こっており生物多様性が失われているとしている。農作物や家畜についても、これまで人の手によって多様化し、維持されてきたが、遺伝子の多様性が引き続き減少していると指摘している。

なお、生物多様性の損失の直接的要因として、生息地の変化、乱獲等の過剰利用、環境汚染、侵略的外来種、気候変動を挙げ、これらが継続・増加していると分析評価している。

さらに、将来予測では、これまでにない早い速度で種の絶滅が進行して生息地が失われるとし、生態系がある転換点 (tipping point) (図 - 2 - 2 参照) を超えてしまうと、生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービスの劣化が生じるおそれが高まることも指摘している。具体的には、森林伐採と山火事、気候変動の相互作用による植生の変化や地域的な降雨量の減少、肥料や下水の流入による水域の富栄養化、海洋の酸性化、海水温の上昇等による漁業資源の減少によって、最初に貧困層が生態系サービスの損失の影響を受け、最終的にはすべての社会が影響を被るとしている。

図 - 2 - 2 : 転換点 (Tipping Point) の概念図



(出所 : 地球規模生物多様性概況第 3 版 (G B O 3) (当室にて仮訳))

図 - 2 - 3 : 地球規模生物多様性概況第3版 (G B O 3) における
生物多様性条約 2010 年目標の達成状況を測る指標の傾向

生物多様性の構成要素の状況と推移							
	特定の生物群系、生態系及び生息地の規模	生息環境の面積は世界のほとんどで減少。森林面積は一部地域で増加。マングローブについてはアジアを除き損失速度が減少。🌿🌿					
	特定の種の個体数及び分布	個体数と分布が限られているほとんどの種は減少。🌿🌿🌿 (ただし限られた分類群を評価)					
	絶滅危惧種の状況の変化	いくつかの種は回復がみられるものの、多くの絶滅危惧種で絶滅リスクが増大。🌿🌿🌿 (絶滅危惧種を評価)					
	家畜、農作物、養殖魚の遺伝的多様性	作物の遺伝的多様性が減少している可能性がある。🌿 (ただし確実性の高い事例も多い)					
	保護地域の指定範囲	保護地域の面積は陸上、海洋の双方で増加。多くのエコリージョン、特に海洋生態系の保護は依然不十分。保護地域の管理の有効性はばらつきがある。🌿🌿🌿					
生態系の一体性と生態系が提供する財とサービス							
	海洋食物連鎖指数 (平均栄養段階)	強い漁獲圧にもかかわらず、平均栄養段階レベルは1970年以降地球規模では緩やかに増加しているが、地域的に大きく異なる。🌿🌿🌿					
	生態系の連続性と分断化	コリドーや連続性の価値が認識されつつあるにも関わらず、ほとんどの陸上・水域生態系でますます分断化が進行している。🌿🌿🌿					
	水域生態系の水質	世界のほとんどの場所で水質が悪化している可能性。一部地域では汚染の管理により改善している。🌿🌿					
生物多様性に対する脅威							
	窒素の集積	地表の反応性窒素の生成速度が倍加。栄養塩汚染の影響も増加している。🌿🌿🌿					
	侵略的外来種の動向	あらゆる生態系において外来種の増加、拡大がみられる。🌿🌿 (ただし確実性の高い事例も多い)					
持続可能な利用							
	持続可能な管理下にある森林、農業、水産業生態系の面積	様々な取組が行われているが、本質的な増加のためには更に大きな努力を払う必要がある。🌿					
	エコロジカル・フットプリントとその関連概念	人類によるエコロジカル・フットプリントは増加。資源効率の向上のための努力は、富裕層増加による消費拡大により打ち消されている。🌿🌿🌿					
伝統的知識・工夫・慣行の状況							
	言語の多様性と先住民言語の話し手の数	多くの少数民族の言葉が消滅の危機にあり、言語の多様性が減少する可能性が極めて高い。🌿 (ただし確実性の高い事例も多い)					
ABS (遺伝子資源のアクセスと利益配分) の状況							
	ABS指標の開発	追加的な指標の必要性和そのオプションについてABS作業部会が検討中。					
資源移転の状況							
	生物多様性条約の支援のために提供される政府開発援助 (ODA)	生物多様性のためのODAは過去数年で増加。🌿🌿🌿					
	好ましくない変化		好ましい変化		地球規模での明確な傾向はない。地域や生物群系により、好ましい・好ましくない変化が見られる。		結論付ける十分な情報がない
確かさ: 🌿 低い 🌿🌿 中程度 🌿🌿🌿 高い							

(出所 : 地球規模生物多様性概況第3版 (G B O 3))

(2) 日本の生物多様性の現状

我が国は、ユーラシア大陸に隣接して南北に長く、海岸から山岳までの

標高差があり、四方を海に囲まれて6,800余りもの島々からなる国土を有している。降水量にも恵まれ、亜寒帯から亜熱帯にいたる様々な気候帯が存在する。国土の面積は約38万km²であり、陸域では、狭い国土の割には豊かであつ固有種の多い生物相が見られ、他方、海域では、南北に流れる海流や総延長約35,000kmにもなる海岸線により、比較的豊かな海洋の生物多様性を有している。

しかし、昭和20年代から40年代にかけての高度経済成長期における国土のインフラ整備等による開発や自然環境の改変などにより、以後現在までの50年間で我が国の生態系にも様々な影響が生じ、生物多様性が損なわれてきている。

環境省の生物多様性総合評価検討委員会が、平成20年度から2年間にわたって過去50年間の生物多様性や生態系に関する既存の科学的・客観的な情報等を総合的に分析・評価して平成22年5月に公表した「生物多様性総合評価報告書（JBO）」では、1950年代後半から現在までの我が国の生物多様性の損失の状況について、以下のように評価している。

人間活動に伴う我が国の生物多様性の損失は全ての生態系に及んでおり、全体的にみれば損失は今も続いている。

特に、陸水生態系、沿岸・海洋生態系、島嶼（とうしょ）生態系における生物多様性の損失が大きく、現在も損失が続く傾向にある（図-2-4参照）。

損失の要因としては、「第1の危機（開発・改変、直接的利用、水質汚濁等の人間活動や開発による危機）」、とりわけ開発・改変の影響力が最も大きい。現在、新たな損失が生じる速度はやや緩和されている。「第2の危機（里地里山等の利用・管理の縮小等の人間活動の縮小による危機）」は、現在なお増大している。また、近年、「第3の危機（外来種、化学物質等の人間により持ち込まれたものによる危機）」のうち外来種の影響は顕著である。「地球温暖化の危機（地球温暖化による生物への影響）」は、特に高山、サンゴ礁、島嶼のような脆弱な生態系で懸念される。これらに対して様々な対策が進められ、一定の効果を上げてきたと考えられるが、間接的な要因として作用している我が国の社会経済の大きな変化の前には、必ずしも十分といえる効果を発揮できてはいない。

現在、我々が享受している物質的に豊かで便利な国民生活は、過去50年の国内の生物多様性の損失と国外からの生態系サービスの供給の上に成り立ってきた。2010年以降も、過去の開発・改変による影響が

継続すること（第1の危機）、里地里山などの利用・管理の縮小が深刻さを増していくこと（第2の危機）、一部の外来種の定着・拡大が進むこと（第3の危機）、気温の上昇等が一層進むこと（地球温暖化の危機）などが、さらなる損失を生じさせると予想され、間接的な要因も考慮した対応が求められる。そのためには地域レベルの合意形成が重要である。

陸水生態系、島嶼生態系、沿岸生態系における生物多様性の損失の一部は、今後、不可逆な変化を起こすなど重大な損失に発展するおそれがある。

図 - 2 - 4 : 1950年代後半から2010年までの日本の生物多様性の損失

	損失の状態と傾向		損失の要因(影響力の大きさ)と現在の傾向				
	本来の生態系の状態からの損失	1950年代後半の状態からの損失と現在の傾向	第1の危機 開発・改変 直接的利用 水質汚濁	第2の危機 利用・管理 の縮小	第3の危機 外来種 化学物質	地球温暖化の危機	その他
森林生態系							
農地生態系	-						・農作物や家畜の地方品種等の減少
都市生態系	-			-			
陸水生態系							
沿岸・海洋生態系				-			・サンゴ食食物の異常発生 ・藻場の磯焼け
島嶼生態系				-			

凡例

評価対象	状態		要因			
	現在の損失の大きさ	損失の現在の傾向	評価期間における影響力の大きさ	要因の影響力の現在の傾向		
凡例	損なわれていない	回復	弱い	減少		
	やや損なわれている	横ばい	中程度	横ばい		
	損なわれている	損失	強い	増大		
	大きく損なわれている	急速な損失	非常に強い	急速な増大		

注：影響力の大きさの評価の破線表示は情報が十分ではない事を示す。
注：「*」は、当該指標に関連する要素やデータが複数あり、全体の影響力・損失の大きさや傾向の評価と異なる傾向を示す要素やデータが存在することに特に留意が必要であることを示す。

*1：高山生態系では影響力の大きさ、現在の傾向ともに深刻である。
*2、*3：化学物質についてはやや緩和されているものの、外来種については深刻である。

(出所：生物多様性総合評価検討委員会「生物多様性総合評価報告書」)

(3) 生態系サービスの劣化による経済的損失

人類は様々な形態で自然に依存してきているが、特に途上国等では熱帯雨林等が重要度の高い生物多様性を有しているにもかかわらず、資金難や保全管理体制の未整備等により、生物多様性の喪失や生態系サービスの劣化が進んでいる現状にある。このことは、企業活動等で利用されてきている生物多様性及び生態系から人類が得る恩恵と生物多様性及び生態系の喪失や劣化による社会経済上の得失を明確にしてこなかったことが、生物多様性の保全によりもたらされる便益に対する経済的な価値が十分認識されず、生物多様性や生態系の保全が不十分なままでの開発につながったものと考えられる。

こうしたことから、現在では、生物多様性の損失による影響を客観的に把握するため、生態系サービスの経済的価値を把握する試みがなされている。生態系サービスは多様であり、中にはその特性から経済的評価が困難なものがあるものの、貨幣価値に換算することができる範囲で評価したものととして、表 - 2 - 2 に示すような例がある。

その中でも「生態系と生物多様性の経済学 (T E E B : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)」は、EU やドイツ政府等の財政支援の下、ドイツ銀行エコノミストであるパヴァン・スクデフ氏が中心となり、2008年5月にドイツのボンで開催された生物多様性条約第9回締約国会議 (C O P 9) において中間報告が公表された。これによると、世界で早ければ2030年までに水質汚染や気候変動による白化等によりサンゴ礁の60%が消滅し、また、2050年までに農地への転換とインフラの拡大や気候変動の結果により2000年に存在していた自然地域のうち11%が失われるとし、森林における生態系サービスが劣化することによる損失は2050年には約220兆円～500兆円の経済的損失が生じると試算している。さらに、同中間報告では、各国の政府が何も対策を行わない場合には、毎年世界のGDPの6%に相当する経済的損失が生ずるとしている。

また、本年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議 (C O P 10) で発表される最終報告では、熱帯雨林の違法伐採や水質汚染等による生態系の劣化が農作物の収穫量の減少、観光資源に及ぼす影響により、過去10年間で、毎年2兆ドル (約170兆円) から4兆5,000億ドル (約380兆円) の経済的損失が生じていると試算している²。そして、今後も世界各国の政府が何も対策を講じなかった場合、地球上の自然は2050年までにオーストラリア大陸とほぼ同じ面積の約750万km²が消失し、大

² 「東京新聞」(平成22年8月12日付夕刊1面)

型魚種の乱獲により漁業資源が減少する一方でクラゲが大量発生するなどして海の生物多様性の損失が続くとすれば、50年以内に漁業が崩壊すると予測している³。

表 - 2 - 2 : 生態系サービスの貨幣価値の評価事例

項目	生態系サービスの貨幣価値	試算者
地球全体	年間約 33 兆ドル	米メリーランド大学ロバート・コスタンザ博士、1997 年英科学誌ネイチャー
花粉媒介 昆虫の働き	年間約 24 兆円	フランス国立農業研究所、2008 年 米科学誌エコロジカル・エコノミックス
熱帯雨林	年平均で 1 ha 当たり約 54 万円、 全世界で約 982 兆円	国際自然保護連合、2009 年
森林生態系の劣化	2050 年には、約 220 兆円～500 兆 円の経済的な損失が生じる	生態系と生物多様性の経済学 (TEEB) 中間報告、2008 年
マングローブ林	ベトナムのマングローブ林の保護 や植樹のコスト 110 万ドルが、堤 防の維持費用 730 万ドルの節約に なっている	生態系と生物多様性の経済学 (TEEB) D1 (政策決定者向け)、2009 年
世界の保護地域 の保全	年間約 450 億ドルを要するが、こ の自然が果たす機能 (二酸化炭素 の吸収、飲料水の保全、洪水防止 等) の価値は、年間 5 兆ドルに達 する	生態系と生物多様性の経済学 (TEEB) D1 (政策決定者向け)、2009 年

(出所：平成 22 年度環境白書)

³ 「東京新聞」(平成 22 年 8 月 12 日付夕刊 1 面)

3 生物多様性の保全に向けた取組

(1) 国際的な取組

ア 生物多様性条約の成立経緯

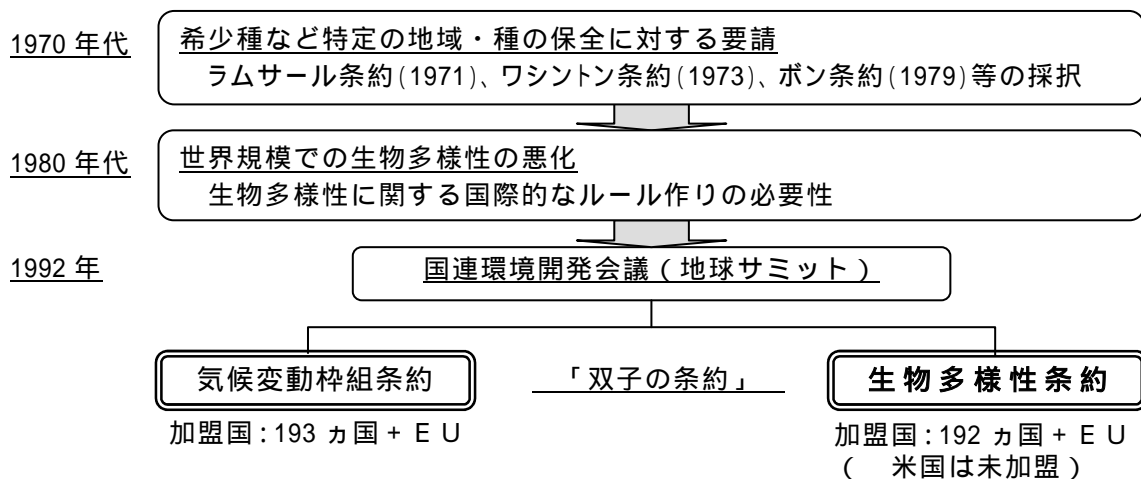
近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、その原因となっている生物の生息環境の悪化や生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきた。これに対処するため、1971年には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」、1973年には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」、1979年には「移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約：日本未加盟）」など多数の条約が採択されてきた。

しかし、これら既存の条約は希少種の取引の規制や、特定の地域における生物種の保護を図るものであって、1980年代以降指摘されてきた、熱帯林の減少や絶滅のおそれのある生物種（絶滅危惧種）の増加など、世界規模の生物多様性の悪化に対しては十分に対処できなかった。

そこで、これら既存の条約を補完し、生物多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が国連等において議論されるようになった。

1987年以降、数回にわたる政府間の交渉を経て、1992年に「生物の多様性に関する条約：Convention on Biological Diversity（生物多様性条約：CBD）」が採択された。本条約は、同年にリオデジャネイロ（ブラジル）で開催された「環境と開発に関する国際連合会議」（地球サミット）において、「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約：UNFCCC）」とともに署名開放され、翌1993年に発効した（図 - 3 - 1 参照）。

図 - 3 - 1：生物多様性条約の成立経緯



(各種資料を基に当室作成)

本年9月1日現在、192カ国及び欧州連合（EU）が締約国となっている。しかし、遺伝資源の世界最大の利用国ともいわれる米国は署名をしたが批准をせず、未締約国となっている（条約の全文は参考資料参照）。

イ 生物多様性条約の概要

生物多様性条約（以下、単に「条約」という。）は、前文、本文42カ条及び2つの附属書から成っている。条約事務局はモントリオール（カナダ）に設置されており、アフメッド・ジョグラフィ氏（Dr. Ahmed Djoghlaoui）（アルジェリア出身）が2006年より事務局長を務めている。

条約の主な規定の内容は、以下のとおりである。

（ア）目的（第1条）

条約は、以下の3つの目的を有している。

生物多様性の保全
生物多様性の構成要素の持続可能な利用
遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

なお、これらの目的は互いに独立したものではなく、相互に関連し合っている。すなわち、生物多様性の保全を行うことを通じて遺伝資源等の持続可能な利用を行い、利用に伴って得られる利益を遺伝資源の保有国に配分し、配分した利益を生物多様性の保全の費用に充てる、という循環的な関係を有している。

（イ）保全と持続可能な利用のための一般的措置（第6条）

締約国は、生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は既存の戦略若しくは計画を調整することとされている。

本年7月31日現在、全締約国のうち170カ国及びEUが同条に基づき生物多様性に関連する戦略若しくは計画を作成しており、このうち我が国を含めた33カ国及びEUが取組の状況に応じて改定を行っている。

我が国は、1995年に「生物多様性国家戦略」を策定し、その後、2002年及び2007年の改定を経て、本年3月には現行の「生物多様性国家戦略2010」を策定し閣議決定した。さらには、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の成果を踏まえ、4度目の改定が予定されている。

(ウ) 特定及び監視 (第7条)

締約国は、生物多様性の構成要素であって、生物多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なもの(生息地・種・遺伝子)を特定し、これらを監視することとされている。これに基づき、各国では生物多様性の保全状況に関する調査が行われており、我が国では生物多様性の現状把握や変化の状況について監視するため、「モニタリングサイト 1000」をはじめとする様々な調査を行っている。

(エ) 生息域内保全 (第8条)

締約国は、必要な場合には、保護地域又は生物多様性を保全するために特別な措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成することを行うこととされている(第b項)。これに基づき、各国では国立公園をはじめとする自然公園制度、世界自然遺産地域、ラムサール条約登録湿地など、それぞれの法制度の目的に従って保護地域が指定され、生物多様性の保全上重要な地域の保全が行われている。

また、締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、これを規制・管理・制御するための手段を設定し又は維持することを行うこととされている(第g項)。これは、生物多様性に悪影響を及ぼすおそれのある遺伝子組換え生物(LMO)の利用等に関する規定であり、2000年には同項を具体化したものとして、「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書(カルタヘナ議定書)」が採択された。

さらに、締約国は、自国の国内法令に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること等を行うこととされている(第j項)。これは、先住民の文化や伝統的知識に関わる規定であり、その利用に伴う利益配分の在り方については、後述のABSに関する枠組みの中で議論が行われている。

(オ) 生息域外保全 (第9条)

締約国は、生態系及び自然の生息地の生息域内保全だけでなく、生物多様性を構成している要素の生息域外保全のための措置をとることとされている。これに基づき、野生下での生息数が大きく減少して絶滅のおそれのある動植物種について、飼育栽培下での保護繁殖や野生への復帰、遺伝資源の収集・保存(ジーンバンク)等の取組が行われている。なお、

有力なジーンバンクである植物園や研究所は先進国に偏在しているため、そこに保有されている植物の遺伝資源から生ずる利益についても原産国に還元すべきとの意見があり、ABSとの関係で議論が行われている。

(カ) 影響の評価及び悪影響の最小化 (第14条)

締約国は、生物多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続きを導入することとされている。これに基づき、生物多様性への悪影響を抑えるための手続きとして、我が国においても環境影響評価法をはじめとする環境影響評価制度が導入されている。

(キ) 遺伝資源の取得の機会 (第15条)

本条文は、条約の3番目の目的である遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、すなわち「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)」に関する一般的な規定であり、その詳細な手続については、COP10において議論を終結させることとされている。

各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従うこととされている(第1項)。従来は、遺伝資源は人類共通の財産であるとみなされ、各国は世界各国に存在する遺伝資源の取得や活用を自由に行うことが可能であった。しかし、遺伝資源の提供国(主に途上国)からは、遺伝資源の利用国(主に先進国)が途上国に無断で遺伝資源を持ち出して利益を上げる行為を「バイオパイラシー(海賊行為)」であるとの非難があった。そこで、本規定により、遺伝資源に対する主権的権利が各国に認められることとなった。

締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力することとされている(第2項)。これは、遺伝資源の利用が不当に制限されることにより、遺伝資源から利益を上げられず、結果として提供国への配分が不可能になってしまうことのないように、遺伝資源の提供国に対して協力を求めた規定である。

(ク) 技術の取得の機会及び移転 (第 16 条)

締約国は、開発途上国に対し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術の取得の機会の提供及び移転について、公正で最も有利な条件で行い、又はより円滑なものにすることとされている(第 1 項及び第 2 項)。途上国においては、生物多様性に係る技術を持たないために、過剰な焼畑農業に代表される生物多様性に負荷のかかる利用が行われてきた。そのため、生物多様性の保全等に関して技術を持っている先進国は、途上国に対して一定の技術援助を行うことが求められる。我が国においては、独立行政法人国際開発機構(JICA)等を通じて、各国に対する技術供与や人材の育成等の国際協力が行われている。

また、特許権その他の知的財産権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行うこととされている(第 2 項)。同項は、特にバイオテクノロジー等の技術の移転に際しては、当該技術について効力を有する特許権の保護との両立を求めた規定であるが、例えばWTO(世界貿易機関)のTRIPS協定(知的財産権の貿易関連の側面に関する協定)やWIPO(世界知的財産権機関)といった国際協定や国際機関との整合性を取ることを求められている。

(ケ) 技術上及び科学上の協力 (第 18 条)

締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進することとされている。先述の(ク)と同じく、我が国においては主にJICAによる政府開発援助(ODA)の一環として、途上国に対して技術協力等が行われている。

(コ) バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分 (第 19 条)

本条文は、遺伝子組換え生物(LMO)に関する一般的な規定であり、その詳細な手続きについては、2000年に採択されたカルタヘナ議定書(5参照)において規定されている。

締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続(特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの)を定める議定書の必要性及び態様について検討することとされている。

(サ) 資金 (第 20 条)

締約国は、その能力に応じ、自国の計画及び優先度に従い、この条約の目的を達成するための各国の活動に関して財政的に支援し及び奨励することを約束することとされている (第 1 項)。また、先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするために、新規のかつ追加的な資金を供与することとされている (第 2 項)。これは、(ク)と同様に、途上国は生物多様性の保全及び持続可能な利用を行うための資金が不足しているため、先進国が途上国に対して条約の目的を達成するための資金を供与することとしたものである。

我が国は、条約の発効以来最大の資金拠出国であり、直近の 2009 年～2010 年度予算においては、全体の 22% 近くに相当する約 483 万ドルを条約事務局に拠出している。また、世界銀行、地球環境ファシリティ、地球規模生物多様性情報機構など、生物多様性に関係のある多くの国際機関に対しても分担金を拠出している。

ウ 生物多様性条約締約国会議 (COP)

生物多様性条約の締約国会議 (COP (コップ): Conference of the Parties) は、条約に基づいて一定の間隔で開催することとされており、近年では概ね 2 年に 1 回開催されている。締約国会議は、慣例として「COP + 回次」の組合せで呼ばれており¹、例えば本年 10 月に開催される第 10 回締約国会議は「COP10 (コップテン)」と呼ばれる。

締約国会議では、条約事務局の運営に関する事項のほか、条約の実施状況について常時検討し、必要に応じて議定書を採択したり、生物多様性に関する科学上及び技術上の助言について検討したり、条約の目的の達成のために必要な追加的行動を検討し実施している。これらの成果は、全会一致の決議として採択される。

過去に行われた締約国会議の概略は表 - 3 - 1 のとおりである。

¹ 多国間条約の主要な締約国会議でも同様の呼び方が用いられることから、他の条約と区別をつけるために「CBD / COP + 回次」で呼ばれる場合もある。

表 - 3 - 1 : 過去の締約国会議の概略

開催年	会議名	開催地 (国名)	主な議題・成果
1994年	C O P 1	ナッソー (バハマ)	<ul style="list-style-type: none"> ・1997年度までの中期作業計画の策定 ・科学技術補助機関(SBSTTA:サブスタ)の活動開始 ・事務局の運営機関の決定
1995年	C O P 2	ジャカルタ (インドネシア)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する情報の交換の仕組み(CHM:クリアリング・ハウス・メカニズム)の試行的作業 ・海洋及び沿岸の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する作業計画の採択
1996年	C O P 3	ブエノスアイレス (アルゼンチン)	<ul style="list-style-type: none"> ・CHMに関する研究会の開催 ・第8条第j項に関する研究会の開催 ・中期作業計画の点検
1998年	C O P 4	ブラチスラバ (スロバキア)	<ul style="list-style-type: none"> ・SBSTTAでの勧告の報告 ・CHMの実施状況の点検 ・バイオセーフティーに関する議定書の1999年中の締結の勧告
1999年	E x C O P 1 ²	カルタヘナ (コロンビア)	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオセーフティーに関する議定書の検討
2000年	E x C O P 1 再開会合	モントリオール (カナダ)	<ul style="list-style-type: none"> ・「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」の採択
2000年	C O P 5	ナイロビ(ケニア)	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコシステム・アプローチの原則」の採択 ・遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する作業部会の設置 ・森林の生物多様性に関する専門家会合の設置
2002年	C O P 6	ハーグ(オランダ)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の生物多様性 ・外来種対策 ・ABSに関するガイドラインの採択 ・条約戦略計画(2010年目標を含む)の採択
2004年	C O P 7	クアラルンプール (マレーシア)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護地域の設定等に関する作業計画の採択 ・ABS及び技術協力・技術移転に関するクアラルンプール宣言の採択
2006年	C O P 8	クリチバ (ブラジル)	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年目標の達成に向けた条約の実施状況の評価 ・島嶼の生物多様性に関する作業計画の採択 ・森林の生物多様性に関する作業計画の採択 ・ABSに関する国際的枠組みに関する議論のC O P 10までの終了の合意
2008年	C O P 9	ボン(ドイツ)	<ul style="list-style-type: none"> ・条約戦略計画の見直しに向けた検討 ・バイオ燃料を含む農業、森林、海洋等各生態系における生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る決定の採択
2010年	C O P 10	名古屋(日本)	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年目標の点検及び新条約戦略計画(ポスト2010年目標)の採択(予定) ・ABSに関する名古屋議定書の採択(予定)

(外務省HP等を基に当室作成)

² バイオセーフティーに関する議定書を採択するために特別に開催された会合。

(2) 国内における取組

我が国は、1992年に生物多様性条約が採択された翌年に同条約を批准し、18番目の締約国となった。我が国は、国・地方公共団体・事業者及び民間団体など、多様な主体の連携により、国内外において生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する様々な取組を行っている。

ア 国の取組

我が国は、条約の実施のために新たな立法措置を行わず、「生物多様性国家戦略」を中核として行政上又は政策上の措置を講じてきた。一方、「生物多様性基本法」の成立を機に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策がより総合的かつ計画的に推進されることとなった。

(ア) 生物多様性国家戦略の策定

条約に基づき、各国政府には生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略を策定することが求められている。我が国は条約の締結を受け、全府省の閣僚が参加する「地球環境保全に関する関係閣僚会議」において、平成7(1995)年に最初の「生物多様性国家戦略」を策定し、同14(2002)年には同戦略を大幅に見直した「新・生物多様性国家戦略」を策定した。同19(2007)年には、全面的に見直した「第三次生物多様性国家戦略」(以下「第三次戦略」という。)が閣議決定された。

(イ) 生物多様性基本法の成立

生物多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊(第1の危機)、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化(第2の危機)、外来種等による生態系のかく乱(第3の危機)に加え、生物種や生態系が適応できる速度を超えつつある地球温暖化等の気候変動による危機等、深刻な危機に直面している。さらに、国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など、生物の多様性は大きく損なわれている現状にある(2(1)参照)。

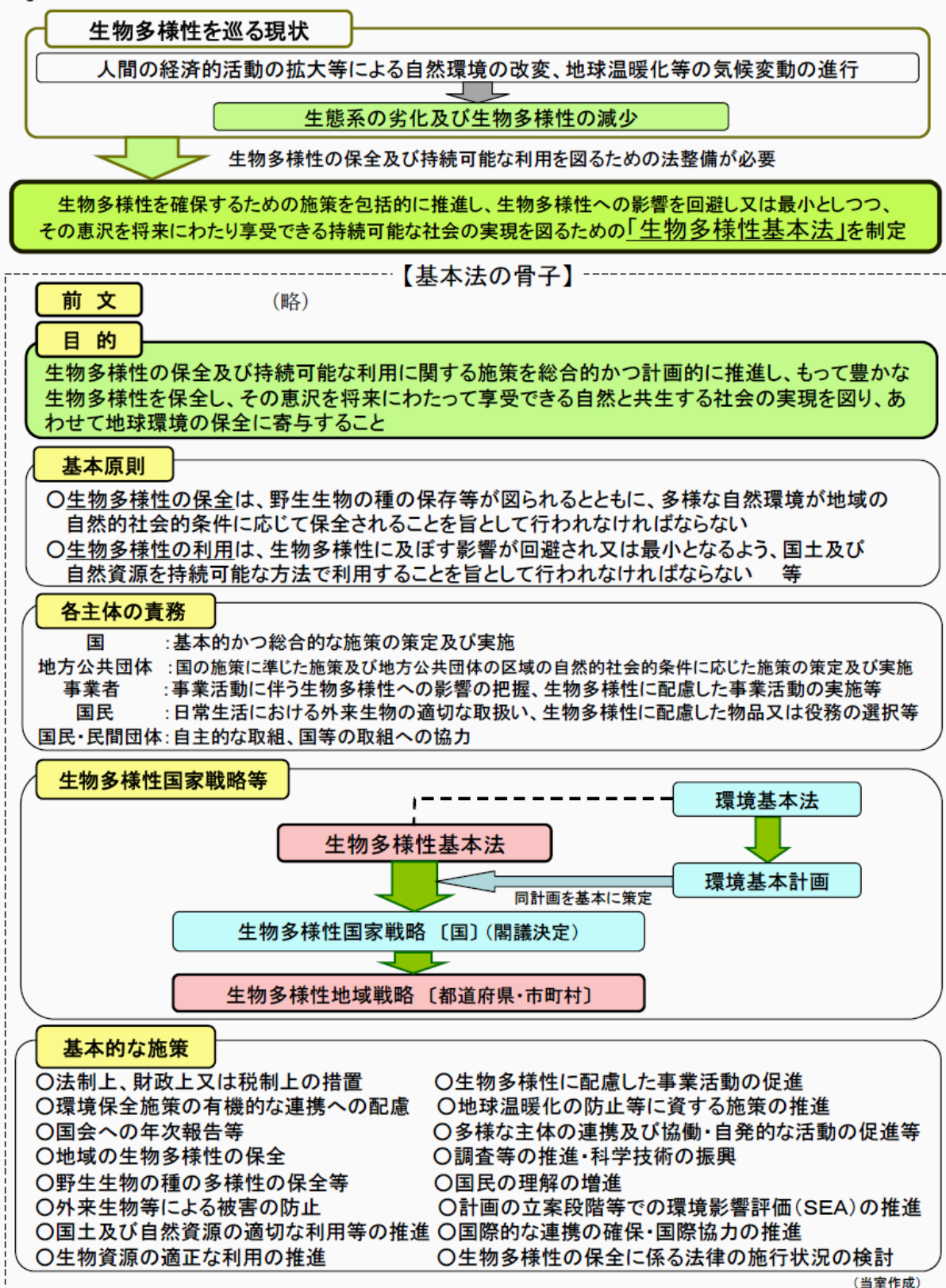
そのため、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けて、生物多様性に関する基本法の制定を求める声がNGO・NPOを中心に多く寄せられていた³。

こうした国内外における生物多様性への関心の高まりの中で、平成20

³ 「野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク」(<http://www.wlaw-net.net/>)等。

年5月に、「生物多様性基本法案」が与野党の合意に基づいて衆議院環境委員長からの提案として国会に提出され、衆参両院とも全会一致で可決・成立し、同年6月に施行された(平成20年法律第58号、図 - 3 - 2 参照)。

図 - 3 - 2 : 生物多様性基本法の概要



生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然共生社会を実現することを目的とした法律である。また、環境基本法の基本理念に則った基本法として、「循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）」と同様、生物多様性分野の関連する個別法全体を束ねる基本法と位置付けられている⁴。

同基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則を定め（第 3 条）国・地方公共団体・事業者・国民及び民間団体の責務が盛り込まれている（第 4 ～ 7 条）。国に対しては、いわゆる生物多様性白書の作成（第 10 条）や生物多様性国家戦略の策定（第 11 条）、計画の立案段階での環境影響評価（S E A）の推進（第 25 条）など国が講ずべき基本的施策が明記されたほか、地方公共団体に対しては生物多様性地域戦略を策定するよう努めなければならないとされている（第 13 条）。さらには、同基本法を踏まえて、生物多様性の保全に係る法律の施行状況に関して検討を行い、その結果に基づいて各種関連施策や関連法令の見直しなど必要な措置を行うべきことが求められている（附則第 2 条）。

（ウ）生物多様性国家戦略 2010 の策定

生物多様性基本法により、生物多様性国家戦略は、環境基本法に基づき策定される環境基本計画を基本に策定されることが明記された（国家戦略の法定化）。また、C O P 10 の愛知県名古屋市への招致や、G 8 北海道洞爺湖サミットの首脳宣言においても生物多様性に関する努力の強化が盛り込まれるなど、生物多様性に関する国内外の関心も高まってきた。

そこで、第三次戦略の見直しが平成 21 年 7 月に中央環境審議会に諮問され、同審議会自然環境・野生生物合同部会及びその下に設けられた生物多様性国家戦略小委員会において審議が行われ、地方公共団体、経済団体、N G O からのヒアリングや国民からの意見公募（パブリックコメント）を経て、本年 3 月に「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定された。

生物多様性国家戦略 2010 は、C O P 10 を視野に置き、第三次戦略の骨格を維持しつつ改定されたものであり、概ね平成 24 年度までを計画期間としている。同戦略には約 720 の具体的施策と 35 の数値目標が掲げられており、これらは C O P 10 の終了後に C O P 10 の成果を踏まえて再度改

⁴ 谷津義男・北川知克・盛山正仁・末松義規・田島一成・村井宗明・江田康幸〔共著〕「生物多様性基本法」（ぎょうせい・平成 20 年）

定されることとされている。概要は以下のとおりである（図 - 3 - 3 参照）。

図 - 3 - 3 : 生物多様性国家戦略 2010 の概要

第1部: 戦略

《重要性》いのちと暮らしを支える生物多様性

《危機》「3 + 1の危機」

- ・第1の危機：人間活動や開発
- ・第2の危機：里地里山などにおける人間活動の縮小
- ・第3の危機：人間による外来種などの持込み
- ・地球温暖化による危機

《目標》

中長期目標（2050年）

生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする

短期目標（2020年）

- 生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、
- ・生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大、維持・回復
 - ・生物多様性を減少させない方法の構築、持続可能な利用
 - ・生物多様性の社会における主流化、新たな活動の実践

《評価》生物多様性総合評価

《長期的視点》100年先を見据えたランドデザイン



4つの基本戦略

社会への浸透

- ・生物多様性の社会における主流化、地域レベルの取組の促進・支援など

人と自然の関係の再構築

- ・希少野生動植物の保全施策の充実、循環型社会・低炭素社会との統合など

森・里・川・海のつながりの確保

- ・海洋の保全・再生の強化など

地球規模の視野を持った行動

- ・COP10の成功、SATOYAMA イニシアティブ、科学的な基盤の強化、

科学と政策の接点の強化、経済的視点の導入、途上国の支援など

第2部: 行動計画

約720の具体的施策、35の数値目標

（環境省HPを基に当室作成）

(i) 中長期目標（2050年）と短期目標（2020年）の設定

COP10における主要議題の一つである、2010年以降の新たな目標（ポスト2010年目標）の設定に関して本年1月に条約事務局に提出した日本提案を踏まえ、生物多様性の損失を止めるために2020年までに行う行動を示した短期目標（2020年）と、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする中長期目標（2050年）という段階的目標が新たに設定された（図 - 3 - 4 参照）。

短期目標は、生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、相互に関連している以下の3つの目標を達成することとされている。

生物多様性の分析・把握、維持・回復

我が国の生物多様性の状況を科学的知見に基づき分析・把握する。生物多様性の保全に向けた活動を拡大し、地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復する。とりわけ我が国に生息・生育する種に絶滅のおそれが新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図る。

持続可能な利用

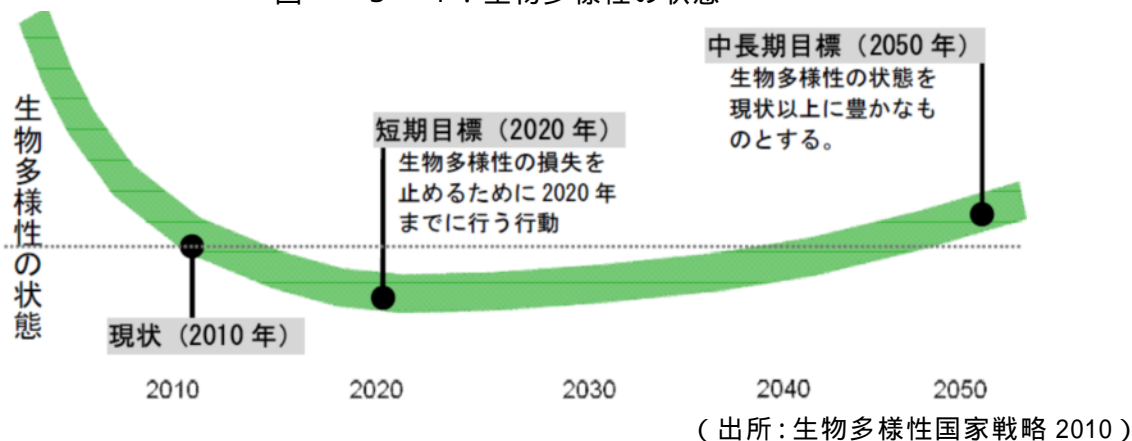
生物多様性を減少させない方法を構築し、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を行う。

生物多様性の主流化

生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまでの様々な社会経済活動の中に組み込み（生物多様性の主流化）、多様な主体により新たな活動が実践される。

長期目標は、人と自然の共生を国土レベル、地域レベルで広く実現させ、我が国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させるというものである。

図 - 3 - 4 : 生物多様性の状態



(ii) COP10の日本開催を踏まえた国際的な取組の推進

COP10の議長国である我が国にとって会議の成功は重要であるが、議長国としての役割は2年後にインドで開催される予定のCOP11ま

で続くこととなっている。そこで、我が国は、生物多様性の保全と持続可能な利用を地球規模で実現するための国際的なリーダーシップを発揮することが不可欠である。そのための主な取組を以下のとおり定めている。

S A T O Y A M A イニシアティブの推進

我が国の里山など、生物多様性の保全と持続可能な自然資源の利用・管理に貢献するための世界共通理念を「S A T O Y A M A イニシアティブ」として世界に発信するとともに、多様な主体の支持・参加を得た国際協調の枠組みを設立することで、問題の解決に貢献する。

科学的な基盤の強化

地球規模での生物多様性モニタリングのネットワーク化の推進を通じて、生物多様性施策の推進に必要な科学的基盤の強化に貢献する。国内においては、関係機関が連携して既存の生物多様性に関する情報のネットワーク化を進める。

科学と政策の接点の強化

生物多様性版 I P C C と言われる「生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム (I P B E S)」の設立に関する国際的な検討プロセスに積極的に関与し、効果的・効率的な枠組みとなるよう貢献する。

生物多様性における経済的視点の導入

「生態系と生物多様性の経済学 (T E E B)」(2 (3) 参照) の取りまとめ作業に連携・協力するとともに、国際的な議論の動向も踏まえて、生物多様性の保全と持続可能な利用に経済的視点を導入した、効果的な政策の検討に着手する。

途上国の支援

ポスト 2010 年目標の達成など、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、途上国への支援を実施する。

(iii) C O P 10 を契機とした国内対策の充実・強化を実施

C O P 10 を契機として、生物多様性の保全と持続可能な利用を様々な社会経済活動の中に組み込み (生物多様性の主流化) 、多様な主体が行動する社会の実現に向けた検討・支援を行うとともに、国内の関連施策の一層の充実・強化が不可欠である。そのための主な取組を以下のとおり定めている。

生物多様性の社会における主流化の促進

国民、事業者、地方公共団体などの多様な主体が行動する社会を実現するため、官民のパートナーシップによる国民運動の推進や生物多様性に配慮した事業活動の推進などを通じて、生物多様性の社会における「主流化」を促進する。

地域レベルの取組の促進・支援

地方公共団体、企業、N G O、市民など地域の多様な主体が、地域の特性に応じた生物多様性保全の取組を促進するための仕組みの検討や、地域が主体となった生物多様性の保全・再生活動や「生物多様性地域戦略」など総合的な計画づくりを支援する。

絶滅のおそれのある野生動植物の保全施策の充実

絶滅のおそれのある種の状況の把握と減少要因の分析を行い、必要な措置を種ごとに明らかにするなど、種の保存法の施行状況の評価を踏まえ、今後の在り方を検討し、必要な対策を講じる。絶滅のおそれのある種が集中する地域などのホットスポットを特定し、地域全体の生物多様性を保全・再生する手法や制度を検討する。

海洋の保全・再生の強化

海洋の生物多様性の保全を総合的に推進するため、「海洋生物多様性保全戦略」を策定するとともに、海洋保護区の設定の推進や、自然公園法と自然環境保全法の改正を受けた海洋の保全・再生の取組を強化する。

自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

持続可能な社会の実現に向け、里山バイオマスの利用促進など、自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組を推進する。

(エ) 里地里山の保全・活用

我が国における生物多様性に対する4つの危機のうち、自然に対する人間の働きかけが縮小減退することにより生ずる「第2の危機」が近年大きな問題となりつつある。とりわけ、国土の約4割を占めている里地里山においては、人口減少や高齢化が進んで農業形態や生活様式の変化が著しく、里地里山に特有の生物多様性の劣化は特に深刻である。こうした地域においては、自然的・社会的特性に応じた効果的な保全・活用に向けた取組をいかに進めていくかが課題となっている。

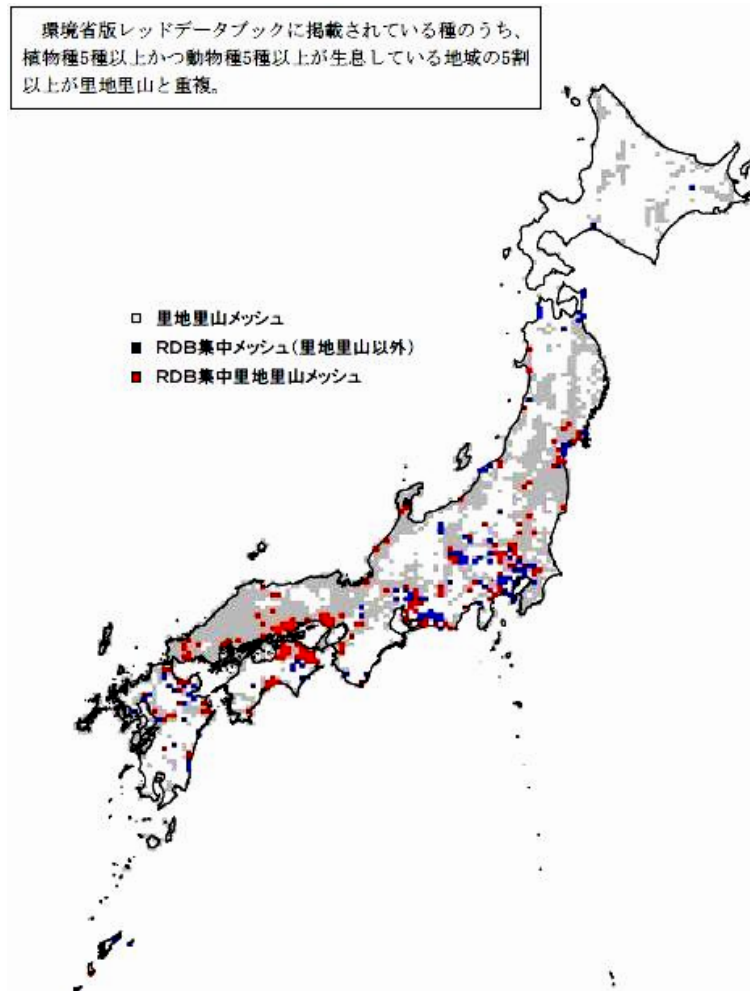
(i) 里地里山の現状

里地里山では、二次林や水田、水路、ため池などがモザイク状に混在しており、これらが地域ごとに異なる伝統的な方法により管理されてき

た結果、二次的自然に特有の固有種や絶滅危惧種を含む生態系が成立し、さらにはこれらから得られる生態系サービスを楽しむつつ自然と共生する豊かな生活文化が形成されてきた。

このような里地里山は、単に農林業の場や生活の場としてだけでなく、絶滅危惧種を含む生物多様性の保全、新たな資源としての価値、景観や伝統的生活文化の維持、環境教育・自然体験の場、地球温暖化の防止など、極めて多面的な価値を有している(図 - 3 - 5 参照)。

図 - 3 - 5 : 絶滅危惧種集中分布域の配置図



(出所：平成 21 年度第 3 回里地里山保全・活用検討会議資料)

しかし、戦後の高度経済成長に伴う生活様式や営農形態の変化によって里地里山が利用されずに放置され、管理が行き届かなくなってきたことに伴い、里地里山をめぐる環境は急速に悪化してきた。これにより、動植物の生息・生育環境の質の低下、人と野生鳥獣の軋轢の深刻化、ゴミの不法投棄、景観や国土保全機能の低下など様々な問題が生じており、こうした問題が生ずることにより、農林業従事者等の里地里山の保全・活用に対する意欲が減退してしまい、一層の荒廃をもたらすという悪循環

環が生じている状況がある。

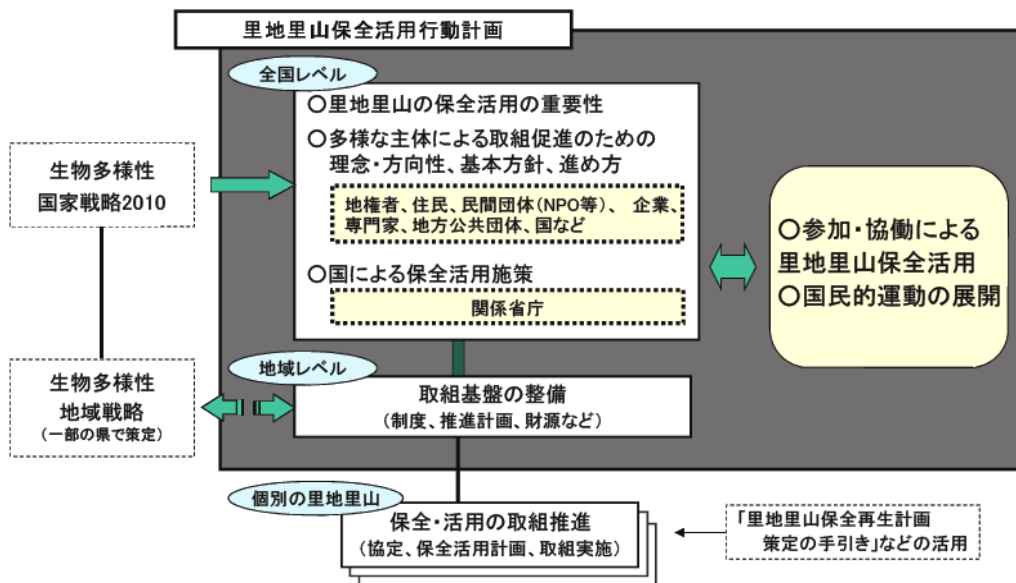
(ii) 里地里山の保全・活用に関する施策

生物多様性国家戦略 2010 においては、里地里山に特有の生息環境を維持していくための方策として、環境保全型農業の推進に加えて、環境教育の場やエコツーリズム、バイオマスの利用など新たな利活用方策を検討することなどを通じて、農地や森林の所有者に加え、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として管理していく仕組みづくりを進めていく必要性が指摘されている。

また、我が国はC O P 10 に向けて、国際社会に対し二次的な自然環境において持続可能な自然資源の利用・管理を進める「S A T O Y A M A イニシアティブ」（ 4（1）参照）を提唱しているが、その主唱者として、国内の里地里山の保全・活用を率先して促進していくことが求められている。

こうした背景の下で、環境省は本年9月に「里地里山保全活用行動計画～自然と共に生きる にぎわいの里づくり～」を策定した。同計画は、生物多様性国家戦略の分野別の実行計画として策定されるもので、農林業者、地域コミュニティ、民間団体、企業、行政、専門家など里地里山の保全・活用に関わる様々な主体に対して、保全・活用の施策、取組の基本方針や進め方を提示するとともに、里地里山の保全・活用に関わる国の施策を具体的に示すことにより、多様な主体による里地里山の保全・活用が国民的運動として展開されることを目的としている（図 - 3 - 6 参照）。

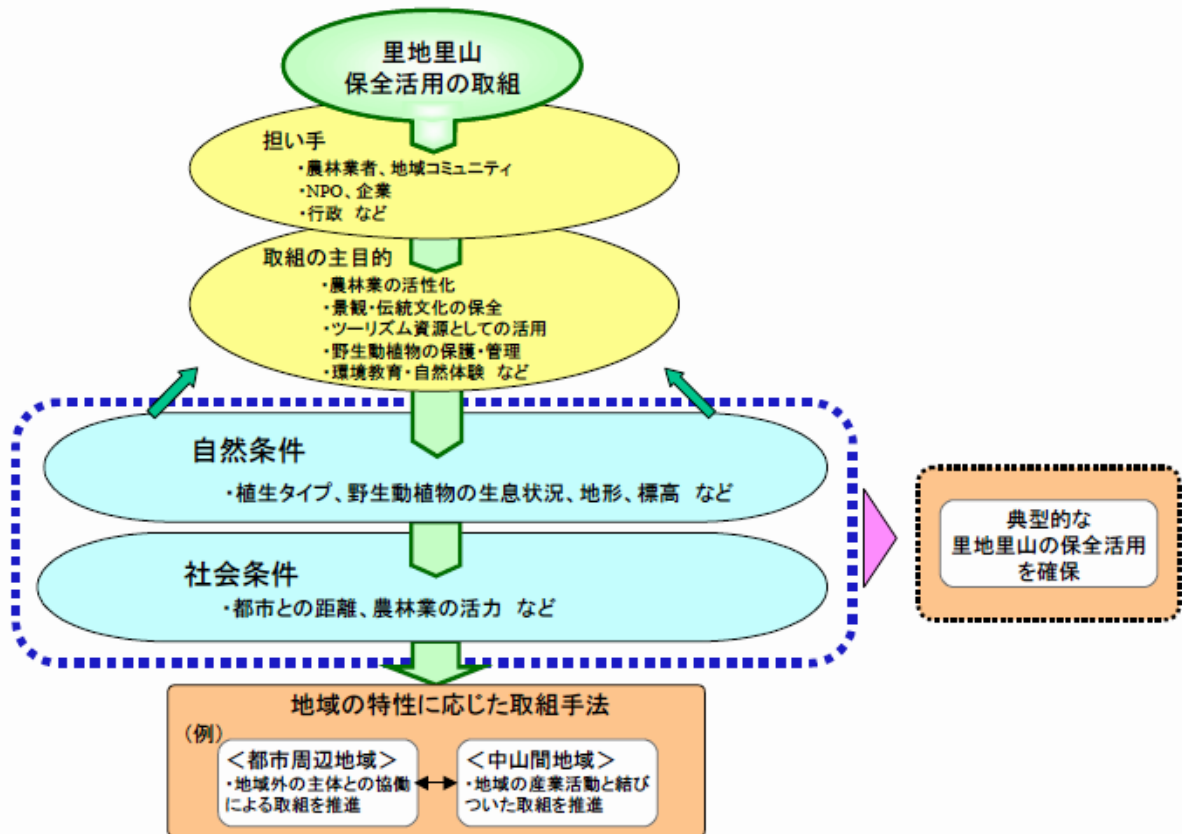
図 - 3 - 6 : 里地里山保全活用行動計画の目的と位置付け



(出所：環境省HP)

里地里山は、地域によって植生タイプや野生動植物の生息状況等の自然条件や、都市との距離や農林業の活力等の社会的条件が異なっている。そのため、同計画においては、里地里山の保全・活用に当たっては、都市近郊・中山間地域・沿岸域など、地域の特性に応じた手法の選択に留意し、さらにそれらが生物多様性の観点からも効果的なものとなるよう留意する必要があることが指摘されている（図 - 3 - 7 参照）。

図 - 3 - 7：地域の特性に応じた里地里山の保全・活用の取組の方向性



（出所：環境省HP）

イ 地方公共団体の取組

我が国の生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進する上で、地方公共団体が果たす役割もまた重要である。

生物多様性基本法第5条においては、地方公共団体の責務として、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定・実施する責務を有することが明記されている。地方公共団体には、国が定める基本原則に沿いつつも、各地域の気象、地形、動植物の分布状況、産業動向等を踏まえたより細やかな施策の策定・実施が求められている。

(ア) 生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第 13 条においては、「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。」とされており、生物多様性地域戦略の策定が努力義務として定められている。

これは、生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進する上で、国が策定した生物多様性国家戦略に基づく全国的な視野に立った施策だけでなく、各地域の自然的社会的条件に応じたきめ細やかな取組が必要であるため、地方公共団体に生物多様性地域戦略を策定するよう努力義務を課すものである。

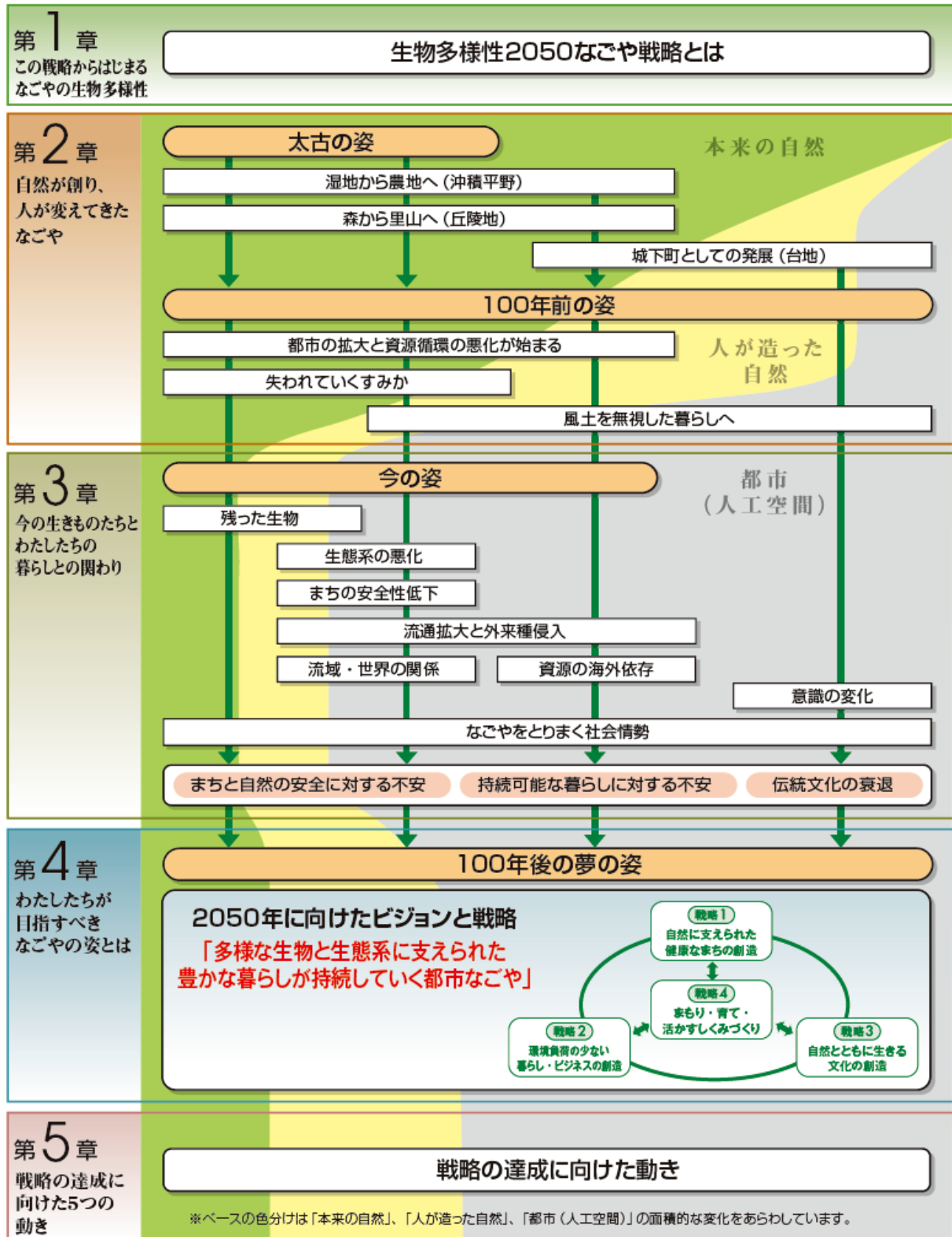
同基本法の趣旨を踏まえて、「生物多様性国家戦略 2010」においても、地方公共団体には、国家戦略に示された基本的な方向に沿いつつ、地域の自然的社会的条件に応じて国の施策に準じた施策やその他の独自の施策を総合的かつ計画的に進めることが期待されている。その際には、専門家や住民の幅広い参加と協力の下に進めていくことが大切であり、同時に地域の学校教育において生物多様性の重要性を伝えることが必要であると指摘されている。

本年 10 月 1 日現在、同条の規定に基づき生物多様性地域戦略を策定する地方公共団体は北海道及び栃木県並びに千葉県流山市、岐阜県高山市及び愛知県名古屋市で、これに相当する計画を策定している地方公共団体は埼玉県、千葉県、愛知県、滋賀県、兵庫県、長崎県及び福岡県北九州市の 6 県 1 市である。

このうち、COP10 の開催地である愛知県名古屋市では、本年 3 月に「生物多様性 2050 なごや戦略」を策定した。同市では、20 世紀後半に開発による緑地・ため池の消失や公害の発生等により、生物多様性や生態系サービスが大きく変化したことに伴い、ヒートアイランド現象や都市型水害等のまちと自然の安全に対する不安、資源・食糧・水等の持続可能な暮らしに対する不安、自然とのふれ合いの減少等による伝統文化の衰退、という 3 つの課題を抱えていた。そこで、同戦略では、100 年後の都市の姿を見据えて、2050 年に向けたビジョンとして「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を提唱し、これを実現するための 4 つの戦略として、自然に支えられた健康なまちの創造、環境負荷の少ない暮らし・ビジネスの創造、自然とともに生きる文化の創造、まもり・育て・活かすしくみづくり、を目指

した施策が具体的な数値目標や達成の方法とともに明記されている（図 - 3 - 8 参照）。

図 - 3 - 8 : 生物多様性 2050 なごや戦略の概要



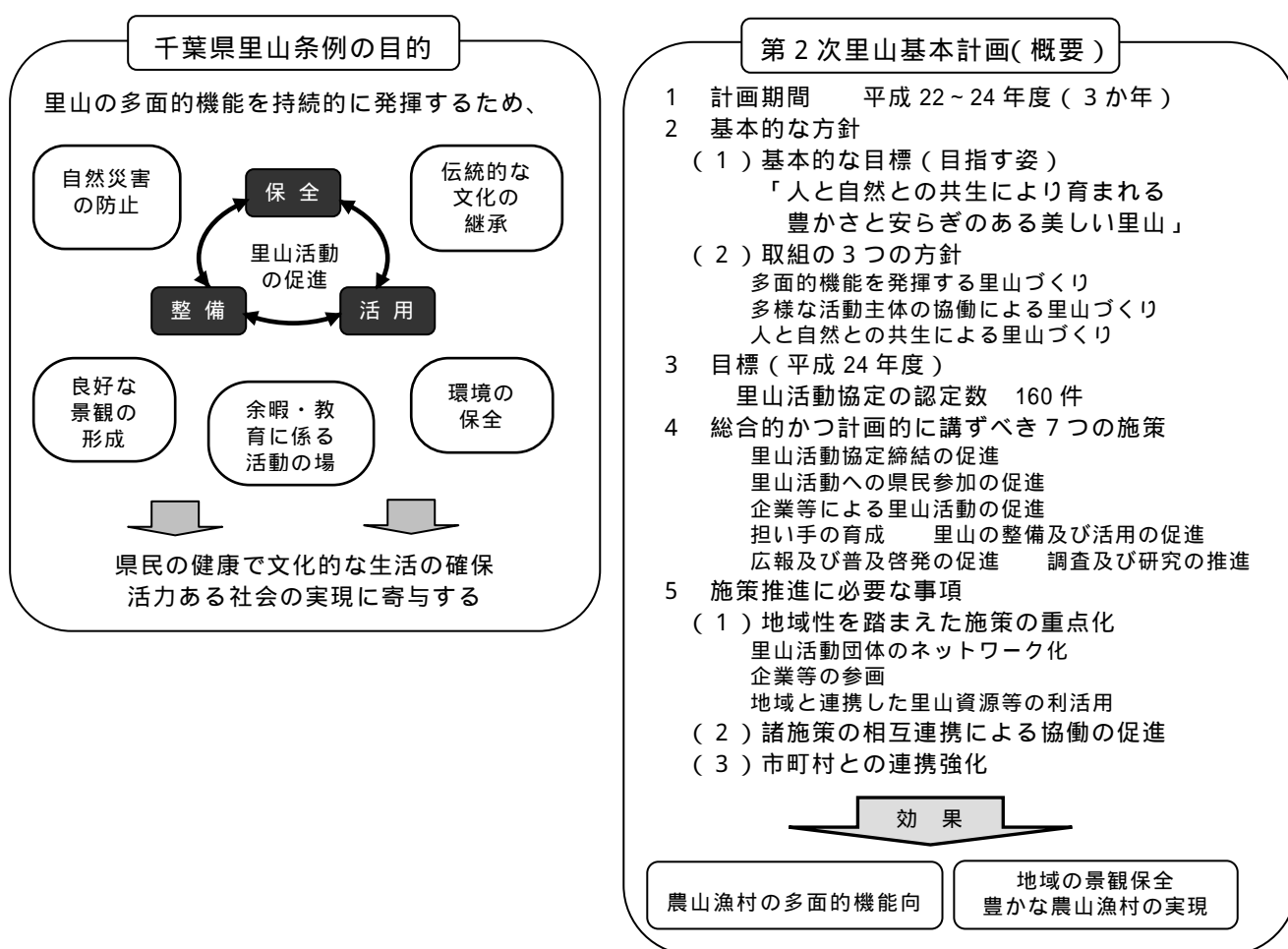
(出所：名古屋市HP)

(イ) 条例等の制定

地域における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策として、先進的な取組を行っている地方公共団体においては、多様な主体の連携・協働による自然環境の保全を支援する条例や助成制度の整備、保全・活用を推進するための計画の策定、ボランティアの養成や技術研修などの取組が進められており、各地域における取組の促進において重要な役割を果たしている。

具体例としては、平成 15 年に都道府県としては全国初の里山条例⁵を制定した千葉県が挙げられる。同条例では、里山の保全、整備及び活用について基本理念を定め、県の責務、県民、里山活動団体、土地所有者等の役割を明らかにし、その保全・整備を促進し、美しい里山が将来にわたり保全され、その文化等が引き継がれていくべきことが明記されている。同条例に基づき、平成 17 年に第 1 次里山基本計画、本年 4 月に第 2 次里山基本計画が策定された(図 - 3 - 9 参照)。

図 - 3 - 9 : 千葉県里山条例及び第 2 次里山基本計画の概要



(出所(いずれも): 千葉県HP)

⁵ 正式名称は「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」(平成 15 年千葉県条例第 5 号)。

ウ 事業者の取組

事業者は、その事業活動を通じて国内外の生物多様性と関わり、また、自然の恵みによって作られた製品等を通じて消費者である一般市民と生物多様性とを仲介していることから、社会の一員として生物多様性の保全と持続可能な利用において重要な役割を担っているといえる。

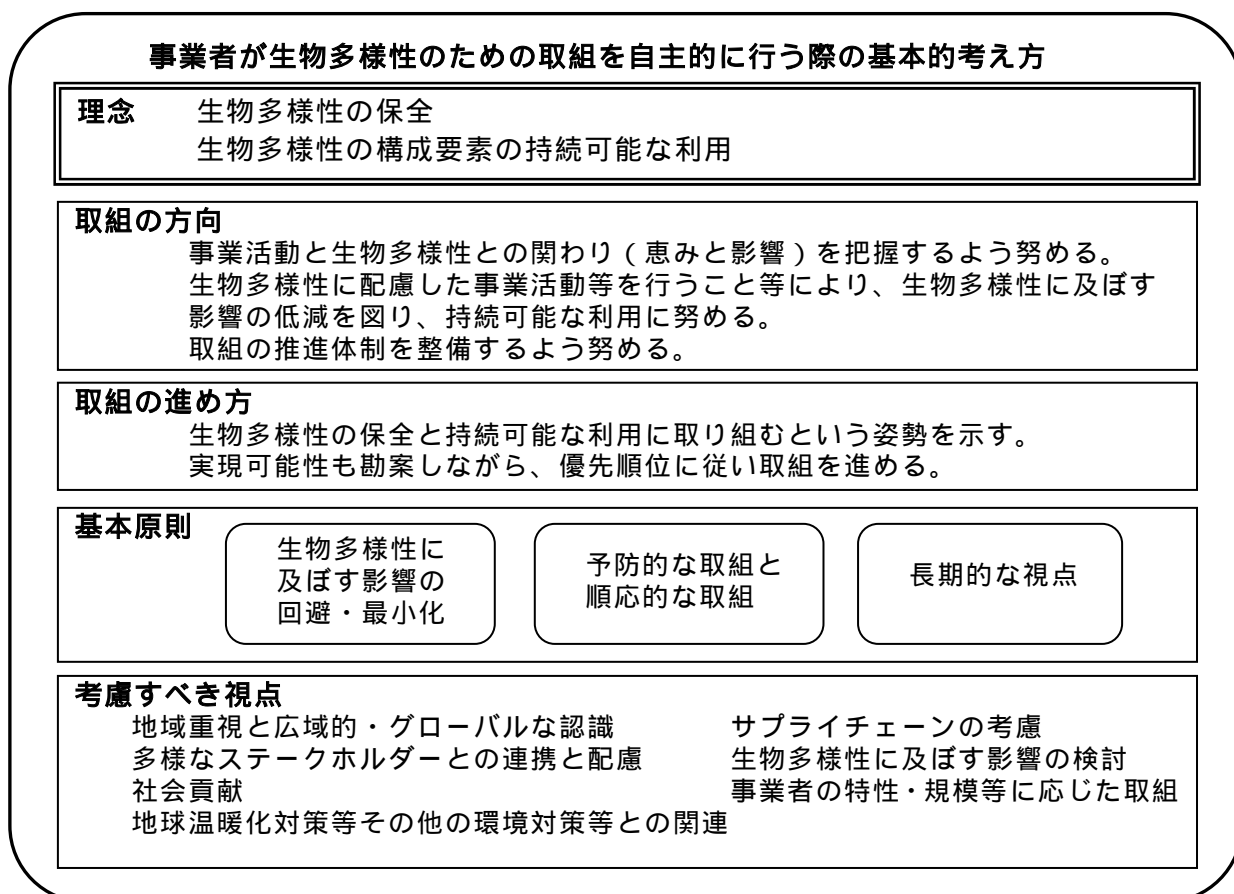
生物多様性基本法第6条は、「事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。」と規定している。

また、国際的にも、平成18(2006)年に開催されたCOP8においては、「民間参画に関する決議」が採択されており、事業者による取組の促進が謳われている。

(ア) 生物多様性民間参画ガイドライン

こうした背景から、環境省は、平成21年8月に、事業者の参画を通じて生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することを目的とする「生物多様性民間参画ガイドライン」を策定した(図-3-10参照)。

図-3-10：生物多様性民間参画ガイドラインの概要



事業者に対しては、消費者も含めた様々な主体と連携して、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組み、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することによって消費者のライフスタイルの転換を促すなど、自然共生社会や持続可能な社会の形成に向けて貢献していくことが期待されている。

(イ) 事業者（企業）と生物多様性との関わり

企業による生物多様性の保全等に際しては、社団法人日本経済団体連合会（日本経団連）が中心となって、これまで様々な取組が行われてきた。日本経団連は、経済活動と自然環境の共栄を目指して、平成4年に経団連自然保護基金及び同運営協議会（当時）を設立し、自然保護活動の普及・啓発と、アジア太平洋地域を中心とするNGOによる自然保護プロジェクトへの支援を行ってきている。また、平成15年には「日本経団連自然保護宣言」を、さらに21年には「日本経団連生物多様性宣言」（表 - 3 - 2 参照）を公表し、生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む等の行動指針を示した。

表 - 3 - 2：日本経団連生物多様性宣言（抜粋）

< 宣言 >

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す

私たちは、生物多様性が生み出す自然の恵み（生態系サービス）に大きく依存している事実に感謝する心を養い、地球誕生以来営まれてきた大気、水、土、生物を含む自然循環機能と事業活動との調和を目指し、自然との共生を志す。

3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

私たちは、自らの社会的責任の大きさを自覚し、事業活動に伴う生物多様性への影響低減や、生物多様性の実質的な保全につながる社会貢献活動に、自発的かつ着実に取り組む。取り組みにあたっては、個々の経営内容や経営理念に応じて、持てる経営資源を活用し、創意工夫を凝らして行動するよう心掛ける。

6. 国内外の関係組織との連携、協力を努める

私たちは、生物多様性への取り組みをより実効あるものにするため、国内外のあらゆる関係者との間で生物多様性に関する認識の共有を図り、連携、協力を積極的に推進する。

7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

私たちは、生物多様性に関する深い認識のもとに、社会とのコミュニケーションを図りつつ、率先して生物多様性に対する社会的責任を果たすことにより、持続可能な地球社会のために貢献する。

行動指針

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を示す

- 1 - 1 生物多様性や自然の恵み（生態系サービス）の重要性を認識し、経営の基本に反映させる。
- 1 - 2 生物多様性に配慮するよう、経営者はビジョンを確立し、リーダーシップを発揮する。

3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

- 3 - 1 自らの事業活動による生物多様性への影響の把握・分析、及び事業の進め方の改善に努める。
- 3 - 3 自らの事業活動に関わらない生物多様性問題についても、社会貢献活動として取り組む。

6. 国内外の関係組織との連携・協力を努める

- 6 - 1 NGO、教育・研究機関、地方自治体等とのコミュニケーションの拡充、連携・協力を努める。
- 6 - 2 生物多様性への取組に関する情報の適切な発信、及び共有を図る。

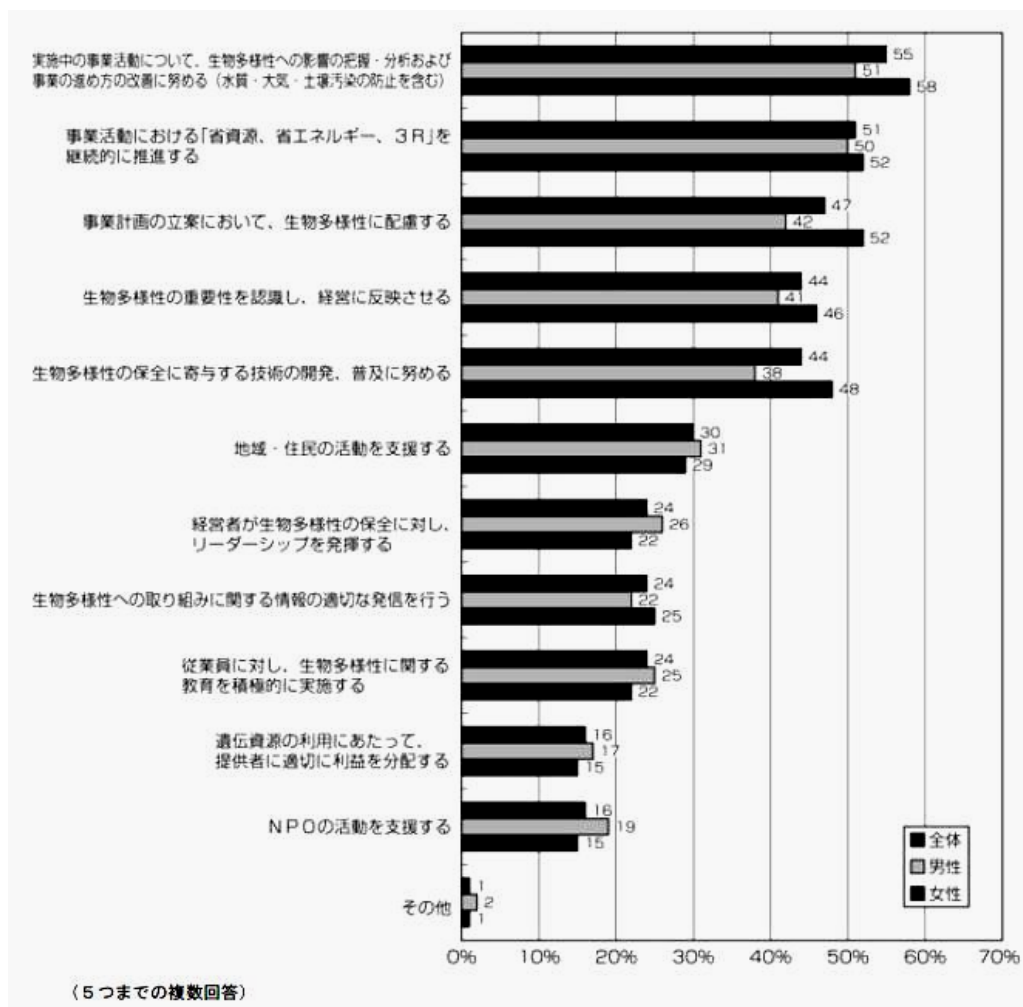
7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

- 7 - 1 従業員に対する自然環境教育を、地域社会、NGO等と連携して、積極的に実施する。
- 7 - 2 社会全体の生物多様性を育む意識の向上に努める。

（日本経済団体連合会HPを基に当室作成）

また、本年3月に財団法人経済広報センターが実施した「生物多様性に関する意識調査」によると、生物多様性に関して国民が企業に期待することとして、「実施中の事業活動について、生物多様性への影響の把握・分析および事業の進め方の改善に努める」(55%)、「事業計画の立案において、生物多様性に配慮する」(47%)、「生物多様性の重要性を認識し、経営に反映させる」(44%)、「生物多様性の保全に寄与する技術の開発、普及に努める」(44%)などの回答が上位となった(図 - 3 - 1 1 参照)。

図 - 3 - 1 1 : 生物多様性に関して企業に期待すること(全体・男女別)



(出所：経済広報センターHP)

さらに、本年7月に国連環境計画(UNEP)が公表した「生態系と生物多様性の経済学(TEEB)」の企業向け報告書では、生物多様性ビジネスの市場規模が2008年に約5兆7,000億円だったのが2020年には

25 兆円程度に拡大する可能性がある⁶と推測されており⁶、生物多様性と生態系サービスの保全に企業がリーダーシップを発揮する必要性が示されている。

⁶ 「朝日新聞」(平成 22 年 7 月 14 日付朝刊 7 面)

生物多様性条約第 10 回締約国会議 (C O P 10) における主要課題

1 生物多様性条約第 10 回締約国会議 (C O P 10) の概要

2008 年にドイツのボンにおいて開催された C O P 9 において、C O P 10 は愛知県名古屋市で開催することが決定され、開催国である我が国が議長を務めることとされた。

2010 年は、2002 年の C O P 6 で世界が合意した「生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減少させる」という、いわゆる「2010 年目標」の目標年であり、また、国連が定めた「国際生物多様性年」でもある。こうした国際的にも節目の年に我が国で開催される C O P 10 では、「2010 年目標」の達成状況の検証及び「ポスト 2010 年目標」(2010 年以降の新たな目標)の策定、遺伝資源へのアクセスと利益配分 (A B S) に関する国際的枠組みの策定、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」(カルタヘナ議定書)の下での「責任と救済」に関する補足議定書の採択などが期待されており、我が国は議長国として、その先導的役割を果たしていくことが求められている。

この C O P 10 において議題とされる予定のもの (暫定議題) は、表 - 1 - 1 のとおりである。また、2007 年 3 月に開催された G 8 環境大臣会合において採択された「ポツダム・イニシアティブ」を踏まえて研究が進められている「生態系と生物多様性の経済学 (T E E B)」の最終報告書が C O P 10 で公表される予定であり、同報告を受けて、生物多様性に関する経済的側面からの議論がさらに活発化することが予想される。

なお、本年 9 月には、C O P 10 の成功に向けて、「国際生物多様性年に貢献する国連総会ハイレベル会合」が国連本部 (米国・ニューヨーク) において開催された。同会合では、「生物多様性条約の 3 目標達成に向けた道のり、及び国際的に合意された生物多様性条約の目的・目標」をテーマに議論が行われた。そして、生物多様性条約の 3 つの目標が十分理解されることが、生物多様性の保全のために不可欠であることを認識し、C O P 10 において確実に成果が得られることの重要性を強調する等を主な内容とする議長サマリーが採択され、C O P 10 に送付されることとなった。

表 - 1 - 1 : C O P 10 における暫定議題

<p>.組織に関する事項</p> <p>開会 / 役員選出 / 議題の採択 / 組織運営に関する事項 / COP10 への代表団信任状に関する報告 / 保留事項 / COP11 の開催日と場所</p>
<p>.報告の検討</p> <p>会期間会合及び地域準備会合に関する報告 / 地球環境ファシリティ (開発途上国で行う地球環境保全のためのプロジェクトに対し、原則として無償資金を提供する国際的資金メカニズム。通称 G E F :Global Environment Facility) による報告 / 条約事務局長による条約の行政管理と条約信託基金予算に関する報告</p>
<p>.遺伝資源へのアクセスと利益配分</p> <p>アクセスと利益配分に関する国際レジーム</p>
<p>.実施の進展評価及び支援に関する戦略的な事項</p> <p>生物多様性 2010 年目標の進捗 - 国別報告書、地球規模生物多様性概況など / 改定戦略計画、生物多様性目標及び指標 / 条約の運営 - 2011 年から 2022 年までの作業プログラム、締約国会議の開催頻度 / 資源動員戦略 / 科学及び技術協力とバイオセーフティ情報交換センター (BCH) / 技術移転と協力 / 世界植物保全戦略 / 広報、教育、普及啓発 (CEPA) 及び国際生物多様性年 / 他の条約、国際機関及び国際イニシアティブとの協力、ステークホルダーの参画 - ビジネスと生物多様性、都市と生物多様性、南南協力 (ある分野で開発の進んだ途上国による別の途上国の開発支援) など / 資金メカニズム - 第 4 回有効性検証とガイダンス</p>
<p>.検討事項</p> <p>陸水の生物多様性 / 海洋と沿岸の生物多様性 / 山岳の生物多様性 / 保護地域 / 生物多様性の持続可能な利用 / 生物多様性と気候変動</p>
<p>.締約国会議決定から生じるその他の重要課題</p> <p>農業の生物多様性 / 乾燥地と半湿潤地の生物多様性 / 森林の生物多様性 / バイオ燃料と生物多様性 / 侵略的外来種 / 世界分類学イニシアティブ / 第 8 条 (j) 及び関連条項 (伝統的知識等の尊重・保存・維持やそれらの適用促進、利用利益の衡平な配分奨励) / 奨励措置 / 新たな課題</p>
<p>.行政管理及び予算関連事項</p> <p>条約の行政管理及び条約信託基金の 2011 年 ~ 2012 年の 2 か年予算</p>
<p>.最終事項</p> <p>その他の事項 / 報告書の採択 / 閉会</p>

(生物多様性条約第 10 回締約国会議 (C O P 10)、カルタヘナ議定書第 5 回締約国会議 (C O P - M O P 5) 日本政府公式ウェブサイトを基に当室作成)

しかしながら、平成 21 年 6 月の内閣府による「環境問題に関する世論調査」によると、生物多様性という言葉の認知度は全国で 36.4% (「言葉の意味を知っている」12.8%、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」23.6%) にとどまっており、「聞いたこともない」が 61.5%とあるように、生物多様性という言葉はあまり国民の間に浸透していない状況がある。

一方、地球温暖化問題については、平成9（1997）年に京都で気候変動枠組条約第3回締約国会議が開催されたこともあって、その認知度が高まり、取組が進んでいる。今回の我が国でのCOP10開催が、我が国における生物多様性に対する認知度の向上及び取組の活発化の契機となることが期待されている。

開催期間	2010年10月11日(月・祝)～29日(金)	 <p>COP10 ロゴマーク</p>
	・カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP/MOP5):11日(月)～15日(金)	
	・生物多様性条約第10回締約国会議(COP10):18日(月)～29日(金)	
	・閣僚級会合:27日(水)～29日(金)	
開催場所	名古屋国際会議場(名古屋市熱田区)	
	関連事業会場:白鳥会場、愛・地球博記念公園、栄地区	
主催	生物多様性条約事務局(カナダ・モントリオール)	
	開催国(日本政府)は議長国として協力	
参加者数	約8,000名(各国政府関係者・国連関係者・NGOなど)	

COP10 スケジュール

2010	10/11	10/15	10/18	10/29
	←→ カルタヘナ議定書第5回締約国会合		←→ 生物多様性条約第10回締約国会議	
				←→ 閣僚級会合(10/27-29)

(生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会ウェブサイトを基に当室作成)

また、COP10の開催期間中、会場内及び会場周辺では生物多様性をテーマとした国際的な発表・交流展示会「生物多様性交流フェア」が開催される予定である。同フェアでは、政府、地方自治体、国際機関、NGO、学術機関、企業等による展示やプレゼンテーションなどが行われ、生物多様性とCOP10の意義について広く普及を図ることが期待されている。

2 ポスト 2010 年目標

(1) 2010 年目標の未達成

C O P 10 における主要議題の一つに、「2010 年目標の評価とポスト 2010 年目標の策定」がある。

2002 年（平成 14 年）にオランダのハーグで開催された C O P 6 において「2010 年目標」を含む「生物多様性条約戦略計画」が採択された。生物多様性条約戦略計画は、条約全体の目的を推進するために必要な目標や優先すべき活動などを定めるもので、「2010 年目標」は、その計画全体の目標であり、「現在の生物多様性の損失速度を、2010 年までに顕著に減少させる」というものである。

前述のように、本年 5 月、生物多様性条約事務局は、C O P 10 において 2010 年目標の達成状況を評価するため、「地球規模生物多様性概況第 3 版（G B O 3）」を公表した。その中で、「2010 年目標の達成のために設定された 21 の個別目標の中で、地球規模で達成されたものはない。生物多様性を保全するための取組は増加したが、その一方で生物多様性への圧力は増加し続けているため、生物多様性の損失は続いている。」とし、2010 年目標は達成できなかったと結論付けた。

生物多様性を保全するための取組が増加した例として、「鳥類保全に重要であるか、絶滅危惧種の最後の残存個体群を擁する土地の保護は増加」しており、「生物多様性にとって特に重要性の高い地域を保護」という個別目標は、「地球規模で達成されなかったが大きな前進があった」としている（表 - 2 - 1 参照）。また、2010 年目標を設定したことにより、保護地域の拡大、特定種の保全の進展、汚染や外来種等への取組の増加、生物多様性国家戦略・行動計画の策定（170 カ国）、保全に投じられる資金の増加、生物多様性の研究・観測・科学的評価の進展などの効果があったとしている。

しかし、その一方で生物多様性への圧力は増加し続けているため、生物多様性の損失は続いている。「非持続可能な消費は増加」しており、「引き続き生物多様性の損失の主要な要因の 1 つ」となっていることや、「魚類、哺乳類、鳥類、両生類や薬用植物等の生物資源は減少しており、貧困層が特に影響を受けている」事態は深刻である。

表 - 2 - 1 : 2010 年目標達成のために設定された 21 の個別目標達成状況

個別目標	状況	説明
Goal 1 生態系、生息・生育地、生物群系の生物多様性の保全を促進する		
1.1: 少なくとも世界の各エコリージョンの 10% を効果的に保全		陸域のエコリージョンの半分以上が目標を達成したが、一部の保護地域は管理が不十分。海洋及び陸水域の保護地域は増加傾向にあるものの不十分。
1.2: 生物多様性にとって特に重要性の高い地域を保護		鳥類保全に重要であるか、絶滅危惧種の最後の残存個体群を擁する土地の保護は増加。
Goal 2 種の多様性の保全を促進する		
2.1: 特定の種類群における種の個体数の減少の回復、維持、または軽減		多くの種で個体数や分布域の減少が続いているが、対象種の回復にはある程度の成果がみられる。
2.2: 絶滅危惧種の現状の改善		概して絶滅の危険性が増しているが、いくつかの種では絶滅のおそれが低下。
Goal 3 遺伝的多様性の保全を促進する		
3.1: 農作物、家畜、野生生物、その他の有用種の遺伝的多様性の保全と先住民や地元の知識の維持		作物の遺伝的多様性の域外保全は進展。他方で、農業システムの単純化は進行。域内遺伝資源及び伝統的知識は一部保護されているが、全体としては減少が継続。
Goal 4 持続可能な利用および消費を促進する		
4.1: 持続的に管理された供給源からの製品の産出、生物多様性を保全する手法で管理された生産地域		森林や水産業で若干の進展。地球規模でみると持続可能な利用の規模は小さい。
4.2: 生物資源の非持続的な消費、あるいは生物多様性に影響を与える消費の減少		非持続可能な消費は増加。引き続き生物多様性の損失の主要な要因の 1 つ。
4.3: 国際取引により絶滅の危機にさらされる野生の動植物種がゼロになる		野生動植物種は国際取引により引き続き減少。ワシントン条約の実施により一部で達成。
Goal 5 生息・生育地の喪失、土地利用の変化および劣化、非持続的な水利用による圧力が軽減される		
5.1: 自然生息・生育地の喪失と劣化の速度が減少		一部地域で達成されたものの、脆弱な生物多様性を有する地域は引き続き減少。
Goal 6 侵略的外来生物種からの脅威を制御する		
6.1: 侵略的外来種となる可能性の高い生物種の移入経路の制御		輸送・交通・貿易・観光の拡大により侵略的外来種の侵入は増加しているが、植物保護やバラスト水に関する取組により新たな侵入リスクの低下が期待される。
6.2: 生態系、生息・生育地、種の脅威となる主要な侵略的外来種に対する管理計画の整備		管理計画は一部存在するが、効果的な管理事業を実施している国は少ない。
Goal 7 気候変動および汚染を原因とする生物多様性の課題に取り組む		
7.1: 気候変動に適応するため、生物多様性の構成要素の回復力の維持・強化		生物多様性の回復力向上させるような措置はほとんど取られなかった。しかし、生態的な回廊(コリドー)の設定が、種の移動と新たな気候への適応を促す可能性がある。
7.2: 汚染と、汚染が生物多様性に与える影響の軽減		汚染の影響を低減する措置がとられ、劣化が深刻ないくつかの生態系が改善。他方で、手つかずの地域の劣化が進んでいる。窒素集積が大きな脅威となっている。

Goal 8 財とサービスを提供し、暮らしを支える生態系の能力を維持する		
8.1: 財やサービスを供給する能力の維持		生態系への圧力が継続し、増大しているが、生態系サービスの継続的な供給を確保する取組が行われている。
8.2: 特に貧困層の持続可能な生活、地元の食糧安全保障等を支える生物資源の維持		魚類、哺乳類、鳥類、両生類や薬用植物等の生物資源は減少しており、貧困層が特に影響を受けている。
Goal 9 先住や地域社会の社会的文化的な多様性を維持する		
9.1: 伝統的な知識、工夫、慣行の保護		一部で行われている保護のための取組にもかかわらず、伝統的知識や権利の長期的な減少傾向が続いている。
9.2: 利益配分を受ける権利を含む、伝統的な知識、工夫、慣行に対する先住民や地域社会の権利の保護		共同管理システムや地域社会に根差した保護地域の設立が増加している。
Goal 10 遺伝資源の利用により生じる利益の公正かつ衡平な配分を保証する		
10.1: すべての遺伝資源へのアクセスが生物多様性条約や植物遺伝資源条約等に合致		条約に基づく資源移転の契約数が増加している。
10.2: 遺伝資源の商業的利用から生じる利益の資源提供国への公正な配分		資源提供国に利益が配分された例は少ない。
Goal 11 締約国は、本条約履行のための財政的、人的、科学的、技術的、技術工学的な能力を向上させている		
11.1: 開発途上締約国への新たな追加的資金の移転		資金は依然不足しているが、生物多様性に関するODAは若干増加。
11.2: 開発途上締約国への技術移転		いくつかの途上国では技術移転の仕組みやプログラムが整備されている。

高い ↑ 達成度 ↓ 低い
 地球規模で達成されなかったが大きな前進があった。
 地球規模で達成されなかったが一定の前進があった。
 地球規模で達成されなかった。

(出所：地球規模生物多様性概況第3版(GBO3)の概要)

このように生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという 2010 年目標が達成されなかった要因として、目標自体が抽象的で明確さに欠けること、客観的・数値的な状況評価のための確立された手法が存在しないこと、現状に対する危機意識や対策の必要性、緊急性への理解を得ることが難しいこと、生物多様性を損失させる乱開発、気候変動、森林の違法取引、過剰漁獲など幅広い分野にまたがる各要因に的確に対応できていないことなどが指摘されている¹。

GBO3では、これからは過去のどの時代よりもはるかに早い速度で種の絶滅が進行し、生息地が失われ、種の分布と豊かさが変化することが予

¹ 黒田大三郎「生物多様性条約COP10に向けた日本の取組と展望」(平成22年1月18日)
http://www.oecc.or.jp/pdf/seminar/100118_1.pdf

測されている。ある生態系が全く新しい状態へ推移し、不可逆的になってしまう転換点（tipping point）を超えてしまうと、生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービスの劣化が生じるリスクが高まることが予測されている。

そこでCOP10では、生物多様性の損失速度を減少させるための「ポスト2010年目標」の策定が重要議題の一つとされているのである。

（２）ポスト2010年目標の策定に向けた国際交渉の経緯

COP10におけるポスト2010年目標の策定に向け、国際交渉が行われている。その主な経緯は、以下のとおりである。

ア COP9におけるポスト2010年目標に関する決議

2008年（平成20年）5月にドイツのボンで開催されたCOP9において、2010年目標は抽象的で、数値的な評価手法がないなどの課題が指摘されていたことを踏まえ、ポスト2010年目標は、意欲的かつ現実的で、計測可能な目標として2020年までの短期目標と2050年までの中長期目標を設定し、分かりやすく行動指向的なものとするのが決議された。

イ ポスト2010年目標に関する我が国の提案

本年1月、我が国はCOP10の議長国として、ポスト2010年目標がより良い目標となるよう議論に貢献するため、我が国の経験を踏まえた「ポスト2010年目標に関する日本提案」を生物多様性条約事務局へ提出した。

その主な内容は、

- ・2050年までの中長期目標（ビジョン）として、「人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく。」
- ・2020年までの短期目標（ミッション）として、「生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、生物多様性の状態を科学的知見に基づき地球規模で分析・把握する。生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。生物多様性の保全に向けた活動の拡大を図る。将来世代にわたる持続可能な利用の具体策を広く普及させる。人間活動の生物多様性への悪影響を減少させる手法を構築する。生物多様性の主流化、多様な主体の参画を図り、各主体により新たな活動が実践される。」

とされた（図 - 3 - 4 [24 頁]参照）。そして、短期目標の下に9つの個別

目標を提示し、その下に 34 の具体的な達成手法を示し、数値指標も提案している。

ウ 準備会合におけるポスト 2010 年目標の原案に関する議論

本年 5 月、C O P 10 の準備会合である「生物多様性条約第 14 回科学技術助言補助機関会合 (S B S T T A 14)²」及び「生物多様性条約の実施に関する第 3 回作業部会 (W G R I 3)³」がケニアのナイロビで開催され、我が国の提案も踏まえたポスト 2010 年目標の条約事務局案が提示されて、議論が行われた。

その議論の結果、2050 年までの中長期目標であるビジョン、2020 年までの短期目標であるミッション、5 つの戦略目標と 20 の個別目標の案が一部に留保が付されてポスト 2010 年目標の原案として、C O P 10 に勧告されることとなった(表 - 2 - 2 参照)。同議論の概要は以下のとおりである⁴。

(ア) ビジョン (2050 年までの中長期目標)

2050 年までの中長期目標であるビジョンについては、我が国が提案した「自然との共生」が盛り込まれ、各国間に異論は見られなかった。

(イ) ミッション (2020 年までの短期目標)

2020 年までの短期目標であるミッションについては、達成すべき目標のレベルをめぐり、E U と途上国の間で大きな対立が生じた。E U が「2020 年までに生物多様性の損失を止めるため、効果的かつ緊急な行動を実施する」とする野心的な目標を求めたのに対し、途上国はその目標は現実的でないとして、「生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動を実施する」との現実的な目標を求めた。E U は、途上国が求める後者の案は行動に着手するだけで目標を達成したことになるため、2020 年までに生物多様性の損失を止める目標を掲げるべきであると主張

² 英語で Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice といい、その頭文字を取り、「サブスタ」と呼ばれる。生物多様性条約第 25 条に定められた組織で、条約の締約国会議 (C O P) に対して科学的な知見から助言や提言を行う機関である。この会議の提言を基に C O P の決議が決められることから、近年は C O P の前哨戦という性格が強まっており、科学的議論だけではなく政治的交渉の場になりつつあるとされている。

³ 英語で Working Group on Review and Implementation といい、その頭文字を取り、「ウィグリ」と呼ばれる。条約の実施とレビューに関する作業部会で、常設ではなく、C O P での決議を受けて開催される。

⁴ (ア) から (エ) の記述は、以下の資料を基に作成した。

黒田大三郎「生物多様性条約「ポスト 2010 年目標」の行方」(『環境と文明』2010 年 8 月号)

吉田正人「生物多様性条約新戦略計画～地球規模生物多様性概況第 3 版を踏まえて」(『生活と環境』平成 22 年 8 月号)

黒田大三郎「C O P 10 における論点と展望」(同上)

している。これに対し途上国を代表してブラジルは、もし野心的な目標を設定する場合には「少なくとも 100 倍程度のオーダーで、十分な資金が用意されることが条件であり、途上国への支援を大幅に拡充すべきことを強く主張している。

このような状況から、ミッションについては 2 案が併記されたまま、COP10 における議論に持ち越されることとなっている。

(ウ) 5 つの戦略目標と 20 の個別目標

5 つの戦略目標と 20 の個別目標については、野心の高さと測定可能性を重視する EU 等の先進国と、実現可能性を財政支援を含めて重視する途上国という構図で議論が行われた。ブラジルや中国等は生物多様性大国であり、自国の生物資源開発を規制するような目標の設定には慎重な態度を示している。

20 の個別目標のうち、9 つの目標は合意されているが、残りの 11 の目標は未合意である。その未合意目標のうち 5 つの目標は意見の隔たりが少なくほぼ合意されているが、残りの 6 つの目標については大きな意見の対立がある。

その中でも、海洋の生物多様性に関する目標 6 の「漁業」と目標 11 の「保護地域」についての意見の対立は大きい状況にある。

目標 6 の「漁業」に関しては、「過剰漁獲の終了と破壊的漁業方式の撤廃」という野心的目標にするか、「漁業資源の持続可能な漁獲と絶滅危惧種や脆弱な生態系への影響の抑制」という現実的目標にするかで意見が対立している。具体的な争点は、底引き網漁や巻き網のような一網打尽の漁法などを止めさせるかどうかということである。日本をはじめとした水産国は、後者の考え方であるとされる。

目標 11 の「保護地域」に関しては、海洋保護区の面積率の数値目標について各国の意見の差が大きい。2010 年目標では、世界の各地域において 10% 以上を保護区にするという目標が設定され、陸域では多くの地域で達成されたものの、海洋では全体で 1% にも満たないという、達成にはほど遠い状況にある。ポスト 2010 年目標の原案では、陸域では 15% にするか 20% にするかで意見が分かれているが、海域では意見の差が大きく X% という、具体的な数値目標値の選択肢すら示すことができないものとなっている。

その他にも、目標 5 の「自然生息地の損失速度の減少」については、陸上生態系にとって直接的圧力である森林伐採の減少を図るため、「森林」という具体的表現の記述を求めている EU と、「森林」を特記せず、

「自然生息地の損失、劣化、分断」という表現にとどめ、その損失速度を「零に近づける」のではなく「少なくとも半減する」とするブラジルや中国が対立している。

また、目標 11 の「陸域の保護面積」についても、我が国やEUが 15% 以上という目標を掲げているのに対し、中国などはなるべく低い目標を求めている。

さらに、途上国は、もし高い目標を掲げるのであれば、その実施のための追加的な支援が必要であるとして、目標 20 において、条約実施のための人材及び資金を 10 倍に増大することを求めている。

(エ) 議論のCOP10への持越し

WGRI3の最終日には、ブラジルや中国が、ポスト2010年目標への合意は資金の確保や技術移転が前提であるとして、ポスト2010年目標の文言全体を留保することを求めて認められ、最終的な議論はCOP10に持ち越されることとなった。

このポスト2010年目標の策定と資金及び技術移転とのいわゆるパッケージ論は、ブラジル、中国やアフリカ等の途上国が強く主張している。しかし、ポスト2010年目標達成等のための追加的資金の拠出については、EU等先進国は現下の経済・財政状況から、具体的コミットをすることには否定的な状況にある。

表 - 2 - 2 : ポスト 2010 年目標の原案

ポスト 2010 年目標の原案	
ビジョン (2050 年までの中長期目標)	
<p>この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050 年までに、生物多様性[私たちの自然資本]が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。</p>	
ミッション (2020 年までの短期目標)	
<p>(案 1) ブラジル等途上国が支持 [生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動を実施すること。]</p> <p>(案 2) EU が支持 [2020 年までに生物多様性の損失を止めるため、効果的かつ緊急な行動を実施すること。]</p> <p>[これは ‘共通だが差異ある責任原則’ 及び条約の第 20 条 (当室注: 生物多様性条約第 20 条では、条約の目的を達成するために、締約国はその能力に応じ、先進国が途上国に対して資金を供与することを定めている) に従い、少なくとも 100 倍程度のオーダーで、十分な資金が用意されることが条件である。] (又は) [これは、リオ原則及び条約第 20 条に従い、増加した資金が用意されていることが条件である。]</p> <p>(案 1 及び案 2 共通) 人類の福利、貧困解消に貢献し、地球の生命の多様性を確保すること、また、2020 年までに生物多様性への圧力が軽減され、転換点 (tipping point) が回避され、生物資源が持続可能に利用され、生態系とその提供するサービスが回復され、生物多様性の便益が公平に配分され、生物多様性の問題が主流化されること、[さらに、全ての締約国がそうするための手段を持つことが確実になること、]を目的とする。</p> <p style="text-align: right;">この部分は案 2 のみ括弧</p>	
戦略目標 A : 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。	
<p>目標 1 : 遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、全ての人々が認識する。</p> <p style="text-align: right; color: #008000;">合意済</p>	
<p>目標 2 : 遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、[国家勘定、] 国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合される。</p> <p style="text-align: right; color: #ff8c00;">ほぼ合意済</p>	

目標 3 : 遅くとも 2020 年までに、生物多様性に有害な[補助金を含む]奨励措置が廃止され、段階的に廃止され、又は負の影響を最小化又は回避するために改革され[、また、[関連する国際的な義務に整合する形で]生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される]

未合意 生物多様性に有益な奨励措置を含めるか否か

目標 4 : 遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

合意済

戦略目標 B : 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標 5 : 2020 年までに、[森林を含む] 自然生息地の損失及び劣化の速度や、それらの生息地の分断が [少なくとも半減する][零に近づく]

未合意 ・ 森林を特記するか否か

「特記すべき」(E U) V S 「特記しない」(中国、ブラジル)

目標 6 : [2020 年までに、過剰漁獲が終わり、破壊的漁業方式が撤廃され、全ての漁業が持続的に管理される。] 又は [2020 年までに、開発されてきた漁業資源その他の海洋・水産生物資源が持続的に漁獲され [、回復され] また絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の影響が、生態学的限界の安全な範囲内に抑えられる。]

未合意 破壊的漁業の撤廃か、持続可能な漁業か

目標 7 : 2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

合意済

目標 8 : 2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

合意済

目標 9 : 2020 年までに、侵略的外来種が特定され、優先順位付けられ、制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入と定着経路を制御するための対策が講じられる。

合意済

目標 10 : [2020 年][2015 年] までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

ほぼ合意済

戦略目標 C：生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標 11：2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の [15%] [20%]、また沿岸域・海域の [X%]、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、包括的で、かつ生態学的に代表的な良く連結されたシステムにより、効果的に管理された保護地域その他の手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

未合意 ・ **数値目標の水準**

「15%支持」(我が国、EU) VS 「せいぜい6%にすべき」(中国)

・ 陸域と海域の数値目標を分けて設定するか否か

目標 12：2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、[そのうちの少なくとも 10% について] 保全状況の改善が達成される。

ほぼ合意済

目標 13：2020 年までに、作物、家畜及びその野生近縁種の農業生態系における遺伝子の多様性の損失が止まり、また社会経済的に貴重な他の優先種及び野生動植物のうち選択種について、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

合意済

戦略目標 D：生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標 14：2020 年までに、人の健康、生活、福利に不可欠なサービスを提供し、それらに貢献する生態系が保全され、かつ / 又は回復され、また生態系サービスへの公平なアクセスが全ての人々のために確保され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

合意済

目標 15：2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15% 以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

合意済

目標 16：2020 年までに、遺伝的資源に対するアクセスが [促進] [円滑化] [向上] され、また国内法令 [及びアクセスと利益配分に関する国際的な [レジーム] [議定書]] に従って利益が配分され、このレジームが発効し、実施され [、また開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、経済移行国が、議定書の下での約束を果たすための前提として、アクセスと利益配分の基金

が時宜を得た適切かつ予測可能な資金をそれらの途上国に提供してい]る。
{脚注：戦略計画がアクセスと利益配分に関する目標を含むことにはコンセンサスあることに留意して、この目標の最終文言は、COP10において国際レジームに係る最終合意がなされるまで保留となる。}

未合意 A B S 交渉の結果を受けて記述

戦略目標 E：参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標 17：2020 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

合意済

目標 18：[2020 年]までに、[生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行 [を保護するために講じられる [独自の法的な] システム] が尊重、保存、維持され、また生物多様性の保全とその持続可能な利用に対するその貢献が認識され、強化される。][先住民と地域社会の生物多様性に関する伝統的知識と慣習的な持続可能な利用が、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。]

ほぼ合意済

目標 19：2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。[生物多様性に関連する技術が特恵的な条件で開発途上国に広く移転される。]

ほぼ合意済

目標 20：2020 年までに、条約の実施のための（人的及び資金的）能力が [10 倍に] 増大する。

未合意 10 倍の拡大が適切か

{脚注：途上国は、戦略計画への合意は資金の確保が前提であるとして、戦略計画の文言全体に留保を求め、認められた。}

(注) 表中の [] は、ブラケットと呼ばれる未合意の文章であり、COP10 において決定されることとなっている。

(各種資料を基に当室作成)

(3) COP10 におけるポスト 2010 年目標の課題

ポスト 2010 年目標の策定は、今後の世界の生物多様性保全対策における方向性を定めるものとして、COP10 における重要議題の一つである。

各国は、現行の 2010 年目標が達成できなかった課題を踏まえ、COP10

において、意欲的かつ現実的で、計測可能、行動指向的なポスト 2010 年目標を策定することに向けて、これまで国際交渉を行ってきた。

しかし、C O P 10 を目前にした準備会合においても、「野心的」で「測定可能性」を重視する E U をはじめとする先進国側と、「現実的」で「資金及び技術移転」を重視するブラジルや中国をはじめとする途上国側との間で意見が対立し、複数の論点で合意に至らないままの状態にある。

このような中、ポスト 2010 年目標の在り方について、様々な方面から提言がなされている。

経済界からは、例えば日本経済団体連合会（日本経団連）は、「生物多様性の保全と持続可能な利用をめざして～生物多様性条約第 10 回締約国会議の成功にむけた提言～」（平成 22 年 6 月 15 日）の中で、「目標設定にあたっては、硬直的・限定的ではなく、各地における個性的な自然や生態系の実態に合わせて多様な対応ができる柔軟な目標とすべきである。また、達成可能性のある現実的な目標とすることも重要である。」としている。

世界的な N G O の一つである W W F（世界自然保護基金）は、「明確（Specific）」、「測定可能（Measurable）」、「意欲的（Ambitious）」、「現実的（Realistic）」、「期限が定まっている（Time-bound）」という 5 つの英単語の頭文字をとった「S M A R T」の要素を入れることが重要であるとしている⁵。

また、名古屋市立大学の香坂玲准教授は、「意欲的な目標も大事だが、それを各国の国内対策にしっかり反映させる仕組みこそ重要だ。資金や技術で途上国を支援する取り組みも必要になる」と指摘している⁶。

我が国は C O P 10 の議長国として、先進国と途上国との間で意見をまとめ上げ、また経済界、N G O や有識者等からの提言も踏まえた上で、C O P 10 において、今後の世界の生物多様性の保全の在り方等を定める「ポスト 2010 年目標」を、リーダーシップを発揮して策定することができるかが注目されている。

⁵ 佐久間浩子「特集 C O P 10 がやってくる！ 生物多様性条約第 10 回締約国会議の焦点とは？」（『W W F Magazine for WWF supporters No.359』（平成 22 年 9・10 月号））

⁶ 「読売新聞」（平成 22 年 6 月 12 日付朝刊 15 面）

3 遺伝資源アクセスと利益配分（A B S）

（1）遺伝資源アクセスと利益配分（A B S）とは

現代社会では、遺伝資源¹を利用して、医薬品や食料品、化粧品などが開発されており、医薬品、園芸品、農薬、化粧品等の遺伝資源由来製品の世界中での売上高は、表 - 3 - 1 のとおりとなっている。例えば、医薬品の多くは植物、動物、微生物等の生物資源²に由来し、具体的には、医薬品のペニシリンは微生物が作り出す天然物質を活用して細菌を殺菌する機能を応用したものである。

表 - 3 - 1：遺伝資源を利用した世界の主な産業と売上高

産業 (Sector)	遺伝資源 (Genetic Resources)	売上高 (US \$ millions)
医薬品 (Pharmaceuticals)	植物、動物、微生物	178,000 - 356,000 (市場全体 712,000)
バイオテクノロジー (Biotechnology)	植物、動物、微生物	73,478
種子 (Seed)	植物	22,900
農薬 (Crop Protection)	植物、動物、微生物	30,425
園芸品 (Horticulture)	植物	2,054
化粧品・パーソナルケア (Cosmetics and Personal Care)	植物、動物、微生物	85,000
合計（推計）		391,857 - 567,857

「産業（Sector）」注釈

- ・ 医薬品：製薬産業全般
- ・ バイオテクノロジー：酵素、生物触媒等の化合物やDNAの解析など基礎研究分野
- ・ 種子：農産物の種子
- ・ 農薬：除草剤、殺虫剤、殺菌、防かび剤など
- ・ 園芸品：観賞植物及び生木、苗木、球根、カットフラワー、葉等を含む
- ・ 化粧品・パーソナルケア：化粧品、サプリメント、機能食品、フレグランス・フレーバーなど

（出所：香坂玲「いのちのつながり よく分かる生物多様性」）

¹ 生物多様性条約第2条によれば、『「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材（遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材）をいう。』と定義されている。

² 生物多様性条約第2条によれば、『「生物資源」には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む。』と定義されている。

コラム

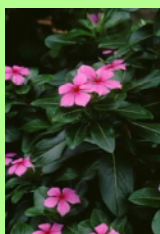
遺伝資源と健康

生物多様性によって維持されている遺伝資源は、とりわけ我々の健康に多くの恩恵をもたらしている。「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」によれば、遺伝資源と現代医療は密接不可分の関係があり、具体的には、合成薬の半分は自然由来のものであり、現在の抗がん剤の約4割は自然由来の成分が使われている。実に世界人口の75%以上の人々が自然界から得られた伝統的な医薬品に依存しているとされている。

有名な例として、アフリカのマダガスカル原産とされるニチニチソウ（日々草）は、世界各地で観賞用に栽培されている身近な植物だが、「ピンカルカロイド」と総称される医薬用の有用物質が含まれ、そのうちのピンクリスチンとピンブラスチンには細胞分裂阻害作用があることから抗がん剤の原料として広く用いられている。この抗がん剤の開発が原産国への利益配分問題のきっかけとなった。

また、今では健康（ダイエット）食品として利用されているサボテンに似た多肉植物のフーディアは、もともとアフリカ南部の先住民が狩猟の際に空腹を抑えるために持ち歩いていたものである。なお、この製品化の際には、無断開発との指摘を受けて先住民側と利益配分の契約がなされた。

ニチニチソウ



（出所：社団法人日本薬学会HP）

フーディア



（出所：日本フーディア研究会HP）

バイオテクノロジーの発展は、経済的にも高い利用価値を有している遺伝資源の需要を喚起してきた。遺伝資源の獲得に向けた歴史的起源は古く、欧州による植民地時代まで遡るとされるが、近年、先進国の企業等が、生物多様性の豊かな国（主に途上国）を訪れ、その国の原住民や地域社会の保有する遺伝資源や伝統的知識（薬用植物の活用方法など先住民や地域社会が永年かけて獲得してきた知識等）を自国に持ち帰り、無断で又は十分な見返りをせずに研究や製品開発に活用し、莫大な利益を得る状況が社会

問題化するようになった。すなわち、主に先進国と途上国の間で遺伝資源等の入手（アクセス）や見返りとしての利益配分の不均衡が大きくなってきた。その背景には、遺伝資源等を保有する側には途上国が多く、自国の資源等の利用により得られた利益の一部の確実な配分を求めており、その一方で、主に先進国の企業は、資源開発のための基礎研究や投資というリスクを抱えつつ商品を開発しており、遺伝資源提供国への対価の支払い等の負担が増大し過ぎると、研究や開発そのものが成り立たなくなってしまうことから、遺伝資源提供国への利益の還元には消極的である、ということがある。

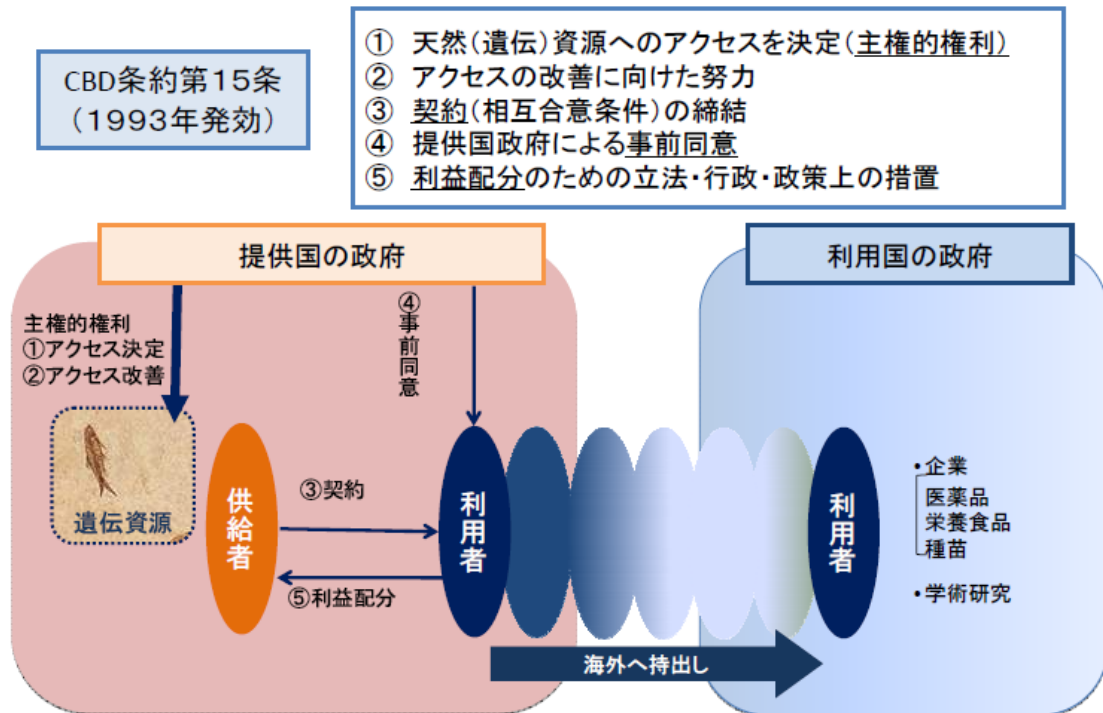
こうした状況を踏まえ、遺伝資源へのアクセスと利益配分（A B S : Access and Benefit-Sharing）の考え方が1993年に発効した生物多様性条約で導入された³。A B Sとは、主に途上国が保有する森林中の植物、土中の微生物及び海洋中の生物等の遺伝資源を利用する活動を行った場合には、その利益の一部（金銭的利益だけでなく、情報や特許、技術移転や教育等の便益を含む。）を、その遺伝資源を提供した側に配分することを定めたものである。

生物多様性条約のA B Sに関連する条項は数多くある。第15条は遺伝資源アクセスに関する条項（図 - 3 - 1 参照）であり、また、第8条（j）は伝統的知識に関する規定が定められている。具体的には、第15条第1項においては、各国は自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源のアクセスを規制する権限は遺伝資源提供国（保有国）にあり、遺伝資源提供国の国内法令に従うと規定されている。同条第2項では、同条約の締約国は遺伝資源へのアクセスが適切に確保される条件を整えるよう改善に向けた努力をする旨が定められている。また、第4項及び第5項においては、遺伝資源へのアクセスの際の条件として、相互に合意する条件で（M A T s : Mutually Agreed Terms）、事前の情報に基づく遺伝資源提供国の同意（P I C : Prior Informed Consent）が必要である旨が規定されている。第7項では、遺伝資源の研究や開発の成果、商業的利用等から生ずる利益をその遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に相互に合意する条件で配分するため、締約国は適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとるものとされている。また、第8条（j）においては、原住民や地域社会の伝統的知識等の重要性を認めた上で、それらの利用から得られる利益の衡平な配分を奨励している。

³ 生物多様性条約の主要な目的は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分（A B S）である。

このように、同条約により、遺伝資源等を保有する国と合意した条件の下で、遺伝資源を取得（アクセス）する枠組が構築されたといえる。

図 - 3 - 1 : 生物多様性条約（CBD条約）におけるABS関連の枠組み



(出所：外務省資料)

なお、生物多様性条約は、2009年12月末現在で、193の国と地域が条約を締結しているが、遺伝資源利用に積極的な米国は、遺伝資源へのアクセスに際して許可申請のための書類提出の手続きが煩雑になりかねないこと、技術や知的所有権の保護措置が十分ではない等の理由から⁴、生物多様性条約を批准していないところである。

ABSの考え方は、生物多様性条約で初めて国際ルールとして導入されたものである。同条約の採択前では、前述したように、遺伝資源の持出しに関するルールはなく、先進国企業などが途上国を訪れ、その地域の動植物や微生物等を自由に入手し、遺伝資源や伝統的知識を自国へ持ち帰り、それらを活用して研究や商品・素材等の開発が行われていた。このことにより、その研究開発の過程で得られる技術や特許の取得を通じて、先進国は更に発展していくこととなった。一方で、遺伝資源等を提供した国（主に途上国）は十分な対価を受けることなく、自らが提供した遺伝資源を基に開発された医薬品等を購入することにもなりかねず、先進国との経済的

⁴ 香坂玲「いのちのつながり よく分かる生物多様性」(中日新聞社・2009年)

格差が拡大し、途上国側の不満となっていた。

生物多様性条約採択後においては、遺伝資源アクセスに対する利益配分は当事者間の協議を通じてどのように利益配分を行うかを決定することとなったことにより、協議によっては、先進国企業などが入手した遺伝資源等を利用する科学的研究が遺伝資源等の提供国側で行われる場合もあることとなった。また、通常は遺伝資源利用国である先進国で実施されることが多い研究開発において、遺伝資源提供国（主に途上国）の専門家が参加できることとなった。さらに、商業化成功後の売上金等の利益の一部についても遺伝資源提供国側へ配分される可能性があることとなった。

A B Sを通じた活動は、遺伝資源採取という原料調達段階での生物多様性への影響を軽減するとともに、途上国の持続可能な開発に寄与することにもつながると考えられている。

なお、2009年時点で、約20カ国が、A B Sに関連する国内法を制定しているとされている。代表的な国としては、ブラジルやコスタリカといった中南米諸国やフィリピンやインドが挙げられる。例えば、積極的にA B Sに対応しているフィリピンでは、1995年の大統領令に基づき、独立した遺伝資源アクセス規制制度を整備している。先進国では、オーストラリア、ノルウェーが国内法を制定しているが、我が国を含め大半の先進国はA B Sの国内法制度を有していない。

図 - 3 - 2 : A B S問題における各国の立場



（経済産業省資料を基に当室作成）

（2）A B Sに係る国際交渉の経緯

A B Sの考え方が1993年発効の生物多様性条約に盛り込まれて以降、遺伝資源の豊富な途上国（フィリピン、コスタリカ、インド等）を中心に、A B Sに関する国内法が制定されてきた。これは、生物多様性条約第15条第1項（遺伝資源に対する主権的権利の付与）の規定を受けた動きであり、A B Sの仕組みを各国で具体化しようとするものであった。しかし、

各国が独自の国内法を制定することに伴う遺伝資源等の取引費用の高騰が懸念されたため、2002年のCOP6（オランダ・ハーグ）において、ABSの実施についての自主的ルールを定めた「ボン・ガイドライン」が採択された。

ボン・ガイドラインは、事前情報に基づく遺伝資源提供国の同意（PIC）及び相互に合意する条件（MATs）に関する一定の基準を明確にしたが、自主的なガイドラインであるとともにABS手続きの大枠のみを定めたものであったこともあり、法的拘束力は無く、利益配分の実施を義務化する規定も存在せず、途上国側の十分な理解を得ることができなかった。

そのため、遺伝資源が豊かで確実な利益配分の実施を求める途上国の要請も踏まえて、法的拘束力のある国際枠組みづくりに関する国際交渉が2002年以降開始されることになった。この国際枠組みの議論については、ABS作業部会で検討を重ねてきているが、未だ決着されておらず、2006年のCOP8（ブラジル・クリチバ）において、2010年のCOP10までに国際枠組みづくりに関する検討を終え、何らかの結論を出すこととされた。

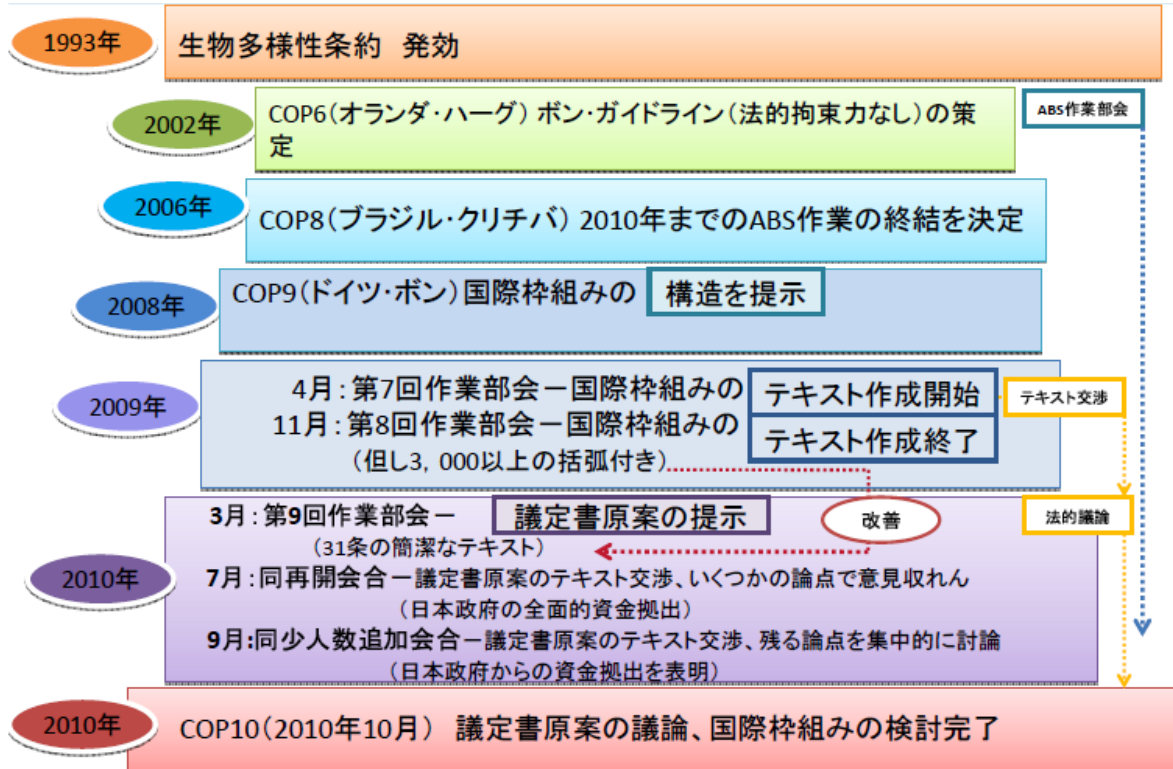
2008年のCOP9（ドイツ・ボン）では、2年後に行われるCOP10を前に、国際枠組みの構造が提示され、枠組みの検討と交渉を完了するための会合のスケジュールについて合意された。

2009年4月に開催された第7回ABS作業部会では、国際枠組みづくりのための具体的議論のたたき台となるテキストの作成が開始され、同年11月に開催された第8回作業部会では同テキストの作成が終了したが、50頁のテキスト中に未調整の3,000以上の括弧が付く内容となった。

なお、2010年3月に開催された第9回作業部会では、テキストを基に31条にわたる議定書原案が初めて示された。この議定書原案をベースに作業部会で検討が続けられており、7月10日から16日までカナダのモントリオールで第9回作業部会の再開会合が開催された。

いくつかの論点で合意が得られた部分があるものの、意見が隔たる事項も残されていることから、今後も、9月18日から21日にモントリオールで第9回ABS作業部会の少人数追加会合が行われ、議定書原案の残る論点を集中的に議論が行われた。その結果、いくつかの論点で条文案の一本化が進展した。さらに、COP10直前の10月16日から17日まで我が国で交渉会合が開催される予定とされている。なお、我が国は、COP10の議長国として、議論の取りまとめに向けて、最大限努力していくため、7月のモントリオールでの再開会合も含め、9月及び10月の各会合の開催経費を拠出することとしている。

図 - 3 - 3 : A B S 交渉の合意に向けた努力



(出所: 外務省資料)

(3) A B S 交渉に係る論点と議論の状況

現在議論されている 2010 年 3 月の第 9 回 A B S 作業部会で初めて提示された議定書原案は、遺伝資源提供国の国内法規定を遺伝資源利用国内においても実効あるものにするというユニークな構造の議定書となることから、途上国と先進国の間で多くの点で議論が分かれているところである。

現在の国際枠組みづくりでの大きな論点は、どの規定に法的拘束力を持たせるか、国際枠組みの対象範囲をどうするか、その遵守の仕組みをどのようにするかなどである。

A B S 交渉に係る主な論点と議論の状況は、以下のとおりである。

ア 利用国の措置

(ア) 国内法の遵守

議定書原案では、「自国内で利用される遺伝資源が、提供国の国内法を遵守している（事前同意を得、契約を締結している）ことを確保するため、利用国が適当な措置を実施する。」とされている。

これは、遺伝資源提供国の国内法への利用国の遵守を、国境を越えて実現するための中心的な規定である。提供国の国内法は、国ごとに異なる事情を踏まえて各々規定されており、これらすべてについて一律に利用国が遵守の確保を約束することは困難であり、また国内法の規定内容

が不明確で不透明な場合が多く、利用国政府が自国民の利用に係る遵守、不遵守を判断することは期待し難い。議定書原案では、利用国政府が各国の事情を踏まえて措置を実施する自由度が認められている。

こうしたことから、自国内における遺伝資源の利用について、利用国政府が提供国の国内法を遵守していることを確保するため、利用国が適当な措置を実施できるか否かということが論点とされている。

この国内法の遵守の議論については、提供国側及び利用国側の双方からの譲歩が見られ、条文案の一本化が進展した状況となっている。

(イ) 利用状況の監視

議定書原案では、「遺伝資源の利用の状況を利用国政府が監視するため、チェック・ポイントを設置し、出所開示要求を実施する。」とされている。

これは、提供国国内法の遵守措置を利用国が実施するためには、遺伝資源の利用に係る情報の収集が必要であり、そのための監視体制の構築を規定するものである。

最も注目されているのが、遺伝資源の利用の有無、利用している場合には原産国を確認する仕組みであり、具体例として、遺伝資源利用に係る行政手続にチェック・ポイントを組み込み、出所の開示を要求することなどが規定されている。

提供国側は、特許出願における出所開示義務、出所が開示されない場合の特許の無効化などを求めてきた。一方、利用国側は、特許制度の変更への抵抗が強く、議定書原案では、知的財産権の審査機関を例示するにとどめて、提供国と利用国の両者に配慮を示している。

このことから、特許出願などのチェック・ポイント、出所開示に係る義務内容の具体的例示が認められるかが論点とされている。

この点の議論については、利用国政府が、自国内における遺伝資源の利用を監視するための措置を適切な場合に実施し、この措置の一つにチェック・ポイントの設置を含み得るとすることには意見の収れんが見られたものの、他方、チェック・ポイントとして具体的な措置、例えば知的財産権の審査機関、製品販売の許認可等を明示的に規定するか否かでは対立している。

イ アクセスの改善

(ア) 明確で透明な手続

提供国の国内制度が明確でなく不透明であることもあるなどの事情が

ら、遺伝資源の利用が円滑にできないとの不満が利用企業側から表明されている。利用国側としては、アクセスの改善を交渉の成果として重視しているところである。

このため、利用国によるアクセスに係る提供国側が事前同意を与える際の制度で、提供国側の透明性の確保が論点とされている。

議定書原案では、「提供国政府が事前同意を与える際の制度、手続を明確で透明なものとする。」とされている。

この点については、提供国の制度に係る透明性、法的安定性の確保などの論点で条文の一本化が進展している状況にある。

(イ) 非商業利用

非商業利用では、配分すべき利益が生じないと考えられるが、他方で非商業目的から商業目的に転用される場合が多く、両者の峻別が難しい場合も少なくない。ただし、商業利用への目的変更にあたって提供者の了解を要するとする手続を確立すれば、制度上の峻別は可能となる。

このため、非商業目的の研究について簡素な手続を明示するかという点が論点とされている。

この非商業利用については、簡素な手続を明示すべきという我が国の主張が受け入れられ、条文案の一本化が進展している状況にある。

ウ 遡及適用

本議定書の適用を、議定書発効以降に入手した遺伝資源に限定するか否かが論点とされている。提供国側の多くは、議定書は生物多様性条約第15条の規定((1)参照)に実効性を与える性格のものであるとして、同条約発効の1993年以降に入手した遺伝資源は、本議定書の発効以前のものであっても適用対象とすべきとの立場をとっている。さらに、アフリカ諸国は、植民地時代に持ち出された遺伝資源も利益配分の対象にすべきとして、同条約発効以前のものも適用対象にすべきと主張している。他方、利用国側は、議定書により新たに求められる義務規定は、議定書発効後に入手した遺伝資源に限るべきとの立場である。

この遡及適用の議論については、議定書発効以前、さらには条約発効以前に入手したものまで、遡及しての適用を求める提供国側と、それに反対する利用国側で対立している状況にある。

エ 利益配分

遺伝資源の利用の過程で、当初の遺伝機能とは異なる性質の素材、特に

遺伝資源の範疇から外れる化学物質、情報などが生成されることがある(例えば、中華料理で使われる「八角」を基に開発されたインフルエンザ治療薬「タミフル」など)。提供国は、そのような遺伝資源から派生したもの(派生物)も利益配分の対象にすべきと主張している。

議定書原案では、派生物が生成される工程を具体的に列挙する形で規定しているが、この限定列挙方式では対象が狭くなりすぎるなどの不満が提供国から表明されており、主要論点の一つとされている。

この利益配分の対象については、派生物を明示しない代わりに「遺伝資源の利用」という項目を設け、利用国の企業と提供国が相互に同意する条件で契約を交わすことを義務付けることで条文の一本化が図られた⁵。

オ 遺伝資源に関する伝統的知識

遺伝資源に関連する伝統的知識の保有者は、当該遺伝資源の供給者と同ーである場合が多く、事前同意、利益配分なども一体的に実施されれば問題は生じにくいとされている。

他方、既に利用されている遺伝資源について、別の効果に係る知識を入手し新たな利用方法により利益を得る場合には、その新たな利用方法に係る利益の配分が問題となり得る。例えば、インドの香辛料には、地域により異なる効果が確認され、異なる利用方法があり、それらの新たな利用方法を活用する場合には、その新たな利用方法に係る伝統的知識の利益配分が問題となり得る。

多くの場合、遺伝資源の利用価値に係る知識は原住民が有している。

議定書原案では、「遺伝資源の利用による利益だけでなく、伝統的知識から生じる利益も配分の対象とする。」とされ、「議定書実施に当たって原住民に対する配慮を行う。伝統的知識に係る制度を周知徹底する。」とされている。

伝統的知識について、遺伝資源と同様、利益配分、遵守まで含めて規定するか否かが論点とされている。

この伝統的知識の議論については、伝統的知識を遺伝資源と同列に扱うことについて、未だ十分に議論が進んでいない状況にある。

カ 病原体の取扱い

病原体を適用対象から例外として除外することを先進国側は求めたが、途上国側の反発が強く合意は困難であるとの事情から、議定書原案では、「公衆衛生への脅威の観点から病原体の提供が緊急に求められる場合の配

⁵ 「毎日新聞」(平成 22 年 9 月 21 日付朝刊 2 面)

慮が求められる。」との配慮規定とされた。

この病原体の例外化については、WHO（世界保健機関）、IPPC（国際植物防疫条約）、OIE（国際獣疫事務局）などの専門的国際機関での議論を予断しないよう、EUが議定書の適用を制限する規定を提示したが、提供国側からは、感情的とも言える強い反発を招いているところである。

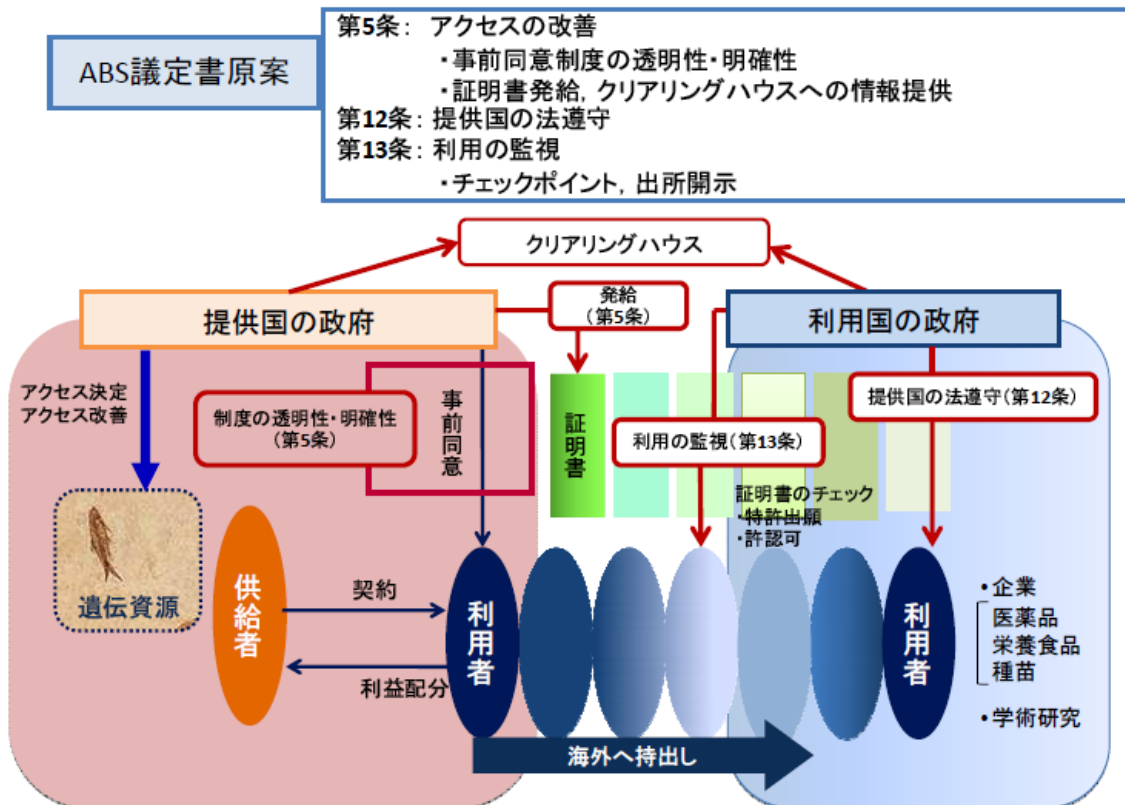
キ その他の適用除外

他のより専門的な国際条約で対象とされている遺伝資源や 商品を適用除外とするか否かという点が論点とされている。

に関しては、例えば、植物遺伝資源については、FAO（国際連合食糧農業機関）の下でITPGR（植物遺伝資源条約）が締結され、利用による利益を基金に積み立て、食料安全保障等の目的のために活用する仕組みが創設されている。こうしたことから、ITPGRなどにより専門的な国際条約で対象とされている遺伝資源は議定書の適用除外とすることで、意見がほぼ収められている。

に関しては、利用国（カナダ）が全商品を適用除外とする案文を提示する一方、提供国（ペルー等）が「貿易の対象となる商品」、「最終消費のための商品」などのみを適用除外とする案を提示しているところである。

図 - 3 - 4 : A B S 議定書原案の枠組



(出所：外務省資料)

表 - 3 - 2 : A B S 交渉に係る論点と議論の状況

論 点 項 目		議定書原案の規定内容	議論の状況
利用国の措置	国内法の遵守	自国内で利用される遺伝資源が、提供国の国内法を遵守している（事前同意を得、契約を締結している）ことを確保するため、利用国が適当な措置を実施する。	条文案の一本化が進展した。
	利用状況の監視	遺伝資源の利用の状況を利用国政府が監視するため、チェック・ポイントを設置し、出所開示要求を実施する。	利用国政府が、自国内における遺伝資源の利用を監視するための措置を適切な場合に実施し、この措置の一つにはチェック・ポイントの設置を含み得ることは意見の収れんが見られた。他方、チェック・ポイントとして具体的な措置、例えば知的財産権の審査機関、製品販売の許認可等を明示的に規定するか否かで対立している。
アクセスの改善	明確で透明な手続	提供国政府が事前同意を与える際の制度、手続を明確で透明なものとする。	提供国の制度に係る透明性、法的安定性の確保などの論点で条文案の一本化が進展。
	非商業利用	非商業目的の利用には簡潔な手続を適用する。	我が国の主張が受け入れられ、条文案の一本化が進展した。
遡及適用		本議定書の適用を、議定書発効以降に入手した遺伝資源に限定するか否か。	議定書発効以前、更には条約発効（1993年）以前に入手したのもまで、遡及しての適用を求める提供国と、それに反対する利用国で対立している。
利益配分		遺伝資源の利用による利益だけでなく、派生物に係る利益も配分の対象とする。	派生物を明示しない代わりに「遺伝資源の利用」という項目を設け、利用国の企業と提供国が相互に同意する条件で契約を交わすことを義務付けることで条文案の一本化が図られた。
遺伝資源に関する伝統的知識		・ 遺伝資源の利用による利益だけでなく、伝統的知識から生じる利益も配分の対象とする。 ・ 議定書実施に当たって原住民に対する配慮を行う。伝統的知識に係る制度を周知徹底する。	伝統的知識を遺伝資源と同列に扱うことについては、未だ十分議論は進んでいない。
病原体の取扱い		公衆衛生への脅威の観点から病原体の提供が緊急に求められる場合の配慮が求められる。	WHO（世界保健機関）I P P C（国際植物防疫条約）O I E（国際獣疫事務局）などの専門的国際機関での議論を予断しないよう、EUが本議定書の適用を制限する規定を提示。提供国側からは、感情的とも言える強い反発を招いている。
その他の適用除外		他の専門的な国際条約の対象、商品適用除外とするか否か。	他の国際条約との関係では、I T P G R（植物遺伝資源条約）などにより専門的な国際条約で対象とされている遺伝資源は議定書の適用除外とすることで、意見がほぼ収れんしている。 商品の除外については、提供国（ベルギー等）が「貿易の対象となる商品」、「最終消費のための商品」などの限定を付する案を提示している。

（外務省資料等を基に当室作成）

(4) 団体等からの主な意見等

A B S 問題が、C O P 10 での交渉課題の一つとされることについて、団体等から下記のような意見等が表明されている。

団体等名	主 な 意 見 等
<p>日本経済団体連合会 (日本経団連)^(注1)</p>	<p>【遡及適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議定書の適用時期が過去に遡るとすれば、議定書の発効前に適法に行なわれていた各々の事業に対して追加の利益配分を要求されることになるため、その分を今後提供する製品やサービスの価格に上乗せしてこれを回収せざるを得なくなる。これにより、企業はこれまでと同じ価格で同じ質の製品やサービスの提供ができなくなるおそれがある。このことは、国民生活に多大な影響を及ぼす可能性があるため、議定書において遡及適用を可能とする表現が盛り込まれないよう注視すべきである。 <p>【派生物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性条約で想定している利益配分の対象は「遺伝資源」であって、その「派生物」ではない。また、「派生物」は多様な解釈が可能な用語であり、議定書の対象に派生物が含まれれば、利益配分の対象範囲が際限なく拡大解釈される懸念がある。従って、派生物を利益配分の対象と記している条項は削除すべきである。 <p>【遵守違反措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源提供国の国内法によるアクセス及び利用の適法性を利用国で判断する基準が明らかでなく、遵守違反の判断に際しては、締約国の合意の下に国際アクセス基準を確立し、資源提供国の国内法がこれに適合するものであるかどうか、慎重に検討される必要がある。 <p>【伝統的知識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界知的所有権機関(W I P O)において専門的な議論がなされていることを踏まえ、W I P Oでの議論の結果を尊重すべきであり、今回の議定書に盛り込むことには慎重であるべきである。 <p>【今後に向けた政策に関する提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝資源の提供者と利用者間で、個別に相互に合意する条件による A B S 契約を締結することを促進する仕組みを形成する。 ・ 資源国側における国境での水際取締りにより、公式承認されていない遺伝資源の輸出を防止する。 ・ 遺伝資源へのアクセス促進のための国際アクセス基準づくりを支援する。 ・ 資源国での遺伝資源の不正取得取締りを支援する国際的仕組みを創設する。 ・ 知的財産制度に関わる議論は、W I P Oにて行う。 ・ A B S の議論は、個別の条件毎に合意形成せず、生物多様性条約の A B S 国際枠組全体の中で検討する。
<p>日本バイオ産業人会議^(注2) バイオインダストリー協会</p>	<p>【適用対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝資源から生まれた医薬品、食品等の商品そのものも国際枠組みに入れることは通常の商取引に大混乱を引き起こすことになる。このため、国際枠組みの対象は生物多様性条約に規定する遺伝資源に限定すべきである。 <p>【遡及適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に国境を移動した遺伝資源にも国際枠組みを適用することは、混乱と紛争の火種となるのみであり、現実的ではない。 <p>【アクセスの手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセスに係る過度な規制や煩雑な手続は研究開発を阻害することになる。基礎研究の重要性に配慮し、非商業目的の基礎的な研究の場合に

	<p>は目的を限定した簡便な規制により、アクセスを促進すべきである。また、アクセスでは、法的確実性、明確性、透明性、実効性が確保されたルールに基づき、アクセスを容易にしなければビジネスの参入は促進されず、利益創出は期待できない。提供国は、政府窓口・権限ある当局といった国内連絡先を明確にし、アクセスを容易化する仕組みを確立すべきである。</p> <p>【各産業の実情に応じた利益配分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝資源の利用形態やその利益配分の方法は、医薬品・食品・化粧品・育種・エネルギーといった産業セクターごとに大きく異なる。国際枠組みの検討では、一律な利益配分を規定することなく、産業セクターごとの商慣習、利用形態を十分考慮する必要がある。 <p>【特許出願における遺伝資源出所開示義務等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出所開示は特許要件とは無関係であり、こうした条件を課すとすれば、ビジネスの安定化に重要な特許権に対して不確実性を増大されることになる。特許出願等での出所開示の問題はW I P Oでの議論の結果を踏まえるべきである。
<p>日本知的財産協会 (注3)</p>	<p>【特許出願における遺伝資源出所開示義務等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許出願への遺伝資源出所開示義務及び開示義務違反に対する制裁を生物多様性条約の枠組みに取り入れることは、特許の地位に対して重大な不安定性をもたらし、イノベーション創出にも悪影響を与えかねない。出所開示に関する努力義務程度であれば権利に変動を与えることにはならないが、遺伝資源の定義や適用に関する境界が定かでない状況で出所開示が義務付けられると、知的立国の基礎に重大な混乱が生じる可能性がある。知的財産に関する事項はW I P Oにおいて議論されるべきであり、A B Sに関する討議の場において議論されるべきではない。 <p>【適用対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A B Sの対象は、生物多様性条約に規定された遺伝資源の直接的な利用の範囲内であるべきで、遺伝資源の派生物や製品までも対象とすることは、その確定が困難であるために、自由な研究開発や技術の持続的な発展への意欲を阻害しかねないうえ、利益配分の対象が増え、結果的に製品・サービスの販売価格にこの増えた利益配分が上乘せされ、実質的には消費者、ユーザーの負担増となることを懸念する。
<p>WWF ジャパン (注4)</p>	<p>【国内法の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議定書を批准した国は、議定書の発効に伴い、国内法を整備することが求められるとともに、その法制度に関して、分かりやすく情報提供する必要がある。 <p>【遵守違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議定書原案では、A B Sの国内法に反して遺伝資源が持ち出されたケースがある場合、その違法行為に関して、該当国が行政上や法律上の措置を講じ、協力することを定めているが、この国内法違反が国際違反となるのかという法技術的な問題があり、国際違反とするためには、その条件を決める必要がある。 <p>【知的財産権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性条約において、知的財産権については、各国の国内法や国際法に従うとあるため、議定書が無制限に適用されるわけではない。このため、適用範囲について明確にする必要がある。 ・ 知的財産に関しては、W T O (世界貿易機関)のT R I P s協定(知的財産権の貿易関連の側面に関する協定)やW I P Oといった国際協定や国際機関とも関連があり、整合性をとる必要がある。
<p>国際青年環境NGO A S E E D J A P A N (注5)</p>	<p>【利益配分の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に遺伝資源が多くの製品に利用されていることから、議定書において条約発効以前に遡って遡及適用を認めることは困難であり、また、条約に違反して移転した遺伝資源を議定書で利益配分を行う対象として位置付けることも難しい。したがって、条約発効以前に原産国(提供国)

	<p>から移転した遺伝資源及び条約発効以降に条約に違反して原産国(提供国)から移転した遺伝資源を利用して利益配分を行う場合、締約国は、その遺伝資源の利用から生じた利益を原産国(提供国)に配分することを奨励することを議定書に記載するべきである。</p> <p>【遺伝資源に関する伝統的知識】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先住民及び地域社会の法律、慣習法等は締約国内において、可能な限り最大限、適用されるべきである。慣習法等を適用しない場合、当該締約国がその理由を先住民及び地域社会に説明することを規定すべきである。 <p>【チェックポイントの創設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源の提供国で事前同意に従って取得され利用されていること及び相互に合意する条件が締結されていることを利用国において確認するための仕組みが必要であり、チェックポイントの創設に関する議定書の記載を維持するべきである。
<p>立命館大学国際関係学部 西村智朗 教授 (注6)</p>	<p>【法的拘束力】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議定書が採択されたとしても、国際条約の性格上、各国(実際には生物多様性条約締約国)の批准手続を経なければ、法的拘束力は発生しない。発効要件次第だが、利用国及び提供国の多数が新議定書に参加しなければ、ABSにおける法的な二重基準が発生する危険性もある。従って、COPで利用国と提供国の双方にとって参加可能性の高い制度について合意する必要がある。 <p>【適用対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際枠組みの対象は、第一義的には締約国となるが、遺伝資源に関する利害関係者は、多くの場合、非国家であり、具体的には利用者である企業や研究所、提供者である先住民及び地域社会に国際枠組みの中でどのような権利義務を設定されるかが問題となる。

(各種資料を基に当室作成)

- (注1)「生物多様性条約における「遺伝資源へのアクセスと利益配分」に対する基本的な考え方」(2010年3月16日)及び「生物多様性条約における「遺伝資源へのアクセスと利益配分」に関する議定書原案に対する意見」(2010年7月1日)
- (注2)「生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的枠組み(International Regime)についての意見書」(2010年3月4日)
- (注3)「生物多様性条約(CBD)に関する基本姿勢」(2010年3月1日)
- (注4)WWFジャパン公式サイト(<http://www.wwf.or.jp/activities/2010/06/842329.html>)
- (注5)「名古屋ABS議定書に関する日本政府へのNGO提案書Ver.6」(2010年7月7日)
- (注6)「生物多様性条約における遺伝資源へのアクセス及び利益配分：現状と課題」(立命館国際研究 2010年3月)

(5) COP10におけるABS交渉の課題

ABSを実現するための法的拘束力のある国際枠組みづくりに関する議論は、ABS作業部会が多方面から検討を重ねてきているが、未だ決着を見ず、2006年のCOP8(ブラジル・クリチバ)において、2010年のCOP10までに国際枠組みづくりの検討を終え、何らかの議論の目処を出すこととされた。そうした意味でも、ABS問題は、我が国が議長国となり本年10月に名古屋において開催されるCOP10における重要な交渉課題の一つとして位置付けられており、国内のみならず国際社会の注目が集まっている。我が国は、国際枠組みへの合意を目指しているが、途上国側は遺

伝資源の不正利用を防止し利益配分を確実にするため、途上国側の法制度の遵守を先進国内においても図るよう求めており、前提となるべき途上国の制度が不明確、不透明である中で、先進国としてどこまで途上国の要求を現実的に受け入れることができるかが課題となっている。

人類は自然から多くの恩恵を得ており、これらの恩恵を日常生活に活用するとともに、様々な産業において利用してきた。遺伝資源は、生物の多様性によって維持されていることに照らすと、ABSはその仕組みを通じ、遺伝資源の経済的な利用価値を認め、その利用を促進し、利益の一部を生物多様性の保全コストを負担している提供国側に還元するものである。その意味で、地球規模で生物多様性の保全を図るためにも、ABSに係る国際枠組みの合意を得る段階に来ているとも言える。

4 その他の主な議論のポイント

(1) SATOYAMAイニシアティブ

昔から持続的に利用・管理されてきた農地等、農林水産業等の人間の営みにより維持されてきた二次的自然環境は、我が国の里地里山に限らず世界各地で広く見られるもので(図 -4-1、2 参照)長い年月にわたり人々の暮らしを支えてきた。しかし、これらの伝統的な里山の景観や持続可能な利用形態は、都市化、産業化、地方の人口減少などにより、世界の多くの地域で失われつつあり、そこでの生物多様性は危機に瀕している。そのため、これらの二次的自然環境を持続可能な形で保全していくためには、その価値を世界中で広く再認識するとともに、早急かつ効果的な対策を講じていくことが求められている。

図 -4-1 : インドネシア・バリ島の棚田とヤシ林



図 -4-2 : ドイツ・バイエルン州の田園風景



(出所：環境省HP)

このような課題に対処するため、環境省と国連大学高等研究所が進める地球規模の取組である「SATOYAMAイニシアティブ」が、COP10において世界に向けて正式に提案される予定となっている。

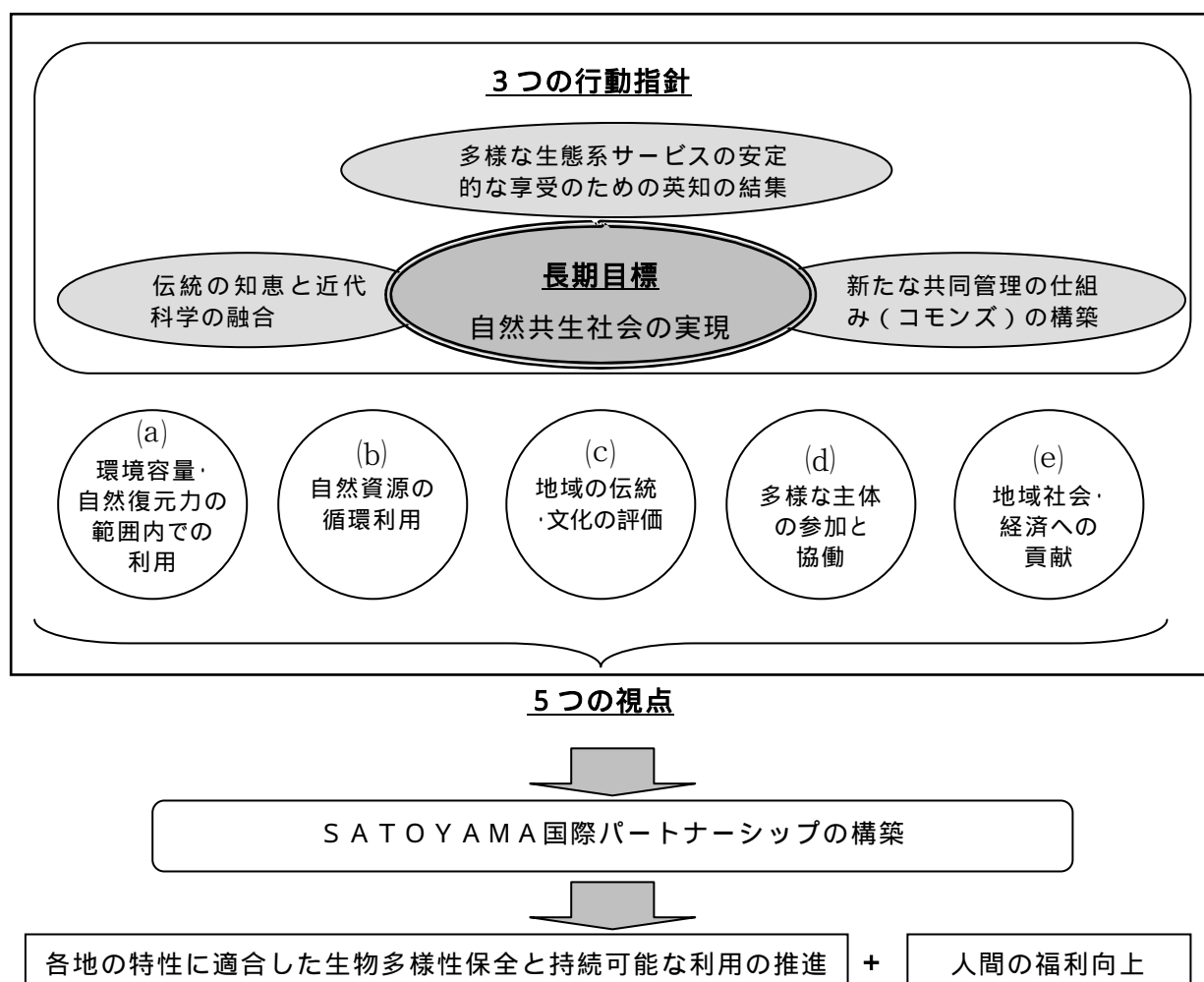
同イニシアティブは、生物多様性条約の主な目的である、「生物多様性の保全」、「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」のため、我が国だけでなく、世界各地に存在する二次的自然環境の持続可能な利用形態の事例を収集・分析し、世界各地の自然共生社会の実現に生かしていくための取組である。COP10を契機として、各国政府、NGO、国際機関等とのパートナーシップ(SATOYAMA国際パートナーシップ)の構築による新たな国際的枠組みの設立が目指されている。

同イニシアティブには、自然共生社会の実現のため、多様な生態系サービスの安定的な享受のための英知の結集、伝統の知恵と近代科学の融

合、 伝統的な地域の土地所有・管理形態を尊重した上での新たな共同管理の仕組み(コモンズ)の構築、という3つの行動指針が掲げられている。

さらに、同行動指針に沿って、それぞれの地域において持続可能な自然資源の管理・利用を実践していく際には、(a)環境容量・自然復元力の範囲内での利用、(b)自然資源の循環利用、(c)地域の伝統・文化の評価、(d)多様な主体の参加と協働、(e)地域社会・経済への貢献、という5つの生態学・社会経済学的な視点が重要であるとされている(図 - 4 - 3 参照)。

図 - 4 - 3 : 「SATOYAMAイニシアティブ」の概要



(環境省HPを基に当室作成)

同イニシアティブの推進については、途上国からの賛同もあり、COP10において基本的に合意が得られる見込みとされているが、更に幅広い支持を得るため、EU諸国やニュージーランド、オーストラリア等に対し、二国間や多国間会合等の様々な機会を通じて働きかけを行うこととされている。

(2) ビジネスと生物多様性

ア 国際的な動き

多くの企業はその生産活動等において、生物多様性からの恵沢（生態系サービス）に依存しているが、その一方で、開発行為による生物の生息域の破壊、温室効果ガス排出による地球温暖化、有害化学物質等の排出による汚染、経営のグローバル化に伴う意図的又は非意図的な外来種の持込みによる生態系の破壊等、企業活動が生物多様性に大きな影響を与えている実情がある。

こうした中、2006年にブラジルのクリチバで開催されたCOP8において、生物多様性に関する民間企業の参画の遅れが指摘された上で、生物多様性に大きな影響力をもつ民間事業者が模範的な実践を採択・促進していくことは生物多様性の損失防止に相当な貢献ができること、政治及び世論に対する影響力が大きい民間事業者は生物多様性の保全と持続可能な利用を広める鍵となること、生物多様性に関する知識・技術の蓄積及びより全般的なマネジメント・研究開発・コミュニケーションの能力が民間企業にはあり生物多様性の保全と持続可能な利用の実践面での活躍が期待できること等とする民間企業の参画を促す決議が初めて採択された。

2008年にドイツのボンで開催されたCOP9においても、民間企業の参画を強化するための協力等を締約国に要請すること等とする決議が採択されている。

また、このCOP9においては、COP8での決議を受けて、ドイツ政府が主唱する「ビジネスと生物多様性イニシアティブ（B & Bイニシアティブ: Business and Biodiversity Initiative）」が発足し、企業の経営・マネジメント方針の中に生物多様性の保全を組み込むことを約束する「リーダーシップ宣言」に日本企業9社を含む計34社が署名した。同宣言には、具体的な内容が盛り込まれた7項目の基準が設けられた(表 - 4 - 1 参照)。

表 - 4 - 1 : ビジネスと生物多様性イニシアティブ「リーダーシップ宣言」(抜粋)

- 1 企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う。
- 2 企業の環境管理システムに生物多様性の保全を組み込み、生物多様性指標を作成する。
- 3 生物多様性部門のすべての活動の指揮を執り、役員会に報告を行う担当者を企業内で指名する。
- 4 2～3年毎にモニターし、調整できるような現実的かつ測定可能な目標を設定する。

- 5 年次報告書、環境報告書、CSR報告書にて、生物多様性部門におけるすべての活動と成果を公表する。
- 6 生物多様性に関する目標を納入業者（supplier）に通知し、納入業者の活動を企業の目標に合うように統合してゆく。
- 7 対話を深め、生物多様性部門の管理システムを引き続き改善してゆくために、科学機関やNGOとの協調を検討する。

（各種資料を基に当室作成）

本年5月24日から28日まで開催された、COP10の各議題について検討を行う「生物多様性条約の実施に関する第3回作業部会（WGRI3）」においても、締約国に対し、生物多様性への民間参画のための施策の推進、生物多様性を企業活動に統合するための理念の整備、地域や国レベルのビジネスと生物多様性イニシアティブの設立への支援、地球規模でのパートナーシップに向けた取組への貢献などを招請することをCOP10で決定するよう勧告され、また、経済界や民間企業に対しては、条約や新戦略計画の実施に向けた貢献、中小企業を含めた企業間での民間参画に関する事例の共有や活用、民間参画の推進を把握するための基準や指標の活用等を推奨することをCOP10で決定するよう勧告されている。

イ 国内の動き

我が国においても、平成19（2007）年11月に策定された「第3次生物多様性国家戦略」において、企業の自主的な活動の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインの策定が示され、また、平成20（2008）年に制定された生物多様性基本法においても、事業活動による生物多様性に及ぼす影響を低減し、持続可能な利用に努めることは事業者の責務であると規定された。

こうした流れに基づき、平成21（2009）年8月、環境省は事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」を策定した。同ガイドラインは、「現状認識の共有」及び「指針」の2部構成となっており、「指針」では事業者が生物多様性に配慮した取組を行うに当たっての理念、取組の方向や進め方、基本原則などを示している（33頁参照）。

このような中、企業による自発的な活動も始まっている。平成20年4月に、国際的な視点から生物多様性の保全に関する共同研究を実施し、その成果を基に他の企業や利害関係者との対話を図ることで、真に生物多様性の保全に貢献する取組を進めるため、「企業と生物多様性イニシアティブ

(J B I B :Japan Business Initiative for Conservation and Sustainable Use of Biodiversity)」が設立された。本年 9 月現在で本会員 33 社、ネットワーク会員 14 社が参加している。

また、平成 21 (2009) 年 3 月、日本経済団体連合会 (日本経団連) が生物多様性に対し積極的に取り組む決意と具体的な行動に取り組む際の指針を示した「日本経団連生物多様性宣言」を発表した。同宣言は、平成 15 (2003) 年に発表された「日本経団連自然保護宣言」をさらに発展させたもので、表 - 4 - 2 の 7 つの宣言及び経団連会員企業のための 15 の行動指針から構成されている。

表 - 4 - 2 : 「日本経団連生物多様性宣言」(抜粋)

- 1 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す
- 2 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する
- 3 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む
- 4 資源循環型経営を推進する
- 5 生物多様性に学ぶ産業、暮らし、文化の創造を目指す
- 6 国内外の関係組織との連携、協力を努める
- 7 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

(出所 : 日本経済団体連合会 H P)

さらに、B & B イニシアティブが C O P 10 において終期を迎えるため、新たな国際的な民間参画イニシアティブを立ち上げようとする動きもある。本年 5 月 25 日、日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会は、国際自然保護連合日本プロジェクトオフィス、環境省、農林水産省及び経済産業省の協力の下で、「生物多様性民間参画パートナーシップ」の設立を発表し、民間事業者及び経済団体の参加を呼びかけた。同パートナーシップが主体となり、C O P 10 に向けて生物多様性の保全及び持続可能な利用等への民間参画を推進するプログラムである「生物多様性民間参画イニシアティブ」の発足を目指しており、C O P 10 に向けて、今後も企業における生物多様性に係る取組が進展していくことが期待されている。

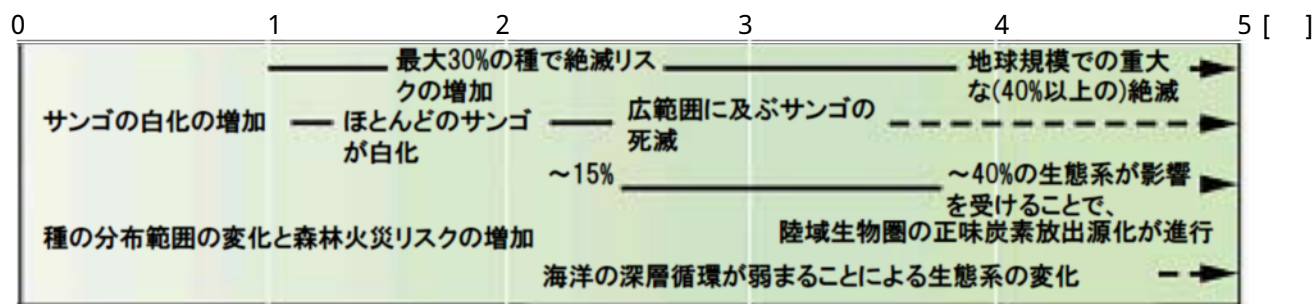
(3) 気候変動と生物多様性

平成 19 (2007) 年に公表された気候変動に関する政府間パネル (I P C

C) 第4次評価報告書では、1980年から99年までの20年間の世界平均気温をベースに、平均気温の上昇の程度に応じた生態系への影響が予測されている(図-4-4参照)。これによると、世界平均気温上昇値が1.5～2.5を超えると、動物及び植物種の最大30%で絶滅リスクが増加する可能性が高い等とされている。

図-4-4：地球温暖化による生態系への影響

(1980-1999年と比較した気温上昇値)



- ・ 「———」... 関連する影響 「- - ->」... 気温上昇に伴って影響が継続
- ・ 各記述の左端は、影響が出始めるおよその位置を示す

(出所：環境省HP)

また、温暖化に伴う干ばつや森林火災の増加により食糧生産や生態系が脅かされる状況にあり、森林の減少等の生物多様性の劣化が地球温暖化を加速させているという面もある。

このように、生物多様性と地球温暖化は密接に関連していることから、双方に資する対策を行うことが最も効果的であるとされている。

2006年10月に発表されたスターンレビュー(気候変動の経済学:The Economics of the Climate Change)によると、世界の温室効果ガスの総排出量の約2割は、途上国における森林の減少によるものとされていることから、気候変動枠組条約の下で、先進国が途上国において保全すべき森林の伐採を止めることで、温室効果ガス排出削減をしたものとみなしてクレジットを与える仕組みであるREDD(Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation)の検討が進められている¹。

さらに、近年ではREDDに森林保全・持続可能な森林管理、炭素蓄積の増加の観点を含めたREDDプラスと呼ばれる仕組みについても議論がなされている。

¹ これまで、REDDの方法論に関しては気候変動枠組条約の実施を補助する「科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)」の下で、またREDDの制度・政策面は2013年以降の制度枠組に関する問題を扱う「気候変動枠組条約下の長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA)」の下でそれぞれ議論が行われてきたが、REDD活動による排出削減量の算出方法や炭素クレジットを巡る各国の利害関係など、様々な課題があり、今後の議論の動向が注目されている。

生物多様性条約においても、COP9において生物多様性と地球温暖化に関する議題に関心が集まり、生物多様性の保全や持続可能な利用を気候変動の緩和策・適応策に組み込ませるための「生物多様性と気候変動に関するアドホック技術専門家グループ(AHTEG)」を設置することが決議された。すでに2回の専門家会合を開催し、REDDを含む気候変動の緩和、適応方策に関する議論が行われている。

(4) 資金メカニズム

生物多様性の損失や生態系サービスの劣化を回避するためには、生物多様性の保全のために必要な十分な資金の確保が必要である。このため、世界全体における生物多様性保全のための資金供給の仕組み(資金メカニズム)を検討していくことが課題となっている。

1991年に設立されたGEF(地球環境ファシリティ)は、IBRD(国際復興開発銀行)、UNDP(国連開発計画)、UNEP(国連環境計画)の3つの実施機関によって共同運営されているもので、各国が、IBRDに設置されているGEF信託基金に分担して資金を提供し、3つの実施機関がその資金をもとに、生物多様性対策、気候変動対策等のプロジェクトを実施している。資金動員の在り方については、途上国(ブラジル等)が、ポスト2010年目標やABSは資金と合わせて合意されるべきと主張しており、GEFの増資が決定しているものの、途上国には更なる資金が必要である等、なお不満がある状況である。

このため、プロジェクト終了後にも、生物多様性の保全の取組が継続的に行われるようにするため、政府等の公的資金に加えて、多様な主体の資金を活用する新しい資金メカニズムの検討がなされている。具体的には、国際的なPES(生態系サービスへの支払い)、生物多様性オフセット等である。こうした検討は既にOECD(経済協力開発機構)やIUCN(国際自然保護連合)等の一部の国際機関で行われてきているが、COP10においても資金メカニズムが暫定議題に掲げられているところである。

PES及び生物多様性オフセットは、以下のようなものである。

ア 生態系サービスへの支払い(PES)

生態系サービスへの支払い(PES: Payment for Ecosystem)とは、様々な生態系サービスの恩恵を受けている受益者に対して、その利用内容と利用度に応じた適正な対価の支払いを求める仕組みである。森林をはじめとする様々な生態系は、人類の生活に様々な恩恵(生態系サービス)をもた

らしている。しかし、食糧や木材等は購入するため対価を支払っているが、大気汚染浄化作用やCO₂吸収作用等を有する森林の生態系サービスの価値については意識されていないことが少なくない。そこでPESは、受益者負担の原則に基づき、生態系サービスを受けている受益者が当該サービスの価値を認識し、本来支払われるべき生態系サービスの使用料を支払う仕組みである。

PESの一つとして、税金や補助金等を活用する方法もある。これは、地方自治体で導入されている森林環境税のように、受益者が便益を受ける生態系サービスの大きさに応じて税金や課金の形で支払いをし、その収入を生態系サービスの維持に対し補助金等として供給するものである。

PESは現在、世界各国で様々な種類のものが導入されているが、例えば、1997年に導入されたコスタリカの森林環境保全に関するPES制度（PES参加者は森林保護契約を締結し、適切に持続可能な森林管理活動を行うことが求められている。）が挙げられる。我が国においても、森林の生態系サービスに関するPES制度として、水源林保全のための政策を実施するための費用を、その政策の実施によって便益を受ける受益者に公正に負担を求める森林環境税が多くの自治体で導入されているところである。

このようにPESには、様々な形態があるが、社会情勢や法制度の仕組み等によって対象とする生態系サービスやその利用者、供給者、支払金額等が異なっている。1990年代後半に普及が進んだPESは、比較的歴史が浅い制度であるが、今後の導入の進展が期待されているものである。

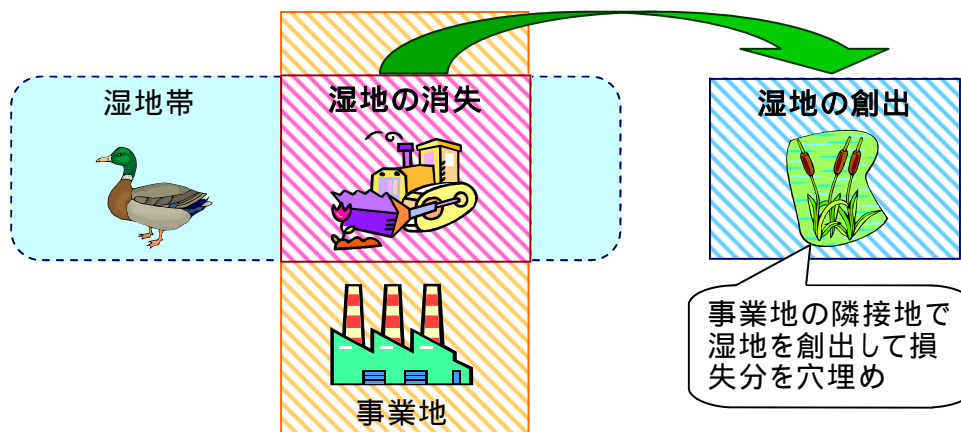
イ 生物多様性オフセット

カーボンオフセットは、事業活動や生活に伴って排出されたCO₂を他の場所で削減することで相殺（オフセット）する取組であるが、これに相当するものとして、近年では生物多様性オフセットが普及しつつある。

生物多様性オフセットは、ある地域で自然環境の破壊が行われる場合、近隣地等の異なる場所で同様の質を有する自然環境を新たに創造することで、その影響を代償しようとするものである（図 - 4 - 5 参照）。

生物多様性オフセットの優良事例の蓄積や生物多様性オフセットの普及に向けた基準の作成のためのBBOP（ビジネスと生物多様性オフセットプログラム：Business and Biodiversity Offsets Program）では、欧米各国の大手企業、国際機関、各国政府、研究機関、NGO等が自主的に参加し、各国で実施されている生物多様性オフセットの実施状況などを調査し、生物多様性オフセットを実施する際の10原則を取りまとめた（表 - 4 - 3 参照）。

図 - 4 - 5 : 生物多様性オフセットの例



オフセットは、可能な限り同一の地理的範囲内(同一流域内など)で行われることとされている。

(環境省資料を基に当室作成)

表 - 4 - 3 : 生物多様性オフセットの10原則 (BBOP)

ノーネットロス

結果としての生物多様性のノーネットロス、望ましくはネットゲイン

追加的な保全効果

オフセット未実施の場合の結果を上回る生物多様性保全の成果を達成すべきである

ミティゲーションの階層構造

適切な回避策、軽減策、修復策の後にオフセットを実施する

オフセットの限界

生物多様性の代替不可能性と脆弱性により、オフセットでも完全に代償できない影響がある

景観的観点

オフセットが行われる場所のみに着目するのではなく、生物多様性の生物、社会、文化的価値の総合的情報を考慮した広い視点から計画的に生物多様性オフセットと代償地の整備を進める

ステークホルダー参加

オフセットに係る意思決定への利害関係者の効果的な参加を確保する

衡平性

利害関係者間の権利、責任、リスク、便益の衡平な分配、及び先住民族と地域コミュニティへの配慮の必要性

長期的効果

プロジェクト影響の続く限りの長期的効果、望ましくは持続性の確保

透明性

オフセット立案、実施、結果の公開をタイムリーかつ透明に行う必要があること

科学的、伝統的知識

科学的な知見に基づいたプロセスと、伝統的知識への適切な配慮を含んだものであること

(各種資料を基に当室作成)

開発事業によって影響を受ける生物多様性の損失と代償される生物多様性を比較した場合に、正味の損失をゼロにすることをノーネットロス（no-net loss）、正味の損失以上に生息域を創造することをネットゲイン（net gain）といい、これらがオフセットの原則とされている。

開発事業が生物多様性に与える影響を軽減する行為は「ミティゲーション

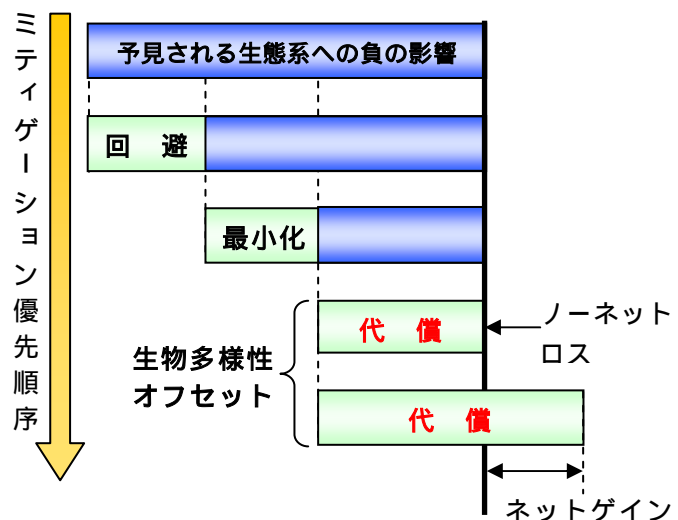
（緩和）」と呼ばれており、その具体的手法としては「回避」「最小化」「代償」という種類と優先順序があり、生物多様性オフセットはその「代償」に当たる。つまり、まず環境への影響を回避すること、それが困難な場合にはその影響を最小化する等の様々な措置を行った後に、生物種の生息地と同等な質の自然環境を整備することで相殺するものとされている(図 - 4 - 6 参照)。

米国や欧州等では、公共事業等での生物多様性オフセットが制度化されており、既に数十年の歴史があるが、我が国においては制度化に向けた議論が現在のところあまりなされていないのが現状である。

生物多様性オフセットを行う方法はいくつかあるが、開発事業者が自らオフセットを実施する代わりに、当該開発事業により失われる生物やその生息域を別の場所で確保したことを示すことができる権利を、土地所有者等から購入するという「生物多様性バンキング」という仕組みが近年注目されている。この場合、専門的な知識や人材を有しているコンサルタント等の専門業者が既に創造した自然を実質購入するという形となるため、費用対効果が高く、生物多様性保全の観点からも優れていると評価されており、米国やオーストラリア等の国々で導入されている。米国では、湿地を主に扱うミティゲーションバンクの事例が多い。

生物多様性オフセットを実施する場合、影響を受ける生物多様性と代償される生物多様性の質や価値を把握する必要があるが、これらを正確に評価することは困難とされており、現在のところ国際的に認められたオフセット評価手法は存在しない。例えば、自然環境措置の実施の代償を法律で

図 - 4 - 6 : 生物多様性オフセットの階層構造



(BBOP資料等を基に当室作成)

義務付けしている米国では、多様な評価手法が開発されているが、有効とされる評価手法の一つに、生息域評価手続（H E P : Habitat Evaluation Procedures）²という方法がある。生物多様性の状況は地域により異なっていて生息種も異なるため、今後は定量化手法の確立方法が課題とされている。

² H E Pは、生態系の価値を特定の野生生物の生息環境（ハビタット）に置き換え、ハビタットの「質」と「量（面積）」を掛け合わせ時間による分析を行うことで、定量的に評価を行う手法である。環境保全措置の内容や根拠をより明確に示すことが可能になるという利点がある一方で、様々な野生生物の定量的評価モデルを整備する必要性、調査内容や調査期間の増大等の課題がある。

5 カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)における国際交渉

(1) カルタヘナ議定書の概要

「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」(以下「カルタヘナ議定書」という。)とは、生物多様性条約に基づき、遺伝子組換え生物の国境を越える移動に焦点を当て、現代のバイオテクノロジーによって改変された生物(遺伝子組換え生物と細胞融合生物¹)(LMO: Living Modified Organisms)が生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないよう、安全な移送、取扱い及び利用について、各国がその十分な保護を確保するための予防的措置を講じることを定めたものである。

このカルタヘナ議定書は、1995年11月に開催されたCOP2(インドネシア・ジャカルタ)において、その策定を行うことが決定されたものである。1999年2月に開かれた特別締約国会議(コロンビア・カルタヘナ)では採択が延期されたが、2000年1月の特別締約国会議(カナダ・モントリオール)で採択され、2003年9月に発効した。我が国は2003年11月に締結し、2004年2月に我が国について効力が発生した。2010年8月現在で、158カ国及びEUが締結しているが、遺伝子組換え作物の主要生産国である米国、オーストラリア、アルゼンチン、カナダは締約していない。

カルタヘナ議定書は、生物多様性条約第8条(g)及び第19条に基づき策定されたものである。

1993年に発効した生物多様性条約は、第8条(g)において、生息域内保全として締約国は、「バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響(生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの)を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること」としている。

また、第19条は、バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分に関し、「締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続(特に

¹ 細胞融合生物とは、2つの異なった生物の細胞を融合し、その雑種を生成する技術を使って生まれた生物をいう。例えば、トマトとジャガイモの細胞を融合して生成した「ポマト」がある。

事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの)を定める議定書の必要性及び態様について検討する。」とし、バイオセーフティに関する議定書の策定等に係る検討を求めている。

このバイオセーフティに関する議定書が、後のカルタヘナ議定書であり、生物多様性条約で規定されたことを具体化し、遺伝子組換え生物等の国際間移動を規制する具体的内容を定めている。

(2) カルタヘナ議定書「責任と救済」

カルタヘナ議定書作成の交渉の中でも、遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、輸入国等において生物多様性の保全及び持続可能な利用について損害が生じた場合の責任の所在や救済方法に関する規定を設けるか否かについてが、交渉初期から最終段階に至るまで紛糾した論点であった。

遺伝子組換え生物による環境損害の例はこれまで報告されていないとされているが²、損害が発生した場合の補償を求める主として途上国側からの強い意向があり、最終的には、今後の議論のプロセスを確保するため、2000年1月に採択されたカルタヘナ議定書の中に「責任と救済」に関する規定(第27条)が設けられた。同条では、損害が発生した場合の責任の所在や救済方法について、国際的なルール及び手続きを作成する作業をカルタヘナ議定書第1回締約国会議(MOP1)から4年以内に完了するよう努めることとされている(表-5-1参照)。

表-5-1:【カルタヘナ議定書第27条「責任と救済」】

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第1回会合において、改変された生物の国境を越える移動から生ずる損害についての責任及び救済の分野における国際的な規則及び手続を適宜作成することに関する方法を、これらの事項につき国際法の分野において進められている作業を分析し及び十分に考慮しつつ採択し、並びにそのような方法に基づく作業を4年以内に完了するよう努める。

この作業を行うため、2004年2月、MOP1における決定(2002年4月)により、「責任と救済」に関する作業部会が設置され、具体的な検討を行うこととなった。第1回から第3回までの作業部会(2005年5月、2006年2月、2007年2月)においては、「責任と救済」の論点に関し、国際的なルール及び手続きが必要となるような損害の分析、ルール及び手続きの適用に関する問題の分析、ルール及び手続きの要素に関するオプション

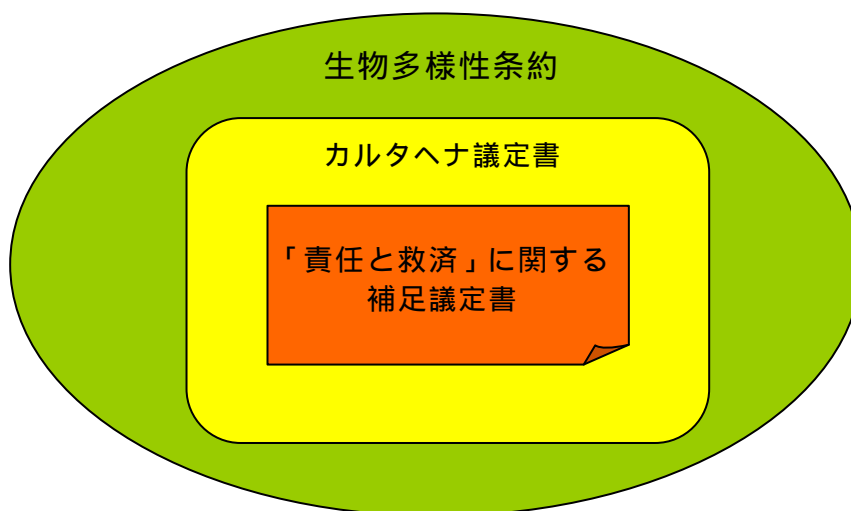
² 経済産業省資料「カルタヘナ議定書(第27条「責任と救済」)国際交渉の現状」(2010年3月)

(選択肢) の洗出しが行われた。第 4 回作業部会 (2007 年 10 月) では、取りまとめられた成果物と各国提案を取りまとめたテキストを対象に議論が行われ、選択肢の絞り込み等が行われた。第 5 回作業部会 (2008 年 3 月) において、それまでの議論を踏まえて、交渉を進展させるものとして共同議長よりコア・エレメント・ペーパー (C E P) が提示され、同 C E P に基づいて交渉の進展を試みることに合意が得られた。2008 年 5 月に開催された M O P 4 (ドイツ・ボン) 直前であったということもあり、更なる交渉の進展を図るため、共同議長から指名された地域代表を含む少数国による議長フレンズ会合 (F C C : Friends of Co-Chairs) が開催された。

M O P 4 においては、「責任と救済」に係る交渉のためのコンタクトグループが構成され、F C C がそのままコンタクトグループとして議論を継続した。この会合において責任と救済について結論を得るには至らなかったが、検討対象とする作業文書が決定され、この文書を基にして今後の交渉を継続することとし、議長フレンズ会合を 2010 年の M O P 5 までに 2 回開催することで一致して、会議を終了した。

第 1 回 F C C (メキシコ・メキシコシティ) は、2009 年 2 月に開催され、遺伝子組換え生物による損害に係る「責任と救済」の国際的なルールの位置付けは、カルタヘナ議定書の補足議定書という形式で、議定書としてはあくまで別個で各国が締結するという方針が示された上で、補足議定書案が提案された (図 - 5 - 1 参照) 。

図 - 5 - 1 : 「責任と救済」の国際的なルールの位置付け

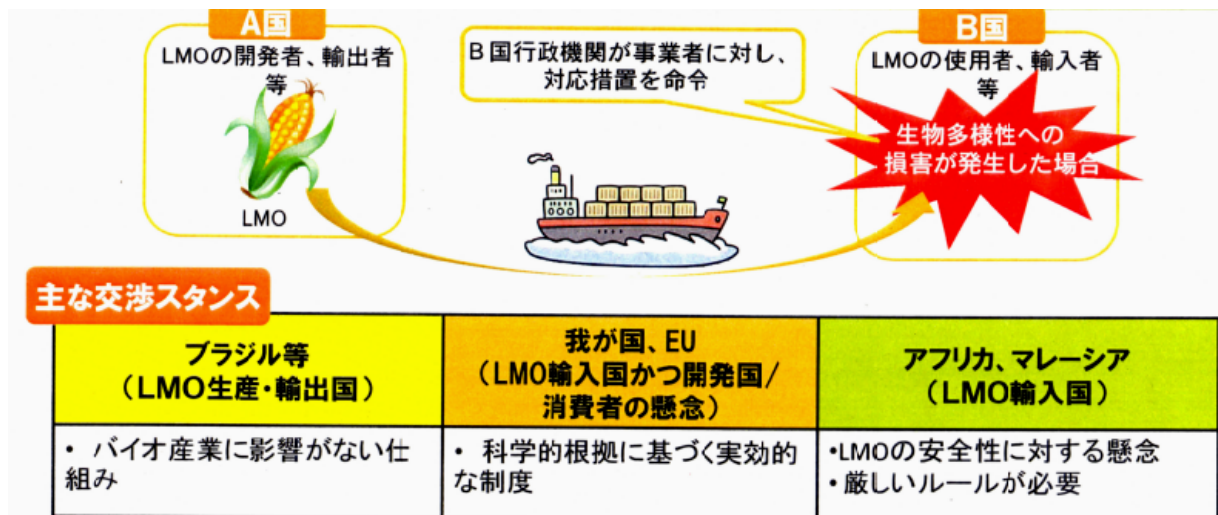


(当室作成)

第2回FCC(マレーシア・プトラジャヤ)は、2010年2月に開催され、第1回FCCで提案された補足議定書案の検討に焦点を絞った交渉が行われ、条文案が整理されて多くは合意されたが、遺伝子組換え生物による損害が発生した場合に措置を行うべき「事業者」の定義等の論点については、一定の歩み寄りが図られたものの、合意には至らなかった。

遺伝子組換え生物の輸入国であるマレーシア、インド、アフリカ諸国等は、遺伝子組換え生物の安全性・種の存続への懸念から、先進国による資金的援助も含め、より厳格な責任を問うとともに、賠償方法を明確化した広範なルールを要求している。一方、遺伝子組換え生物の生産・輸出国であるブラジル、コロンビア等は、バイオテクノロジー企業の生産に影響がない仕組みを求め、日本・EU・ニュージーランドは、科学的根拠に基づく制度を求めるという立場をとっている(図-5-2参照)。

図-5-2:カルタヘナ議定書における「責任と救済」について



(出所:環境省資料)

第3回FCC(マレーシア・クアラルンプール)は、意見の隔たりが大きかった論点について議論するため、2010年6月に臨時で開催され、21条項からなる補足議定書案について、主な2項目(対象とする遺伝子組換え生物の範囲及び事業者に対する財政的保障)を除き合意が得られた。さらに、MOP5直前の10月6日から8日まで、名古屋市で第4回FCCが開催され、残された論点の議論を行う予定とされている。

(3) MOP5における国際交渉の課題

前述したとおり、カルタヘナ議定書における遺伝子組換え生物による損害に係る「責任と救済」の国際的なルール及び手続きの作成については、

2004年に交渉が開始され、6年間の交渉を経てようやく補足議定書の形式となり、論点も絞り込まれたところである。21条項からなる補足議定書案について、遺伝子組換え生物の「産品」を補足議定書の対象とするか、

締約国が事業者に財政的な保障を求めるか、の2項目が残された主要論点となっている。の「産品」については、カルタヘナ議定書の対象外であることもあり、アフリカ諸国等の一部の途上国を除き対象とすることに反対の意見が強い。また、の財政的保障について必要性を主張するアフリカ諸国に対し、ラテンアメリカ諸国がバイオ産業への影響を懸念して反対しており、対立している。

今後は、10月6日から8日まで名古屋市で開催される第4回FCCで更なる交渉が行われる。我が国は、MOP5での「責任と救済」に係る補足議定書の採択を目指す。途上国が遺伝子組換え生物の安全性への懸念から強い規律を要求している中で、補足議定書の採択の有無とともに、どのような内容の合意がなされるのかが焦点となっている。しかし、議定書作成の交渉時から積み残されてきた案件でもあり、また、既に国際的ルール作成を議論することがMOP1で決定されたプロセスとなっていることをも考慮すれば、国際ルールの構築に当たり、損害の範囲、救済の在り方についての各国の共通理解の下で、結論を得る段階にあるとされている。

參考資料

生物の多様性に関する条約（平成5年条約第9号）

前文

締約国は、

生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値を意識し、

生物の多様性が進化及び生物圏における生命保持の機構の維持のため重要であることを意識し、

生物の多様性の保全が人類の共通の関心事であることを確認し、

諸国が自国の生物資源について主権的権利を有することを再確認し、

諸国が、自国の生物の多様性の保全及び自国の生物資源の持続可能な利用について責任を有することを再確認し、

生物の多様性がある種の人間活動によって著しく減少していることを懸念し、

生物の多様性に関する情報及び知見が一般的に不足していること並びに適当な措置を計画し及び実施するための基本的な知識を与える科学的、技術的及び制度的能力を緊急に開発する必要があることを認識し、

生物の多様性の著しい減少又は喪失の根本原因を予想し、防止し及び取り除くことが不可欠であることに留意し、

生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないことに留意し、

更に、生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態系及び自然の生息地の生息域内保全並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復であることに留意し、

更に、生息域外における措置も重要な役割を果たすこと及びこの措置は原産国においてとることが望ましいことに留意し、

伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を衡平に配分することが望ましいことを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用において女子が不可欠の役割を果たすことを認識し、また、生物の多様性の保全のための政策の決定及び実施のすべての段階における女子の完全な参加が必要であることを確認し、

生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のため、国家、政府間機関及び民間部門の間の国際的、地域的及び世界的な協力が重要であること並びにそのような協力の促進が必要であることを強調し、

新規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある技術の取得の適当な機会の提供が生物の多様性の喪失に取り組むための世界の能力を実質的に高めることが期待できることを確認し、

更に、開発途上国のニーズに対応するため、新規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある技術の取得の適当な機会の提供を含む特別な措置が必要であることを確認し、

この点に関して後発開発途上国及び島嶼（しょ）国の特別な事情に留意し、

生物の多様性を保全するため多額の投資が必要であること並びに当該投資から広範な環境上、経済上及び社会上の利益が期待されることを確認し、

経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上国にとって最優先の事項であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が食糧、保健その他増加する世界の人口の必要を満たすために決定的に重要であること、並びにこの目的のために遺伝資源及び技術の取得の機会の提供及びそれらの配分が不可欠であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、究極的に、諸国間の友好関係を強化し、人類の平和に貢献することに留意し、

生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のための既存の国際的な制度を強化し及び補完することを希望し、

現在及び将来の世代のため生物の多様性を保全し及び持続可能であるように利用することを決意して、

次のとおり協定した。

第1条 目的

この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する。

第2条 用語

この条約の適用上、

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

「生物資源」には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む。

「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

「遺伝資源の原産国」とは、生息域内状況において遺伝資源を有する国をいう。

「遺伝資源の提供国」とは、生息域内の供給源（野生種の個体群であるか飼育種又は栽培種の個体群であるかを問わない。）から採取された遺伝資源又は生息域外の供給源から取り出された遺伝資源（自国が原産国であるかないかを問わない。）を提供する国をいう。

「飼育種又は栽培種」とは、人がその必要を満たすため進化の過程に影響を与えた種をいう。

「生態系」とは、植物、動物及び微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的環境とが相互に作用して一の機能的な単位を成す動的な複合体をいう。

「生息域外保全」とは、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。

「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。

「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

「生息地」とは、生物の個体若しくは個体群が自然に生息し若しくは生育している場所又はその類型をいう。

「生息域内状況」とは、遺伝資源が生態系及び自然の生息地において存在している状況をいい、飼育種又は栽培種については、当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において存在している状況をいう。

「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。

「保護地域」とは、保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域をいう。

「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従ってこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の正当な委任を受けたものをいう。

「持続可能な利用」とは、生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することをいう。

「技術」には、バイオテクノロジーを含む。

第3条 原則

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権の権利を有し、また、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有する。

第4条 適用範囲

この条約が適用される区域は、この条約に別段の明文の規定がある場合を除くほか、他国の権利を害さないことを条件として、各締約国との関係において、次のとおりとする。

- (a) 生物の多様性の構成要素については、自国の管轄の下にある区域
- (b) 自国の管轄又は管理の下で行われる作用及び活動（それらの影響が生ずる場所のいかなるを問わない。）については、自国の管轄の下にある区域及びいずれの国の管轄にも属さない区域

第5条 協力

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、可能な限り、かつ、適当な場合には、直接に又は適当なときは能力を有する国際機関を通じ、いずれの国の管轄にも属さない区域その他相互に関心を有する事項について他の締約国と協力する。

第6条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。
- (b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

第7条 特定及び監視

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、特に次条から第10条までの規定を実施するため、次のことを行う。

- (a) 附属書に列記する区分を考慮して、生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。
- (b) 生物の多様性の構成要素であって、緊急な保全措置を必要とするもの及び持続可能な利用に最大の可能性を有するものに特別の考慮を払いつつ、標本抽出その他の方法により、(a)の規定に従って特定される生物の多様性の構成要素を監視すること。
- (c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある作用及び活動の種類を特定し並びに標本抽出その他の方法によりそれらの影響を監視すること。
- (d) (a)から(c)までの規定による特定及び監視の活動から得られる情報を何らかの仕組みによって維持し及び整理すること。

第8条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。
- (b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。
- (c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。
- (d) 生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。
- (e) 保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること。
- (f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。
- (g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。
- (h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。
- (i) 現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること。
- (j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。
- (k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。

- (l) 前条の規定により生物の多様性に対し著しい悪影響があると認められる場合には、関係する作用及び活動の種類を規制し又は管理すること。
- (m) (a)から(l)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援（特に開発途上国に対するもの）を行うことについて協力すること。

第9条 生息域外保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、主として生息域内における措置を補完するため、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること。この措置は、生物の多様性の構成要素の原産国においてとることが望ましい。
- (b) 植物、動物及び微生物の生息域外保全及び研究のための施設を設置し及び維持すること。その設置及び維持は、遺伝資源の原産国において行うことが望ましい。
- (c) 脅威にさらされている種を回復し及びその機能を修復するため並びに当該種を適当な条件の下で自然の生息地に再導入するための措置をとること。
- (d) (c)の規定により生息域外における特別な暫定的措置が必要とされる場合を除くほか、生態系及び生息域内における種の個体群を脅かさないようにするため、生息域外保全を目的とする自然の生息地からの生物資源の採取を規制し及び管理すること。
- (e) (a)から(d)までに規定する生息域外保全のための財政的な支援その他の支援を行うことについて並びに開発途上国における生息域外保全のための施設の設定及び維持について協力すること。

第10条 生物の多様性の構成要素の持続可能な利用

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。
- (b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。
- (c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。
- (d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。
- (e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。

第11条 奨励措置

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励することとなるような経済的及び社会的に健全な措置をとる。

第12条 研究及び訓練

締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのような教育及び訓練を支援すること。

- (b) 特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。
- (c) 第 16 条、第 18 条及び第 20 条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

第 13 条 公衆のための教育及び啓発

締約国は、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の保全の重要性及びその保全に必要な措置についての理解、各種の情報伝達手段によるそのような理解の普及並びにこのような題材の教育事業の計画への導入を促進し及び奨励すること。
- (b) 適当な場合には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する教育啓発事業の計画の作成に当たり、他国及び国際機関と協力すること。

第 14 条 影響の評価及び悪影響の最小化

1 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。
- (b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。
- (c) 適宜、二国間の、地域的な又は多数国間の取極を締結することについて、これを促進することにより、自国の管轄又は管理の下における活動であって、他国における又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに関し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。
- (d) 自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他国の管轄の下にある区域又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に及ぶ場合には、このような危険又は損害を受ける可能性のある国に直ちに通報すること及びこのような危険又は損害を防止し又は最小にするための行動を開始すること。
- (e) 生物の多様性に重大なかつ急迫した危険を及ぼす活動又は事象（自然に発生したものであるかないかを問わない。）に対し緊急に対応するための国内的な措置を促進し及びそのような国内的な努力を補うための国際協力（適当であり、かつ、関連する国又は地域的な経済統合のための機関の同意が得られる場合には、共同の緊急時計画を作成するための国際協力を含む。）を促進すること。

2 締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む。）についての問題を検討する。ただし、当該責任が純粋に国内問題である場合を除く。

第 15 条 遺伝資源の取得の機会

1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。

- 2 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。
- 3 この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第 19 条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。
- 4 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。
- 5 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。
- 6 締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学研究について、当該他の締約国の十分な参加を得て及び可能な場合には当該他の締約国において、これを準備し及び実施するよう努力する。
- 7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第 20 条及び第 21 条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

第 16 条 技術の取得の機会及び移転

- 1 締約国は、技術にはバイオテクノロジーを含むこと並びに締約国間の技術の取得の機会の提供及び移転がこの条約の目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術について、他の締約国に対する取得の機会の提供及び移転をこの条の規定に従って行い又はより円滑なものにすることを約束する。
- 2 開発途上国に対する 1 の技術の取得の機会の提供及び移転については、公正で最も有利な条件（相互に合意する場合には、緩和されたかつ特恵的な条件を含む。）の下に、必要な場合には第 20 条及び第 21 条の規定に基づいて設ける資金供与の制度に従って、これらを行い又はより円滑なものにする。特許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う。この 2 の規定は、3 から 5 までの規定と両立するように適用する。
- 3 締約国は、遺伝資源を利用する技術（特許権その他の知的所有権によって保護される技術を含む。）について、当該遺伝資源を提供する締約国（特に開発途上国）が、相互に合意する条件で、その取得の機会を与えられ及び移転を受けられるようにするため、必要な場合には第 20 条及び第 21 条の規定の適用により、国際法に従い並びに 4 及び 5 の規定と両立するような形で、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
- 4 締約国は、開発途上国の政府機関及び民間部門の双方の利益のために自国の民間部門が 1 の技術の取得の機会の提供、共同開発及び移転をより円滑なものにするよう、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとり、これに関し、1 から 3 までに規定する義務を遵守する。
- 5 締約国は、特許権その他の知的所有権がこの条約の実施に影響を及ぼす可能性があることを認識し、そのような知的所有権がこの条約の目的を助長しかつこれに反しないことを確保するため、国内法令及び国際法に従って協力する。

第 17 条 情報の交換

- 1 締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する公に入手可能なすべての情報源からの情報の交換を円滑にする。
- 2 1に規定する情報の交換には、技術的、科学的及び社会経済的な研究の成果の交換を含むものとし、また、訓練計画、調査計画、専門知識、原住民が有する知識及び伝統的な知識に関する情報並びに前条 1 の技術と結び付いたこれらの情報の交換を含む。また、実行可能な場合には、情報の還元も含む。

第 18 条 技術上及び科学上の協力

- 1 締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。
- 2 締約国は、この条約の実施に当たり、特に自国の政策の立案及び実施を通じ、他の締約国（特に開発途上国）との技術上及び科学上の協力を促進する。この協力の促進に当たっては、人的資源の開発及び組織の整備という手段によって、各国の能力を開発し及び強化することに特別の考慮を払うべきである。
- 3 締約国会議は、その第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報の交換の仕組みを確立する方法について決定する。
- 4 締約国は、この条約の目的を達成するため、自国の法令及び政策に従い、技術（原住民が有する技術及び伝統的な技術を含む。）の開発及び利用についての協力の方法を開発し並びにそのような協力を奨励する。このため、締約国は、また、人材の養成及び専門家の交流についての協力を促進する。
- 5 締約国は、相互の合意を条件として、この条約の目的に関連のある技術の開発のための共同研究計画の作成及び合弁事業の設立を促進する。

第 19 条 バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分

- 1 締約国は、バイオテクノロジーの研究のために遺伝資源を提供する締約国（特に開発途上国）の当該研究の活動への効果的な参加（実行可能な場合には当該遺伝資源を提供する締約国における参加）を促進するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
- 2 締約国は、他の締約国（特に開発途上国）が提供する遺伝資源を基礎とするバイオテクノロジーから生ずる成果及び利益について、当該他の締約国が公正かつ衡平な条件で優先的に取得する機会を与えられることを促進し及び推進するため、あらゆる実行可能な措置をとる。その取得の機会は、相互に合意する条件で与えられる。
- 3 締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続（特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの）を定める議定書の必要性及び態様について検討する。
- 4 締約国は、3に規定する生物の取扱いについての自国の規則（利用及び安全に係るもの）並びに当該生物が及ぼす可能性のある悪影響に関する入手可能な情報を当該生物が導入される締約国に提供する。その提供は、直接に又は自国の管轄の下にある自然人若しくは法人で当該生物を提供するものに要求することにより、行う。

第 20 条 資金

- 1 締約国は、その能力に応じ、自国の計画及び優先度に従い、この条約の目的を達成するための各国の活動に関して財政的に支援し及び奨励することを約束する。

- 2 先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する。その増加費用は、締約国会議が立案する政策、戦略、計画の優先度、適格性の基準及び増加費用の一覧表に従い、開発途上締約国と次条に規定する制度的組織との間で合意される。先進締約国以外の締約国（市場経済への移行の過程にある国を含む。）は、先進締約国の義務を任意に負うことができる。この条の規定の適用のため、締約国会議は、その第1回会合において、先進締約国及び先進締約国の義務を任意に負うその他の締約国の一覧表を作成する。締約国会議は、定期的に当該一覧表を検討し、必要に応じて改正する。その他の国及び資金源からの任意の拠出も勧奨される。これらの約束は、資金の妥当性、予測可能性及び即応性が必要であること並びに当該一覧表に掲げる拠出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮して履行する。
- 3 先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、この条約の実施に関連する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。
- 4 開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金及び技術の移転に関する約束の効果的な履行に依存しており、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であるという事実が十分に考慮される。
- 5 締約国は、資金供与及び技術の移転に関する行動をとるに当たり、後発開発途上国の特定のニーズ及び特別な状況を十分に考慮に入れる。
- 6 締約国は、開発途上締約国（特に島嶼（しょ）国）における生物の多様性への依存並びに生物の多様性の分布及び所在から生ずる特別な事情も考慮に入れる。
- 7 開発途上国（特に、環境上最も害を受けやすいもの、例えば、乾燥地帯、半乾燥地帯、沿岸地域及び山岳地域を有するもの）の特別な状況も考慮に入れる。

第21条 資金供与の制度

- 1 この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるものとし、その制度の基本的な事項は、この条に定める。この条約の目的のため、当該制度は、締約国会議の管理及び指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。当該制度は、締約国会議がその第1回会合において決定する制度的組織によって運営する。この条約の目的のため、締約国会議は、第一文の資金の利用（その機会の提供を含む。）についての政策、戦略、計画の優先度及び適格性の基準を決定する。拠出については、締約国会議が定期的に決定する必要な資金の額に基づき、前条に規定する資金の予測可能性、妥当性及び即応性が必要であること並びに同条2に規定する一覧表に掲げる拠出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮に入れる。先進締約国その他の国及び資金源から任意の拠出を行うこともできる。当該制度は、民主的で透明な管理の仕組みの下で運営する。
- 2 締約国会議は、この条約の目的を達成するため、その第1回会合において、資金の利用（その機会の提供を含む。）についての政策、戦略及び計画の優先度並びに適格性の詳細な基準及び指針に関する決定（資金の利用を定期的に監視し及び評価することについてのものを含む。）を行う。締約国会議は、資金供与の制度の運営を委託された制度的組織との協議の後、1の規定を実施するための取決めを決定する。
- 3 締約国会議は、この条約の効力発生の日から少なくとも2年を経過した日及びその後は定期的に、この条の規定に基づいて設けられる制度の有効性（2の基準及び指針の有効性を含む。）

について検討するものとし、その検討に基づき、必要に応じ、当該制度の有効性を高めるために適当な措置をとる。

- 4 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための資金を供与するため、既存の資金供与の制度を強化することについて検討する。

第22条 他の国際条約との関係

- 1 この条約の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。
- 2 締約国は、海洋環境に関しては、海洋法に基づく国家の権利及び義務に適合するようこの条約を実施する。

第23条 締約国会議

- 1 この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第1回会合は、国際連合環境計画事務局長がこの条約の効力発生の後1年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第1回会合において決定する一定の間隔で開催する。
- 2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後6箇月以内に締約国の少なくとも3分の1がその要請を支持するときに開催する。
- 3 締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の事務規則並びに事務局の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択する。締約国会議は、通常会合において、次の通常会合までの会計期間の予算を採択する。
- 4 締約国会議は、この条約の実施状況を常時検討し、このため、次のことを行う。
 - (a) 第26条の規定に従って提出される情報の送付のための形式及び間隔を決定すること並びにそのような情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。
 - (b) 第25条の規定に従って提供される生物の多様性に関する科学上及び技術上の助言を検討すること。
 - (c) 必要に応じ、第28条の規定に基づいて議定書を検討し及び採択すること。
 - (d) 必要に応じ、第29条及び第30条の規定に基づいてこの条約及びその附属書の改正を検討し及び採択すること。
 - (e) 議定書及びその附属書の改正を検討すること並びに改正が決定された場合には、当該議定書の締約国に対し当該改正を採択するよう勧告すること。
 - (f) 必要に応じ、第30条の規定に基づいてこの条約の追加附属書を検討し及び採択すること。
 - (g) 特に科学上及び技術上の助言を行うため、この条約の実施に必要と認められる補助機関を設置すること。
 - (h) この条約が対象とする事項を扱っている他の条約の執行機関との間の協力の適切な形態を設定するため、事務局を通じ、当該執行機関と連絡をとること。
 - (i) この条約の実施から得られる経験に照らして、この条約の目的の達成のために必要な追加的行動を検討し及びとること。
- 5 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある分野において認められた団体又は機関（政府又は民間のものいずれであるかを問わない。）であって、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨

事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の3分の1以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、締約国会議が採択する手続規則に従う。

第24条 事務局

- 1 この条約により事務局を設置する。事務局は、次の任務を遂行する。
 - (a) 前条に規定する締約国会議の会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。
 - (b) 議定書により課された任務を遂行すること。
 - (c) この条約に基づく任務の遂行に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。
 - (d) 他の関係国際機関との調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。
 - (e) その他締約国会議が決定する任務を遂行すること。
- 2 締約国会議は、その第1回通常会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した能力を有する既存の国際機関の中から事務局を指定する。

第25条 科学上及び技術上の助言に関する補助機関

- 1 この条約により科学上及び技術上の助言に関する補助機関を設置する。補助機関は、締約国会議及び適当な場合には他の補助機関に対し、この条約の実施に関連する時宜を得た助言を提供する。補助機関は、すべての締約国による参加のために開放するものとし、学際的な性格を有する。補助機関は、関連する専門分野に関する知識を十分に有している政府の代表者により構成する。補助機関は、その活動のすべての側面に関して、締約国会議に対し定期的に報告を行う。
- 2 1の補助機関は、締約国会議の管理の下に、その指針に従い及びその要請により、次のことを行う。
 - (a) 生物の多様性の状況に関する科学的及び技術的な評価を行うこと。
 - (b) この条約の規定に従ってとられる各種の措置の影響に関する科学的及び技術的な評価のための準備を行うこと。
 - (c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある革新的な、効率的な及び最新の技術及びノウハウを特定すること並びにこれらの技術の開発又は移転を促進する方法及び手段に関する助言を行うこと。
 - (d) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての科学的な計画並びに研究及び開発における国際協力に関する助言を行うこと。
 - (e) 締約国会議及びその補助機関からの科学、技術及び方法論に関する質問に回答すること。
- 3 1の補助機関の任務、権限、組織及び運営については、締約国会議が更に定めることができる。

第26条 報告

締約国は、締約国会議が決定する一定の間隔で、この条約を実施するためにとった措置及びこの条約の目的を達成する上での当該措置の効果に関する報告書を締約国会議に提出する。

第27条 紛争の解決

- 1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。

- 2 紛争当事国は、交渉により合意に達することができなかつた場合には、第三者によるあっせん又は仲介を共同して求めることができる。
- 3 いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、1又は2の規定により解決することができなかつた紛争について、次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして受け入れることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。
 - (a) 附属書 第一部に規定する手続による仲裁
 - (b) 国際司法裁判所への紛争の付託
- 4 紛争は、紛争当事国が3の規定に従って同一の紛争解決手段を受け入れている場合を除くほか、当該紛争当事国が別段の合意をしない限り、附属書 第二部の規定により調停に付する。
- 5 この条の規定は、別段の定めがある議定書を除くほか、すべての議定書について準用する。

第28条 議定書の採択

- 1 締約国は、この条約の議定書の作成及び採択について協力する。
- 2 議定書は、締約国会議の会合において採択する。
- 3 議定書案は、2の会合の少なくとも6箇月前に事務局が締約国に通報する。

第29条 この条約及び議定書の改正

- 1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。議定書の締約国は、当該議定書の改正を提案することができる。
- 2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国の会合において採択する。この条約又は議定書の改正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも6箇月前に事務局がそれぞれこの条約又は当該議定書の締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国にも参考のために通報する。
- 3 締約国は、この条約及び議定書の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で採択するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し批准、受諾又は承認のために送付する。
- 4 改正の批准、受諾又は承認は、寄託者に対して書面により通告する。3の規定に従って採択された改正は、3の議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この条約の締約国又は当該議定書の締約国の少なくとも3分の2が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後90日目の日に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国の間で効力を生ずる。その後は、改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した後90日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。
- 5 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

第30条 附属書の採択及び改正

- 1 この条約の附属書又は議定書の附属書は、それぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、手続的、科学的、技術的及び事務的な事項に限定される。

- 2 この条約の追加附属書又は議定書の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。ただし、議定書に当該議定書の附属書に関して別段の定めがある場合を除く。
 - (a) この条約の追加附属書又は議定書の附属書は、前条に定める手続を準用して提案され及び採択される。
 - (b) 締約国は、この条約の追加附属書又は自国が締約国である議定書の附属書を承認することができない場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から1年以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行った異議の宣言を撤回することができるものとし、この場合において、附属書は、(c)の規定に従うことを条件として、当該締約国について効力を生ずる。
 - (c) 附属書は、寄託者による採択の通報の日から1年を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかったこの条約又は関連議定書のすべての締約国について効力を生ずる。
- 3 この条約の附属書及び議定書の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。
- 4 附属書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正に関連している場合には、追加され又は改正された附属書は、この条約又は当該議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第31条 投票権

- 1 この条約又は議定書の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。
- 2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約又は関連議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第32条 この条約と議定書との関係

- 1 いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、この条約の締約国である場合又は同時にこの条約の締約国となる場合を除くほか、議定書の締約国となることができない。
- 2 議定書に基づく決定は、当該議定書の締約国のみが行う。当該議定書の批准、受諾又は承認を行わなかったこの条約の締約国は、当該議定書の締約国の会合にオブザーバーとして参加することができる。

第33条 署名

この条約は、1992年6月5日から同年6月14日まではリオ・デ・ジャネイロにおいて、同年6月15日から1993年6月4日まではニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第34条 批准、受諾又は承認

- 1 この条約及び議定書は、国家及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。
- 2 この条約又は議定書の締約国となる1の機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この条約又は当該議定書に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約又は同一の議定書の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。こ

の場合において、当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づく権利を同時に行使することができない。

- 3 1の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は当該議定書の批准書、受諾書又は承認書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

第35条 加入

- 1 この条約及び議定書は、この条約及び当該議定書の署名のための期間の終了後は、国家及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。
- 2 1の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は当該議定書への加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。
- 3 前条2の規定は、この条約又は議定書に加入する地域的な経済統合のための機関についても適用する。

第36条 効力発生

- 1 この条約は、30番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。
- 2 議定書は、当該議定書に規定する数の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後90日目の日に効力を生ずる。
- 3 この条約は、30番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する締約国については、当該締約国による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。
- 4 議定書は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、2の規定に基づいて効力が生じた後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する締約国については、当該締約国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後90日目の日又はこの条約が当該締約国について効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。
- 5 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第37条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第38条 脱退

- 1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から2年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。
- 2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後1年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。
- 3 この条約から脱退する締約国は、自国が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

第39条 資金供与に関する暫定的措置

国際連合開発計画、国際連合環境計画及び国際復興開発銀行の地球環境基金は、第21条の要件に従って十分に再編成されることを条件として、この条約の効力発生から締約国会議の第1回

会合までの間又は締約国会議が同条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間暫定的に、同条に規定する制度的組織となる。

第 40 条 事務局に関する暫定的措置

第 24 条 2 に規定する事務局の役務は、この条約の効力発生から締約国会議の第 1 回会合までの間暫定的に、国際連合環境計画事務局長が提供する。

第 41 条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者の任務を行う。

第 42 条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1992 年 6 月 5 日にリオ・デ・ジャネイロで作成した。

附属書 特定及び監視

1 生態系及び生息地

高い多様性を有するもの、固有の若しくは脅威にさらされた種を多く有するもの又は原生地域を有するもの

移動性の種が必要とするもの

社会的、経済的、文化的又は科学的に重要であるもの

代表的であるもの、特異なもの又は重要な進化上その他生物学上の過程に関係しているもの

2 種及び群集

脅威にさらされているもの

飼育種又は栽培種と近縁の野生のもの

医学上、農業上その他経済上の価値を有するもの

社会的、科学的又は文化的に重要であるもの

指標種のように生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する研究のために重要であるもの

3 社会的、科学的又は経済的に重要であり、かつ、記載がされたゲノム及び遺伝子

附属書

第一部 仲裁

第 1 条

申立国である締約国は、紛争当事国が、この条約第 27 条の規定に従って紛争を仲裁に付する旨を事務局に通告する。通告には、仲裁の対象である事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約又は議定書の条文を含む。仲裁の対象である事項について、仲裁裁判所の裁判長が指名される前に紛争当事国が合意しない場合には、仲裁裁判所がこれを決定する。事務局は、受領した情報をこの条約又は当該議定書のすべての締約国に送付する。

第2条

- 1 二の当事国間の紛争の場合については、仲裁裁判所は、3人の仲裁人で構成する。各紛争当事国は、各1人の仲裁人を任命し、このようにして任命された2人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、当該仲裁裁判所において裁判長となる。裁判長は、いずれかの紛争当事国の国民であってはならず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によっても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあってはならない。
- 2 二を超える当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国が合意により共同で1人の仲裁人を任命する。
- 3 仲裁人が欠けたときは、当該仲裁人の任命の場合と同様の方法によって空席を補充する。

第3条

- 1 第二の仲裁人が任命された日から2箇月以内に仲裁裁判所の裁判長が指名されなかった場合には、国際連合事務総長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、引き続き2箇月の期間内に裁判長を指名する。
- 2 いずれかの紛争当事国が要請を受けた後2箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合事務総長にその旨を通報し、同事務総長は、引き続き2箇月の期間内に仲裁人を指名する。

第4条

仲裁裁判所は、この条約、関連議定書及び国際法の規定に従い、その決定を行う。

第5条

紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第6条

仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠の暫定的保全措置を勧告することができる。

第7条

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、すべての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。

- (a) すべての関係のある文書、情報及び便益を仲裁裁判所に提供すること。
- (b) 必要に応じ、仲裁裁判所が証人又は専門家を招致し及びこれらの者から証拠を入手することができるようにすること。

第8条

紛争当事国及び仲裁人は、仲裁手続期間中に秘密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負う。

第9条

仲裁に付された紛争の特別の事情により仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、すべての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

第10条

いずれの締約国も、紛争の対象である事項につき仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

第11条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し及び決定することができる。

第12条

手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

第13条

いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し及び仲裁判断を行うよう要請することができる。いずれかの紛争当事国が欠席し又は弁護を行わないことは、仲裁手続を妨げるものではない。仲裁裁判所は、最終決定を行うに先立ち、申立てが事実及び法において十分な根拠を有することを確認しなければならない。

第14条

仲裁裁判所は、完全に設置された日から5箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認める場合には、5箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

第15条

仲裁裁判所の最終決定は、紛争の対象である事項に限定されるものとし、その理由を述べる。最終決定には、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。仲裁人は、別個の意見又は反対意見を最終決定に付することができる。

第16条

仲裁判断は、紛争当事国を拘束する。紛争当事国が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、上訴を許さない。

第17条

最終決定の解釈又は履行の方法に関し紛争当事国間で生ずる紛争については、いずれの紛争当事国も、当該最終決定を行った仲裁裁判所に対し、その決定を求めるため付託することができる。

第二部 調停

第1条

いずれかの紛争当事国の要請があったときは、調停委員会が設置される。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、5人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ2人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

第2条

二を超える当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国が合意により共同で調停委員会の委員を任命する。二以上の紛争当事国が別個の利害関係を有し又は同一の利害関係を有するか有しないかについて意見の相違がある場合には、これらの紛争当事国は、別個に委員を任命する。

第3条

調停委員会の設置の要請が行われた日の後2箇月以内に紛争当事国によるいずれかの任命が行われなかった場合において、当該要請を行った紛争当事国の求めがあるときは、国際連合事務総長は、引き続き2箇月の期間内に当該任命を行う。

第4条

調停委員会の最後の委員が任命された後2箇月以内に同委員会の委員長が選任されない場合において、いずれかの紛争当事国の求めがあるときは、国際連合事務総長は、引き続き2箇月の期間内に委員長を指名する。

第5条

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続を定める。同委員会は、紛争の解決のための提案を行い、紛争当事国は、この提案を誠実に検討する。

第6条

調停委員会が権限を有するか有しないかに関する意見の相違については、同委員会が裁定する。

